中津川市の環境

令和7年度版 (令和6年度実績)



中津川市

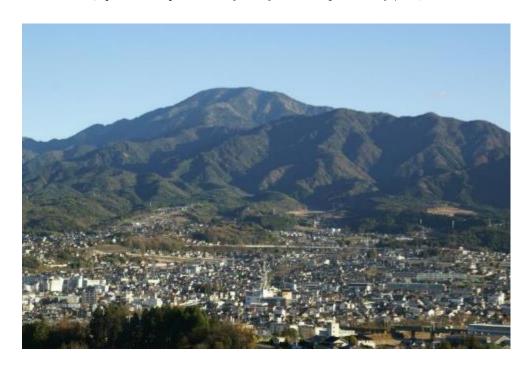
目 次

第1章 中津川市の概況	
第1節 中津川市の概況	
1. 市の位置と地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 市内の気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 人口・世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 中津川市の環境の現状	
第1節 中津川市の環境の現状	
1. 大気環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 水環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
3. 騒 音・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
4. 振 動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
5. 悪 臭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
6. 公害苦情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
7. リサイクルと廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
第3章 第三次中津川市環境基本計画	
第1節 第三次中津川市環境基本計画	
1. 環境基本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
2. 計画の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
3.計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
第2節 計画の施策体系	
1. 環境施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 4
2. 環境施策の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
I. 自然共生地域づくり(中津川市生物多様性地域戦略)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
Ⅱ. 循環型地域づくり(一般廃棄物処理基本計画より引用)・・・・・・・	5 4
Ⅲ. 低炭素地域づくり(中津川市地球温暖化対策実行計画)・・・・・・・	5 9
IV. 安全安心な環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 8
V 環暗保全に向けたまづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 3

≪資料編≫

1.	中津川市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
2.	中津川市環境保全条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
3.	中津川市ポイ捨て等防止条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 6
4.	中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8
5.	中津川市埋立て等の規制に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 0
6.	中津川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る	
	生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例・・・・・・	9 4
7.	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例・・	9 5
8.	騒音に係る環境基準の地域類型の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 7
9.	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び	
	特定工場等に発生する騒音の規制基準の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 8
10.	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定・・・・・・・	1 0 0
11.	自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分の指定・・・・・・・	1 0 0
12.	振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び	
	特定工場等において発生する振動の規制基準の設定・・・・・・	1 0 1
13.	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定・・・・・・・	1 0 1
14.	自動車振動に基づく振動の規制基準に定める区域の区分等の指定・・・・・・	102
15.	悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制地域の指定及び	
	悪臭物質の規制基準の設定・・・・・・	102

第1章 中津川市の概況



恵那山と中津川市街地

第1節 中津川市の概況

1. 市の位置と地勢

中津川市は、岐阜県の東南端に位置し、東は木曽山脈、南は三河高原に囲まれ、中央を東西に木曽川が流れる風光明媚なまちです。岐阜県内6番目に広い市で、恵那山をはじめとする山々の懐に抱かれた、自然豊かなまちです。

古くは中山道の宿場町として栄え、明治中期から昭和初期にかけて市内に主要工場が立地するなど工業の歴史も古く、近年では、中核工業団地の完成により、多数企業も立地し、商工業都市として成長してきました。一方、豊かな自然環境の中で、広大な森林から産出される東濃桧を代表として、優れた農産物などを産する農林業地域でもあり、地場産業の盛んな中山間の中核都市です。

(1)位置

方位	地名	経度
極東	阿木丸山	東経 137 度 38 分
極西	加子母舞台峠	東経 137 度 19 分

方位	地名	緯度
極南	阿木三森山	北緯 35 度 21 分
極北	加子母三国山	北緯 35 度 48 分

中津川市統計書(令和6年度版)

(2)標高

区分	場所	海抜
最高地点	恵那山山頂	2,191m
最低地点	和田川と木曽川の合流点	230m

中津川市統計書(令和6年度版)

(3) 広ぼう

東西	南北	面積
28km	49km	676.45km ²

中津川市統計書(令和6年度版)

(4) 主要山岳、主要河川

山岳	標高	現 住 所
恵那山	2,191 m	中津川市、長野県阿智村
小秀山	1,982 m	中津川市加子母、長野県王滝村
奥三界岳	1,811 m	中津川市川上・付知町、長野県大桑村
富士見台	1,739 m	中津川市、長野県阿智村
焼 山	1,710 m	中津川市、恵那市上矢作町
三国山	1,611 m	中津川市加子母、下呂市、長野県王滝村
三界山	1,600 m	中津川市川上・付知町・福岡
南沢山	1,564 m	中津川市、長野県南木曽町、阿智村
高時山	1,564 m	中津川市加子母
雨乞棚山	1,391 m	中津川市付知町
二ツ森山	1,223 m	中津川市福岡
笠 置 山	1,128 m	中津川市蛭川、恵那市

水系	河川名	河川延長
	付知川	27,546 m
	阿木川	16,920 m
	中津川	13,963 m
	川上川	9,927 m
r.	飯沼川	9,438 m
木曽	和田川	9,000 m
小曽川 水	千旦林川	6,020 m
系	湯舟沢川	5,668 m
	狩宿川	5,300 m
	外洞川	5,000 m
	柏原川	5,000 m
	四ツ目川	2,618 m

中津川市統計書(令和6年度版)

(5) 地目別面積

区分	農用地	森林	原野	道路	水面・河 川・水路	宅地	その他	総面積
面積	3,836 ha	53,337 ha	293 ha	2,140 ha	1,489 ha	2,244 ha	4,306 ha	67,645 ha
面積の割合	5.67 %	78.85 %	0.43 %	3.16 %	2.20 %	3.32 %	6.37 %	100.00 %

中津川市統計書(令和6年度版)

2. 市内の気象

中央高地式気候**に属しており、年間を通して降水量が比較的少なく、冬は放射冷却現象等により昼夜 の温度差が大きいですが、1年を通じて過ごしやすい土地柄です。

※周囲を標高の高い山地に囲まれた盆地の気候で、年間を通して降水量が少ない。

(1) 年次別気象の概要

		気温 (℃)	気温 (℃)		降水量(mm)		日数(日)	
区分	平均気温	最高気温 (起日)	最低気温 (起日)	最大雨量 (起日)	年間降水量	雨	雪	
R 6	15.4	36.9 (8月17日)	-6.3 (1月26日)	88.0 (6月28日)	1,739	135	8	
R 5	15.0	37.6 (8月10日)	-7.1 (1月26日)	200.0 (6月2日)	1,852	128	2	

中津川市統計書(令和6年度版)

(単位:時間)注:日界は0~24時

(2) 月別日照時間

区分	1日 平均	年間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
R 6	5.5	2,015.4	142.6	146.6	186.3	177.0	197.8	183.4	185.1	216.7	190.7	128.2	141.7	119.3
R 5	6.3	2,282.6	174.3	171.6	219.5	205.3	231.3	145.8	232.3	209.4	173.7	203.5	163.5	152.4

中津川市統計書(令和6年度版)

3. 人口•世帯数

平成7年の国勢調査時の人口85,387人をピークに人口は減少傾向にあります。また、年齢区分においても、15歳未満の比率は低下し、65歳以上の高齢者比率は高くなっており、高齢化が進んでいることがわかります。

(1) 地区別人口・世帯数

地区	世帯数	人口	1 世帯 当たり人員
中津川	11, 982	25, 813	2. 15
苗木	2, 584	6, 188	2. 39
坂 本	5, 718	13, 212	2. 31
落 合	1, 538	3, 515	2. 29
阿木	806	1, 976	2.45
神坂	475	1, 179	2.48
ДП	390	943	2.42

(令和6年4月1日現在 単位:世帯・人)

地区	世帯数	人口	1世帯 当たり人員
坂 下	1, 711	4, 106	2. 40
川上	279	664	2. 38
加子母	939	2, 386	2. 54
付知町	1, 928	5, 097	2.64
福岡	2, 344	5, 941	2. 53
蛭川	1, 112	3, 026	2. 72
市全体	31, 806	74, 046	2. 33

中津川市統計書(令和6年度版)

(2) 国勢調査

· · ·				
区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	15 歳未満(%)	65 歳以上(%)
令和2年度	29,690	76,570	12.0	32.9
平成 27 年度	28,438	78,883	13.1	31.0
平成7年度		85,387	16.9	19.4

国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 産業別就業人口

製造業では、電気機械器具、自動車関連などのものづくりが盛んな工業都市です。

農林業では、水稲を中心とした農業はもちろんのこと、建築用良材として知られる東濃桧の産地として 林業・木工業の産業も根付いています。 (単位:人数)

第1次産業 (農林業)	第2次産業 (製造業・建設業)	第3次産業 (サービス業等)	分類不能の産業
1,800 (4.7%)	15,375 (40.1%)	20,220 (52.7%)	988 (2.6%)

国勢調査(令和2年10月1日現在)

第2章 中津川市の環境の現状



付知町

第1節 中津川市の環境の現状

1. 大気環境

(1) 大気汚染の概要

大気汚染は、工場、事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排気ガス、又はこれらが要因物質となって大気中の様々な条件により光化学オキシダントなどの新たな物質が生成されることなどによって引き起こされます。

公害対策の進展等により、個々のばい煙や排気ガス等は以前より改善されてきていますが、自動車台 数の増加など消費社会の拡充により、汚染物質の排出は引き続き多大な状況となっています。

①大気汚染に係る環境基準とその評価方法

大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準として下に示した表のとおりの11の物質について基準が定められています。

大気汚染に係る環境基準とその評価方法

物 質 名	環 境 基 準
二酸化硫黄(SO ₂)	1 時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、 かつ、1 時間値が0.1 ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素(NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が0.04 ppm~0.06 ppm までのゾーン又はそれ以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、 1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値の1日平均値が、0.10 mg/m³以下であり、かつ、 1 時間値が0.20 mg/m³以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 μg/m³以下であり、 1日平均値が35 μg/m³以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が0.06 ppm以下であること。
ベンゼン(C ₆ H ₆)	1年平均値が0.003 mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン (C ₂ HCl ₃)	1年平均値が0.13 mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン (C ₂ Cl ₄)	1年平均値が0.2 mg/m³以下であること。
ジクロロメタン(CH ₂ Cl ₂)	1年平均値が0.15 mg/m³以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が0.6 pg-TEQ/m³以下であること。

- ※1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活してない地域又は場所については、適用しない。
- ※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm (マイクロメートル) 以下のものをいう。
- %3 光化学オキシダントとは、オゾン (O_3) 、パーオキシアセチルナイトレート (PAN) その他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。
- ※4 pg-TEQ/m³とは、大気 1m³当りのダイオキシン類の毒性等量 (TEQ: Toxic Equivalent) をピコグラム (pg) で示したもの。

(2) 大気汚染測定状況

①監視測定

大気環境の監視については、岐阜県にて設置管理している中津川測定局(設置場所:中津川市役所)にて常時監視を行っており、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダントの5物質について24時間測定を実施しています。

②大気汚染の現況

ア) 二酸化硫黄 (SO₂)

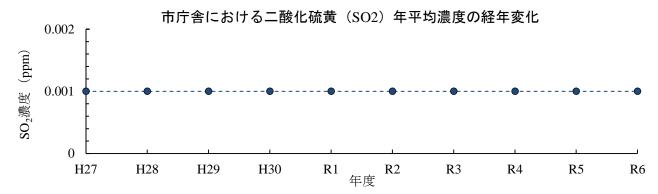
二酸化硫黄は、大気汚染物質の中で代表的な物質であり、主に重油用石油系燃料に含まれる硫黄分を燃焼させることにより発生する無色かつ刺激臭の強い気体です。呼吸器を刺激し、せき、気管支喘息、気管支炎などの障害を引き起こします。また、酸性雨の原因のひとつでもあり動植物にも被害を及ぼしたりします。

令和6年度の中津川測定局の年平均値は 0.001ppm であり、年間を通してほぼ一定の値で、過去 10年間は同水準を維持しています。環境基準の適合状況も、環境基準の短期的評価において 1日平均並びに 1時間値が環境基準を超えた日数はなく、長期的評価も基準値を達成しています。

令和6年度二酸化硫黄(SO₂)測定結果(中津川市役所)

	-11211	` ` ' '		1- 12-477	1 /								
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
有効測定日数	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	27	13	344
測定時間数	716	740	715	740	741	687	739	715	738	740	663	322	8256
月平均値(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0	0.001	0.001	0	0.001
環境基準超過時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1時間値が0.1ppmを越えた時間)	U	U	U	U	U	U	U	O	O	U	U	U	U
環境基準超過日数	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
(日平均値が 0.04ppm を超えた日数)	0	0	0	0	0	0	0	Ü	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(ppm)	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003
1日平均値の最高値(ppm)	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002

資料提供:岐阜県環境管理課



二酸化硫黄の環境基準評価 (令和6年度)

	測定時間	平均値	時間値が 0.04ppm を	日平均値が 0.04ppm を	環境基準の長期的評価の
	側足时间	(ppm)	超えた日の有無	超えた日の有無	適否(適○、否×)
市庁舎	8,256	0.001	無	無	0

※二酸化硫黄に係る環境基準: 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

" (長期的評価): 測定時間が年間 6,000 時間以上あり、1日平均値が 0.04ppm を超えた日が2日以上連続せず、

かつ1日平均値が 0.04ppm を超えた日数が年間を通じて 2%以下であること。

イ)窒素酸化物 (NO_X)

窒素酸化物は、窒素が酸化されて生成される化合物で、燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃焼物中に含まれる窒素酸化物が酸化されてできるものがあり、化石燃料の燃焼により増加します。二酸化窒素は、工場のばい煙や自動車排気ガスに含まれる一酸化窒素が大気中で紫外線の影響を受け、酸素やオゾンと反応し、生成されます。窒素酸化物は、光化学オキシダントの生成反応に関係するだけでなく、硫黄酸化物と同様に、酸性雨の原因ともなっています。

二酸化窒素の令和6年度の年間平均値は0.004 ppm であり、長期的評価に基づく環境基準値を達成しています。

令和6年度窒素酸化物測定結果(中津川市役所)

一酸化窒素 (NO)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
有効測定日数	30	31	30	31	31	28	31	30	31	29	27	31	360
測定時間数	716	740	714	740	741	687	740	716	738	714	662	737	8645
月平均値(ppm)	0	0	0	0	0.001	0	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
1時間値の最高値(ppm)	0.004	0.003	0.004	0.004	0.006	0.004	0.007	0.014	0.033	0.031	0.015	0.008	0.033
1日平均値の最高値(ppm)	0.001	0.001	0	0.001	0.002	0.001	0.001	0.003	0.005	0.004	0.002	0.001	0.005

資料提供:岐阜県環境管理課

二酸化窒素 (NO₂)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
有効測定日数	30	31	30	31	31	28	31	30	31	29	27	31	360
測定時間数	716	740	714	740	741	687	740	716	738	714	662	737	8645
月平均値(ppm)	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.004	0.005	0.007	0.006	0.006	0.005	0.004
環境基準超過時間数 (時間値が 0.2ppm を越えた時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境基準超過日数 (日平均値が 0.06ppm を超えた日数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(ppm)	0.014	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	0.011	0.016	0.020	0.026	0.024	0.017	0.026
1日平均値の最高値(ppm)	0.009	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.006	0.008	0.015	0.011	0.011	0.010	0.015

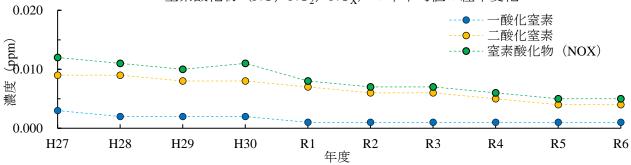
資料提供:岐阜県環境管理課

窒素酸化物 (NO_v)

至系版化物(NOX)													
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
有効測定日数	30	31	30	31	31	28	31	30	31	29	27	31	360
測定時間数	716	740	714	740	741	687	740	716	738	714	662	737	8645
月平均値(ppm)	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.006	0.009	0.007	0.006	0.006	0.005
1時間値の最高値(ppm)	0.014	0.010	0.010	0.009	0.010	0.008	0.015	0.022	0.051	0.050	0.037	0.018	0.051
1日平均値の最高値(ppm)	0.009	0.006	0.004	0.004	0.006	0.004	0.007	0.009	0.018	0.013	0.011	0.011	0.018

資料提供:岐阜県環境管理課





二酸化窒素の環境基準評価(令和6年度)

	測定時間	平均値	時間値が 0.2ppm を	日平均値が 0.06ppm を	環境基準の長期的評価の
	例是时间	(ppm)	超えた日の有無	超えた日の有無	適否(適○、否×)
市庁舎	8,645 0.004		無	無	0

[※]二酸化窒素に係る環境基準: 1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.006ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

ウ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が $10\mu m$ ($1^{2}\mu^{2}m^{2}=1$ =千分の1mm)以下のものをいいます。主な発生原因には、自動車の排ガスや工場から排出されるばい煙に加え、微小な黄砂粒子等も含まれるため、黄砂が観測された日に高い値を示すことがあります。浮遊粒子状物質はかなり小さな粒子なので、大気中に長期間留まり肺や気管に沈着し、呼吸器系の疾患をひき起こすことがあります。

令和6年度の中津川測定局の年平均値は 0.012mg/m³ であり、県の年平均値(0.011mg/m³) とほぼ同水準でした。なお、最も高かった月平均値は4月の 0.018mg/m³ でした。環境基準の適合状況については、環境基準の短期的評価において、1時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数はなく、長期的評価においても環境基準を達成しています。浮遊粒子状物質年平均値の経年変化をみると、近年は横ばいからやや減少傾向にあります。

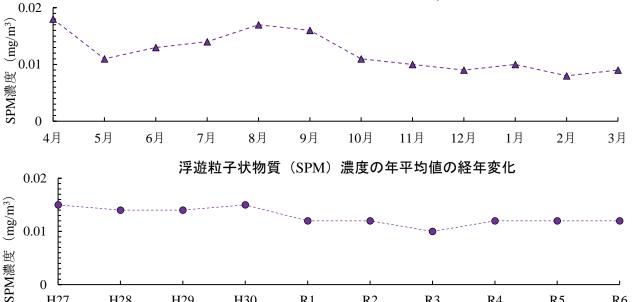
令和6年度浮遊粒子状物質(SPM)測定結果(中津川市役所)

1740 千汉子巡视 1 77的员 (51141)	, W1V	しかログ	• • •	/ T /··	11 12	71 /							
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
有効測定日数	30	31	29	31	31	28	31	30	29	31	29	31	359
測定時間数	719	743	708	742	743	691	742	719	701	733	693	739	8610
月平均値(mg/m³)	0.018	0.011	0.013	0.014	0.017	0.016	0.011	0.010	0.009	0.010	0.008	0.009	0.012
環境基準超過時間数 (時間値が 0.20mg/m³ を越えた時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境基準超過日数 (日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値(mg/m³)	0.090	0.036	0.037	0.040	0.049	0.047	0.065	0.041	0.048	0.060	0.052	0.136	0.136
1日平均値の最高値(mg/m³)	0.043	0.022	0.025	0.021	0.029	0.031	0.017	0.019	0.015	0.022	0.015	0.042	0.043

資料提供:岐阜県環境管理課

[※]二酸化窒素に係る環境基準の長期的評価:測定時間が年間 6,000 時間以上あり、1日の平均値の年間 98%が 0.04~0.06ppm の ゾーン内又はそれ以下であること。





浮遊粒子状物質の環境基準評価(令和6年度)

H29

H30

H28

H27

	用途地域区分	1 日平均値が 0.1mg/m³ を超えた日 が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価の適否 (適〇、否×)
市庁舎	準工業地域	無	0

R1

R3

R4

R5

R6

R2

年度

※浮遊粒子状物質に係る環境基準: 1時間値の1日平均値が0.10 mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m3以下であること。 (長期的評価):測定時間が年間 6,000 時間以上あり、1日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続せず、 かつ1日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数が年間を通じて2%以下であること。

エ) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する 2.5 μm 以下の粒子で、前述の浮遊粒子状物質よりも小さなもの を指します。主な発生要因は、ディーゼルエンジンや工場等での燃料の焼却、火山や土壌からの自然発 生、ガス状で排出された大気汚染物質が、大気中で硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)と化学反応 することによる粒子化などが挙げられます。微小粒子状物質はとても小さいため、肺の奥等に入り込み やすく、より人体への影響が大きいと考えられています。

岐阜県では、平成26年から新たに中津川市内で測定所を設け、12月から定期観測を開始しました。年 平均値については、測定開始から緩やかな減少傾向にありましたが、令和6年度の平均値は 8.0μg/m³、 日平均値の最高値は3月の 42.7µg/m³とそれぞれ前年度の値(平均値 7.9µg/m³、日平均値の最高値 20.3μg/m³) を上回りました。3月の42.7μg/m³については令和6年度中で唯一環境基準値を超過する結果 となりました。

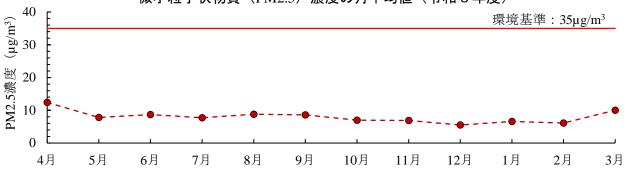
令和6年度微小粒子状物質(PM2.5)測定結果(中津川市役所)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
有効測定日数	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	28	31	363
測定時間数	719	743	719	743	743	691	742	719	743	737	671	741	8711
月平均値(μg/m³)	12.4	7.8	8.7	7.7	8.8	8.6	7.0	6.9	5.5	6.6	6.1	10.0	8.0
環境基準超過時間数 (日平均値が 35µg/m³を越えた時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
1日平均値の最高値(μg/m³)	24.4	16.2	15.6	12.1	16.5	18.6	11.8	14.2	10.1	16.3	11.8	42.7	42.7

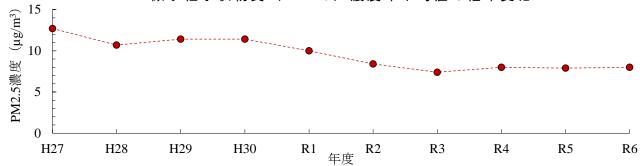
資料提供:岐阜県環境管理課

※微小粒子状物質に係る環境基準: 1 年平均値が 15 μg/m³以下であり、1 日平均値が 35 μg/m³以下であること。





微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度年平均値の経年変化



オ)光化学オキシダント(Ox)

光化学オキシダントは、工場等や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が太陽光線による光化学反応で二次的に生成される酸化性物質の総称で、光化学大気汚染(いわゆる光化学スモッグ)の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右されます。

「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく注意報は、平成22年度以降は当地区では、発令されていません。なお、注意報が発令したとして、直ちに健康に被害が生じるわけではないですが、高濃度だと目やのどの粘膜を刺激するため、被害を未然に防ぐため、屋外での激しい運動を避け、出来るだけ屋内で過ごすなどの注意をとることが必要です。また、目やのどに痛みを感じるなどの症状を感じたら、目の洗浄やうがい等の措置をとる必要があります。

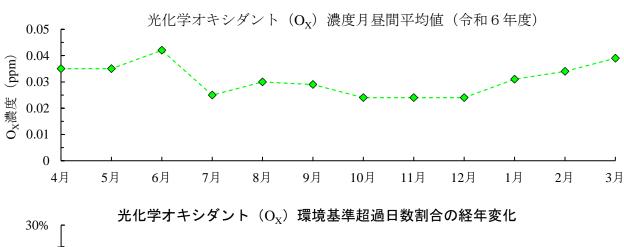
令和6年度の中津川測定局の測定結果は、昼間(午前5時から午後8時まで)の1時間値の最高値は0.095ppm(10月)でした。また、環境基準超過時間数は239時間であり、令和5年度(267時間)を下回りました。平成26年度以降、環境基準超過時間数は減少傾向にありますが、今年度も環境基準の達成はできませんでした。特に紫外線が強くなる4月から9月にかけて、環境基準を超える傾向にあります。また、1日における濃度の変化については概ね午後2時から午後8時において高い値を示す傾向にあります。当市における光化学オキシダント発生状況の特徴として、東濃西部地域の数値が高くなり、順次当市の数値が上昇する傾向にあるため、広域的な監視が必要です。令和6年度では、県内21測定局のいずれにおいても、環境基準を達成できていません(県平均74日、345時間環境基準超過)。

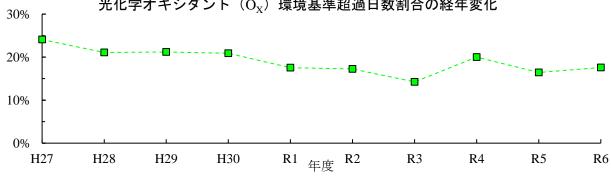
令和6年度光化学オキシダント(Ox)測定結果(中津川市役所)

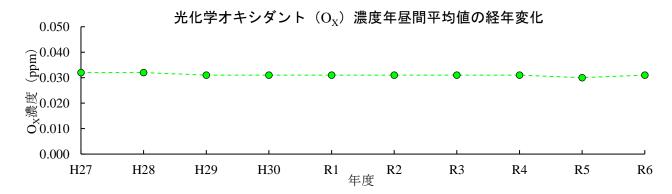
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	30	28	31	364
昼間測定時間数	450	459	449	463	465	431	465	450	465	439	411	464	5411
昼間平均値(ppm)	0.035	0.035	0.042	0.025	0.030	0.029	0.024	0.024	0.024	0.031	0.034	0.039	0.031
環境基準超過日数 (日平均値が 0.06ppm を超えた日数)	8	11	18	0	12	6	1	0	0	1	0	7	64
環境基準超過日数 (時間値が 0.06ppm を超えた時間)	28	46	61	0	33	20	2	0	0	1	0	48	239
注意報発令基準超過時間数 (時間値が 0.12ppm を超えた時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.069	0.078	0.092	0.060	0.095	0.082	0.066	0.055	0.055	0.061	0.055	0.083	0.095

資料提供:岐阜県環境管理課

- ※昼間は、午前5時から午後8時までをいう。
- ※光化学オキシダントは、昼間発生する「光化学スモッグ」の発生に関連した指標物質であることから、平均の対象とするサンプルが異なる2種類の平均値があります。
- ①昼間平均値:昼間の15時間に測定された全ての1時間値をサンプルとした平均値
- ②昼間の目最高1時間値の平均値:1目(昼間)の1時間値の最高値のみをサンプルとした平均値







光化学オキシダントの環境基準評価 (令和6年度)

	昼間の年平均値	昼間の1時間値が 0.06 ppm を	環境基準の長期的評価の適否
	(ppm)	超えた日数	(適○、否×)
市庁舎	0.031	64 日(有効測定日数の 17.6 %)	×

[※]光化学オキシダントの環境基準: 1時間値が $0.06 \, ppm$ 以下($0.06 \, ppm$ を超えた時間数がゼロ)であること。ただし、午前 $5 \, ppm$ を移る時までの昼間時間帯についての評価

光化学オキシダントの予報及び注意報発令記録

年度	発令月日	予	報	注意	意報
+ 及	第7月日 	時刻	最高濃度	時刻	最高濃度
H20	5月23日			15 時~19 時	0.125ppm
H20	6月17日	14 時~17 時	0.112ppm	発令	なし
H21	5月12日	15 時~	0.106ррт	発令	なし
H21	6月27日			15 時~	0.148ppm
H22~H30	当地区(恵廷	『・中津川地域)』	こは発令なし		
R 1	5月27日	12 時~	0.101ppm	発令	なし
R 2∼R 6	当地区(恵廷	『・中津川地域)』	こは発令なし		

[※]注意報発令基準: 1時間値の平均値が 0.12 ppm 以上となった場合。但し、時間帯(日没後等)や 1時間値の終わりの値が 0.12 ppm を下回っているときには、注意報は発令されない場合もある。

力) 風向、風速

市庁舎測定局における風速は年間を通じて安定して穏やかで、年平均値は $0.9\,\mathrm{m/s}$ であり、 1 時間値の最高値は $5.1\,\mathrm{m/s}$ でした。

令和6年度風向・風速測定結果(中津川市役所)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	年間
有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
測定時間数	720	744	720	744	744	720	744	720	744	743	665	742	8750
風速平均値(m/s)	0.9	1.1	1.0	0.9	0.9	0.9	0.6	0.7	0.7	0.8	1.0	1.0	0.9
1 時間値の最高値(m/s)	4.2	4.7	3.6	4.4	3.6	4.7	3.1	4.1	3.7	5.1	4.3	4.6	5.1
最多風向(16方位)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND						

資料提供:岐阜県環境管理課

[※]最多風向については、システム不具合により本書発行時に入手できなかったため ND で表示。

③大気汚染防止対策

大気汚染の未然防止と生活環境の保全を図るため、市環境保全条例に基づき、市内にばい煙発生施設を設置する工場等にて自主測定結果等の確認をするとともに、ばい煙発生施設の維持管理の徹底等について指導を行いました。また、「公害防止協定」を締結している工場等については、各種報告書の確認による監視、指導を行いました。

冬期は工場等や家庭などでの暖房機器使用と、地表付近に汚染物質を含んだ空気が留まる冬特有の気象条件により大気汚染が進む傾向があるため、1月には、ばい煙発生施設設置工場等に対し、ばい煙発生施設の保守点検による良好状態の保持、最良な運転管理による汚染物質の抑制、低硫黄燃料の使用などについて協力要請を行いました。

(3) 空間放射線の測定

空間放射線量の測定を平成24年度から市内6地点にて実施しています。これまでの結果、測定したいずれの地点とも健康に影響のない値です。

令和3年度までは市役所では月1回の測定、他の5地点では、年4回(5月、8月、11月、2月)の 測定を実施していました。しかし、年間を通しての測定値に大きな変化がみられないため、令和4年度 より市役所以外での測定は年1回(11月)の測定を実施しました。

空間放射線量等測定の状況

(単位:µSv/時間)

	市役所	加子母 総合事務所	北消防署	阿木事務所	馬籠	坂本北部
平成 27 年度	0.10	0.09	0.12	0.08	0.07	0.08
平成 28 年度	0.09	0.08	0.11	0.07	0.07	0.08
平成 29 年度	0.10	0.09	0.11	0.07	0.08	0.08
平成 30 年度	0.09	0.09	0.11	0.07	0.07	0.08
令和元年度	0.07	0.09	0.10	0.09	0.07	0.08
令和2年度	0.08	0.09	0.10	0.09	0.07	0.08
令和3年度	0.09	0.10	0.13	0.09	0.08	0.09
令和4年度	0.09	0.10	0.13	0.10	0.11	0.09
令和5年度	0.09	0.12	0.12	0.10	0.08	0.09
令和6年度	0.09	0.10	0.13	0.10	0.08	0.10

※国際放射線防護委員会 (ICRP) が 2007 年に示した勧告では、自然放射線及び医療目的の放射線を除き、「一般公衆」が 1 年間に浴びてよい被爆限度量は 1 mSv/年とされています。 1 時間当たりの数値に換算すると「0.19 μ Sv/時間」となります。

 $**\mu Sv: シーベルト (sievert) とは、生体の被ばくによる生物学的影響の大きさ (線量当量・等価線量) を表す単位。mSv (ミリシーベルト、<math>10^3$ Sv) や μ Sv (マイクロシーベルト、 10^6 Sv) などと用いられる。

2. 水環境

(1) 水質汚濁の概要

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい 基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものです。

河川などの公共用水域の水質汚濁は主に工場等からの産業系排水と、一般家庭からの生活系排水、山林・ 農地等からの有機物等のその他に分類されます。河川等の自浄作用能力を超えたときに汚濁として現われます。

産業系排水は、水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例の規制や指導等の実施、排水処理技術の向上等により、汚濁負荷量(COD)の減少が図られております。また、生活系排水についても、下水道や浄化槽(合併処理浄化槽)の整備の進展に伴い汚濁物質の総量は減少しております。し尿を単独処理浄化槽や汲み取りで処理している場合は、生活系排水のほとんどが未処理で河川に放流されているため、水質保全の上で、その対策が重要な課題となっています。

市内の公共用水域の水質汚濁状況の把握(環境基準達成状況等)及び水質保全のため、市では16河川の水質調査及び中津川で流量流速調査・底質調査を実施しました。なお、岐阜県環境管理課においても、中津川市内で6河川8地点の水質調査の実施がありました(県・市合わせて19河川24地点の調査を実施)。

河川水質調査地点一覧

	水域名	測定地点	測定	主体
-	十	美恵橋	市	県
1	木曽川 落合ダム			県
2	自川(加子母川)	下中島橋下	市	
3	和田川	長瀞地区	市	
4	阿木川	親水公園前	市	
4	h-1 √√) I	阿木川ダム		県
5	千旦林川	木曽川合流前	市	
6	付知川	木曽川合流前		県
7	狩宿川	付知川合流前	市	
8	柏原川	付知川合流前	市	
9	黒川谷	付知川合流前	市	
10	中海川	上流		県
10	中津川	下流	市	県
11	小淀川	中津川合流前	市	
12	淀川	中津川合流前	市	
13	四ツ目川	中津川合流前	市	
14	後田川	中津川合流前	市	
15	子野川	木曽川合流前	市	
16	落合川	木曽川合流前		県
17	湯舟沢川	落合川合流前	市	
18	外洞川	木曽川合流前	市	
19	川上川	木曽川合流前		県

①環境基準の適合状況

環境基本法第16条に基づき、公共用水域に係る水質の汚濁に係る環境基準について「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」と「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」として、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められています。

i)人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

健康保護項目については、全公共用水域に一律に適用される基準値(27項目)が定められており、直ちに達成されるべきものとされています。木曽川・白川・和田川・阿木川・千旦林川・狩宿川・小淀川・淀川・四ツ目川・後田川・子野川・落合川・川上川の13河川において採水し分析した結果、すべての地点で環境基準に適合していました。

※小淀川では 1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの 3 種類のみを調査 ※落合川・川上川は岐阜県にて実施

人の健康の保護に関する環境基準

健康保護項目	基 準 値	健康保護項目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	チオベンカルプ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1,2ージクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,1ージクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
シス―1,2―ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
		1,4ージオキサン	0.05 mg/L 以下

※有害物質による公共用水域等の汚染に適切に対応するため、令和3年10月7日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(令和3年10月環境省告示第62号)にて、六価クロムの基準値が現行の「0.05 mg/L以下」から「0.02 mg/L以下」と見直しがなされ、告示改正がありました(施行期日:令和4年4月1日)。

ii) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

生活環境項目は、河川の利用目的等により各水域に AA から E までの類型を指定し、類型ごとに 5 項目について基準値が定められています。

中津川市域で水域類型指定されている 7 河川をはじめとした 18 河川において測定を実施しました (うち川上川、落合川の 2 河川は岐阜県にて実施)。水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素量 (DO) は全ての水域で環境基準を達成しましたが、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS) については中津川下流において環境基準を達成できませんでした。また、大腸菌数については、木曽川、白川、阿木川、付知川および落合川において環境基準を達成できませんでしたが、環境基準適合率としては 90%となりました。

市内の生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定の状況(BOD等)

ì	河川名	,	延長 (km)	環境基準水域類型指定	達成期間(※)	指定年月日
木 曽 川 2,312.9			2,312.9	AA (落合ダムより上流) A (落合ダム〜犬山頭首工) (※)	イ ロ	S45. 9. 1
白		Ш	30.1	AA(全域)	イ	Н12. 3. 31
冏	阿 木 川 16.9			A (恵那大橋より上流) (※)	イ	S50. 9. 12
付	知	Ш	27.6	A(全域)	イ	S50. 9. 12
中	津	Щ	14.0	A (中川橋より上流) C (中川橋より下流)	イ イ	S50. 9. 12 H20. 6. 13
落	落 合 川 3.7		3.7	A(全域)	イ	S50. 9. 12
Ш	川 上 川 9.9			A(全域)	イ	S50. 9. 12

- ※ イ:直ちに達成 ロ:5年以内で可及的すみやかに達成
- ※ 犬山頭首工:木曽川の岐阜県・愛知県境にある用水取水口
- ※ 恵那大橋:恵那市内の阿木川に係る国道19号の橋

BODに係る環境基準達成状況

			理· 佐	令	和6年	度	令	和5年	度
水域名	測定地点名	類型	環境 基準	75%評	呼価	75%値	75%評	陌	75%値
小坝石	侧	指定	本华 (mg/L)	X/Y	達成 状況	mg/L	X/Y	達成 状況	mg/L
木曽川上流	落合ダム	AA	1以下	0 / 12	0	0.6	0/12	0	0.6
木曽川中流	美恵橋	Α	2以下	0/8	0	0.7	0/8	0	0.9
白川(加子母川)	下中島橋	AA	1以下	0/4	0	0.6	0/4	0	0.5
阿木川上流	親水公園前	A	2以下	0/4	0	0.7	0/4	0	0.5
阿木川	阿木川ダム	Α	2以下	0/4	0	1.2	0/4	0	1.1
付知川	木曽川合流前	A	2以下	0/12	0	0.5	0/12	0	0.5
中津川上流	中川橋	A	2以下	0 / 12	0	0.5	0/12	0	0.5
中津川下流	木曽川合流前	С	5以下	1 /24	0	2.4	0 /24	0	2.3
落合川	木曽川合流前	A	2以下	0/12	0	0.5	0/12	0	0.7
川上川	木曽川合流前	A	2以下	0/12	0	0.5	0/12	0	0.5

- ※1 75 %評価: BOD の環境基準達成状況は、環境基準地点ごとに年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かにより判断する。(環境庁通達 昭和52年7月1日環水管第52号)
- ※2 X:環境基準超過数 Y:測定回数
- ※3 75%値:環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、以下の方法により求めた75%水質値を用いる。 値の求め方:年間の日間平均値の全データを小さいものから順に並べた時に、0.75×n 番目 (n は測定回数) にくるデータ値 (0.75×n が整数ではない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる)
- ※4 BODの測定下限限界値は0.5mg/Lですが、環境省通知「報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。」 (「公共用水域水質測定結果の報告について」(平成5年3月29日環水規第51号環境庁水質保全局長通知)に基づく「別表4数値の 取扱い方法」)に従い、報告下限値未満(0.5 mg/L未満)は0.5 mg/Lとして算出しています。

生活環境項目毎の環境基準適合率

(単位:%)

	生活環境項目					
類型	水素イオン濃度	生物化学的	浮遊物質量(SS)		次七联丰具	
指定	小系イスン仮及 (pH)	酸素要求量	適合率	達成	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
		(BOD)	(BOD) DET P		(DO)	
AA	100 (16/16)	100 (16/ 16)	100 (16/16)	0	94 (15/16)	50 (8/16)
A	100 (64/64)	100 (64/ 64)	100 (64/64)	0	100 (64/64)	100 (64/64)
С	100 (12/12)	96 (23/ 24)	100 (12/12)	0	100 (12/12)	
計	100 (92/92)	99 (103/104)	99 (91/92)	0	100 (92/92)	90 (72/80)

※()内: (環境基準適合数/検体数)

※浮遊物質量 (SS) の環境基準達成状況は、平均値評価 (日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによる評価) で判断する。

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

			- 2	基 準 値	į	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級/自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	1mg/L以上	25 mg/L以上	7.5 mg/L以上	20 CFU /100 mL以下
A	水道2級/水産1級/水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	2mg/L以上	25 mg/L以上	7.5 mg/L以上	300 CFU /100 mL以下
В	水道3級/水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	3mg/L以上	25 mg/L以上	5mg/L以上	1,000 CFU /100 mL以下
С	水産3級/工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5~8.5	5mg/L以上	50 mg/L以上	5mg/L以上	
D	工業用水2級/農業用水 及びE欄に掲げるもの	6.0~8.5	8mg/L以上	100 mg/L以上	2mg/L以上	_
Е	工業用水3級/環境保全	6.0~8.5	10mg/L以上	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。		_

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水 道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水 産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水 産 3 級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※令和3年10月に、生活環境項目環境基準のうち、より的確にふん便汚染を捉えるため、大腸菌群数を新たな衛生微生物指標として 大腸菌数へ見直されました(水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件/令和3年10月環境省告示第62号)。大腸菌群 数については、その測定値にふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌をも含んだ値が検出・測定されると考えられ、 実際に、水環境中において大腸菌群が多く検出されていても、大腸菌が検出されない場合があり、簡易な大腸菌の培養技術が確立されていることもあり、より的確にふん便汚染を捉えることができる大腸菌数への見直しがされた。

環境基準値【河川】

本元至十世 [7]77 2					
類型	見直し前	見直し後			
AA	50 MPN/100 mL以下	20 CFU/100 mL 以下			
A	1,000 MPN/100 mL以下	300 CFU/100 mL 以下			
В	5,000 MPN/100 mL以下	1,000 CFU/100 mL 以下			

大腸菌数に係る基準値については 90%水質値の データ値とする。

大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位) /100 mL とする。

施行期日:令和4年4月1日

iii) 水生生物の保全に係る水質環境基準

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物 A、生物特 A、生物 B 及び生物特 B の 4 つの類型を指定し、類型ごとに 3 項目についての基準値が定められています。県内では平成 21 年度に国が木曽川、長良川、揖斐川の 3 本川 7 水域について指定をし、その後、県において平成 23 年度より順次調査を実施し、調査を終えた河川の類型を指定しています。水質測定は県により実施されており、中津川市内の測定地点はありません。

水生生物の保全に係る水質環境基準(河川)

			基 準 値	
類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール (NP: C ₁₅ H ₂₄ O)	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L以下	1μg/L以下	0.03mg/L以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる 水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔 の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6μg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.05mg/L以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.04mg/L以下

水生生物の保全に係る環境基準の水域類型の指定

八工工 100 (水工) 一水 0 水 3 至 十 9 7 1 9 次 工 9 11 人				
河 川 名	該当類型	達成期間(※)	指定年月日	
木曽川上流 (中濃大橋より上流に限る) (※)	生物A	イ	H21. 11. 30	
л 上 л	生物A	イ	Н27. З.27	
落 合 川	生物A	イ	Н27. 3.27	
中 津 川	生物A	1	Н27. 3.27	
付 知 川	生物A	1	Н27. З.27	
阿木川	生物A	1	H27. 3.27	
自 川	生物特A	イ	H28. 3.15	

※イ:直ちに達成 ロ:5年以内で可及的すみやかに達成

※中濃大橋:美濃加茂市・可児市の境で木曽川に係る国道41号(名濃バイパス)の橋

②河川の状況

市内の主要河川は、市街地地域(中津地区)の中津川、最北部地域(加子母地区)の白川、北部地域(苗木地区・福岡地区・付知地区)の付知川、北東地域(坂下地区、川上地区)の川上川、東部地域(落合地区・神坂地区・山口地区)の落合川、西部地域(坂本地区)の千旦林川、南西部地域(阿木地区)の阿木川、北西地域(蛭川地区)の和田川であり、それぞれ木曽川に流入しています。ここでは、市で採水したデータを元に各水系のBOD(生物化学的酸素要求量=河川の汚濁度を測る指標)の経年変化を分析しました。

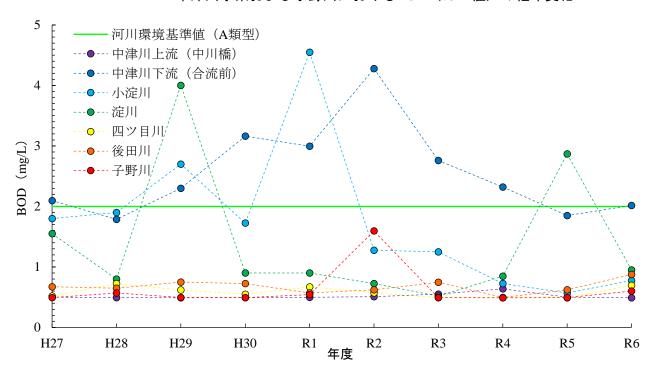
BODとは、水中の汚染物質が微生物によって無機化されるときに必要とされる酸素量のことで、この数値が大きいと、水質の汚濁度が高いことを意味します。汚濁が悪化すると、「水が腐る」状態となり悪臭等の発生に繋がっていくと考えられます。

ア) 中津川水系および子野川(中津地区)

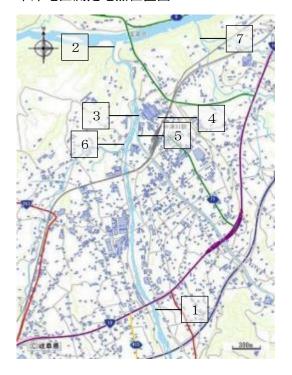
中津地区には中津川に流れ込む小淀川、淀川、四ツ目川、後田川(前川が合流する。)の4支流があり、中津川は木曽川へ流入しています。また、東部には子野川が流れ、直接木曽川に流入しています。中津川の支流の汚濁発生源は、生活排水・飲食店排水などが主ですが、平成元年からの公共下水道供用開始とともに改善されてきました。また、中津川本流には大規模な工場等がありますが、下流域(中川橋より下流)でも公共下水道事業の進展、主要工場との公害防止協定の締結などにより、BODの環境基準を達成しています。

中津川下流の水質類型は昭和50年の指定ではE類型でしたが、水質改善が認められ、平成15年にはD類型、平成20年にはC類型(5mg/L以下)へと見直しが進んでいます。環境基準は達成しているものの、近年上昇傾向にあります。

中津川水系および子野川におけるBOD(75%値)の経年変化



中津地区測定地点位置図

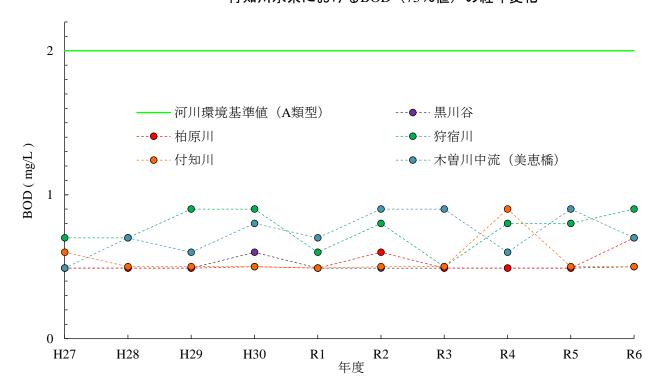


番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	中津川 上流	国道 19 号上流 中川橋下(県採水)	A
2	中津川 下流	木曽川合流前 (県採水)	С
3	淀川	中津川合流前	_
4	小淀川	中津川合流前	_
5	四ツ目川	中津川合流前	_
6	後田川	中津川合流前	_
7	子野川	木曽川合流前	_

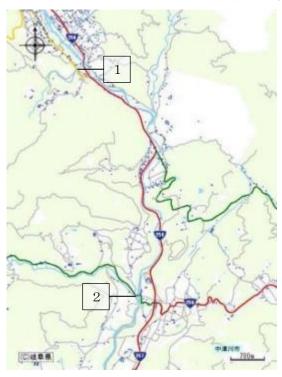
イ)付知川水系(苗木地区・福岡地区・付知地区)

苗木地区は狩宿川と麦搗川が流れており、麦搗川が狩宿川に合流し付知川へ流入しています。付知、福岡地区には、付知川が縦断しており、柏原川等が合流しています。付知川は最終的に美恵橋の少し下流において木曽川と合流します。この地区には大規模な排出水をもつ工場等が無く、河川汚濁の発生源は、主に農業や家庭からの生活排水と考えられます。

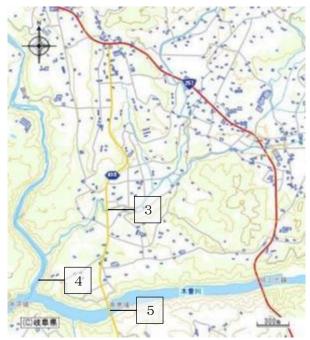
付知川水系におけるBOD(75%値)の経年変化



付知川水系測定地点位置図



(Cold or in	19 12 (1	A Y	7	
番号	水域名	測定地点名	水質類型	
1	1 黒川谷	村知川合流	付知川合流前	_
1	**/1/4	(新黒川橋下)		
2	柏原川	付知川合流前	<u></u>	
2	相原川		(朝日橋下)	

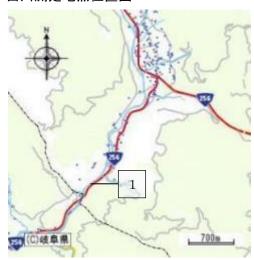


番号	水域名	測定地点名	水質類型
3	狩宿川	付知川合流前 (三郷橋下)	
4	付知川	木曽川合流前 (県採水)	A
5	木曽川	美恵橋 (県・市採水)	A

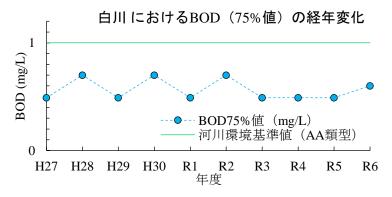
ウ) 白川水系 (加子母地区)

加子母地区を流れる白川 (加子母川) が東白川村を通って白川町で飛騨川と合流し、可児市、美濃加茂市境で木曽川に合流しています。旧加子母村、白川町、東白川村では平成 11 年 7 月に「かしも・白川流域連合協議会」を設立し、白川の河川浄化に努めてきました。平成 12 年 3 月 31 日には水質汚濁防止法第 14 条の 7 第 1 項に規定する「生活排水対策重点地域」として指定を受け、平成 14 年 3 月に「生活排水対策推進計画」を策定し、流域の生活排水対策を推進しています。白川の水質類型は、昭和 50 年に A 類型に指定されたのち、平成 12 年に AA 類型への指定に見直しがされています。なお、加子母地区には、付知川の一方の源流がありますが、そのほとんどは国有林内であり、生活排水は流入していません。

白川測定地点位置図



番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	白川 (加子母川)	下中島橋下 (角領地区)	AA



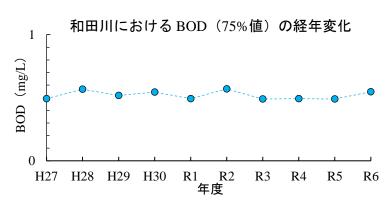
工)和田川水系

蛭川地区を流れる和田川は、木曽川に流入しています。なお、水質測定は平成 20 年度より実施しています。和田川には、環境基準水域類型の指定がありません。

和田川測定地点位置図



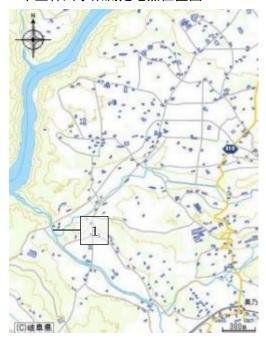
番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	和田川	長瀞橋下流	-



才) 千旦林川水系(坂本地区)

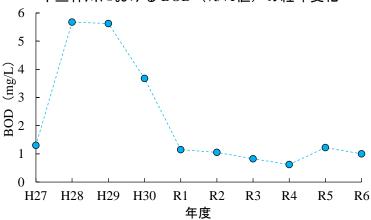
坂本地区には、千旦林川と坂本川が流れており、坂本川は千旦林川に合流し、木曽川へ流入しています。この流域には中核工業団地などがあり、汚濁の発生源は工場、事業場、農業、生活排水が主なものとなっています。千旦林川の汚濁の状況に関しては、下水道の整備の遅れ、また事業所排水が原因と考えられる上昇が平成 16 年度に見られ、県と共同で施設改善指導を実施しました。その結果平成 17 年度夏以降には改善傾向が見られましたが、平成 19 年度に入り再び測定数値が上昇しました。その後坂本地区においては下水道整備が行われ、年々数値は下がってきています。

千旦林川水系測定地点位置図



番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	千旦林川	木曽川合流前	-

千旦林川におけるBOD (75%値) の経年変化



力) 阿木川水系

阿木地区を流れる久須田川、寺川が阿木川へ合流し、その後、恵那市を通り木曽川へ合流します。また、 野田川は阿木川ダム湖に流入し、飯沼川は恵那市内で阿木川に合流します。

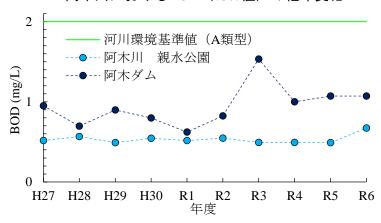
この地区は農業地域であり、大規模な水を排出する工場等が無く、汚濁の発生源は主に農業や家庭からの生活排水です。

阿木川水系測定地点位置図



番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	阿木川	親水公園前	A
2	阿木川	阿木川ダム湖(県採水)	A

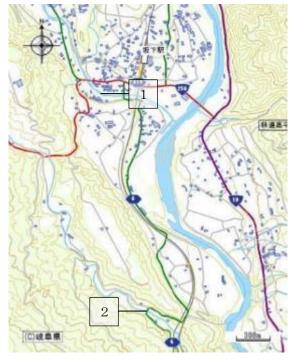
阿木川におけるBOD (75%値)の経年変化



キ)川上川水系

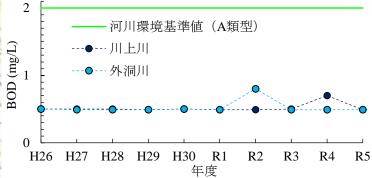
川上地区を流れる川上川は、坂下地区を縦断し、木曽川に合流します。また、坂下地区南部には、外洞川が木曽川へ直接合流します。

坂下地区水質測定地点位置図



番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	川上川	木曽川合流前(柳渡橋下) (県採水)	A
2	外洞川	木曽川合流前 (横吹2号橋下)	_

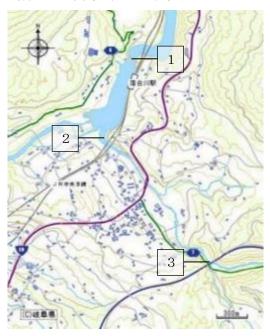
坂下地区における BOD (75%値) の経年変化



ク) 落合川水系 (落合地区・神坂地区・山口地区)

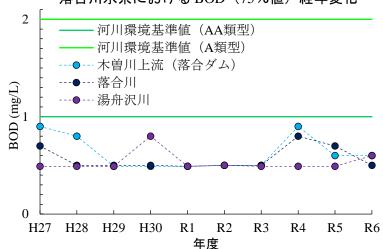
この地域では、牧沢川や島田川(馬籠地内)が湯舟沢川(神坂地区)へ合流し、湯舟沢川もまた落合川(落合地区)へ合流、その後、落合ダムで木曽川へ流入しています。これらの地区には大規模な排出水をもつ工場等が無く、汚濁の発生源は、農業や家庭等からの生活排水がほとんどです。

落合地区水質測定地点位置図



番号	水域名	測定地点名	水質類型
1	木曽川上流	落合ダム(県採水)	AA
2	落合川	木曽川合流前(県採水)	A
3	湯舟沢川	落合川合流前	_

落合川水系におけるBOD (75%値) 経年変化



③底質調査

中津川(木曽川合流前)で年に1度、河川底質の汚濁状況等を調べるため底質調査を実施しています。 流域内で発生した排水の成分が濃縮される形で底泥に堆積されている場合が多いので、底泥を調査する ことにより、過去に流下した水中に含まれていた成分を把握できます。

河川底質の環境基準は設定されていません。PCB・アルキル水銀の底質暫定除去基準は、いずれも基準以下でした。

中津川(木曽川合流前)底質調査経年データ

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カドミウム (mg/kg)	0.05	0.07	0.05	0.05	0.05 未満
鉛(mg/kg)	3.8	6.6	5.7	3.8	4.4
総水銀(mg/kg)	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01
アルキル水銀化合物(mg/kg)	0.01 未満				
PCB(mg/kg)	0.01 未満				
全窒素(mg/kg)	460	720	920	1100	3500
全燐(mg/kg)	360	520	370	220	410
硫化物(mg/kg)	0.1 未満	0.1	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
銅(mg/kg)	5.9	8.4	8	5.5	7.1
亜鉛(mg/kg)	44	74	51	40	42
ニッケル (mg/kg)	2.3	6.6	3.7	3	2.8
強熱減量(%)	1.3	7.6	4.8	2.2	2.4
総クロム (mg/kg)	5.4	8.1	5.3	3.9	2

※「底質の暫定除去基準について」 (昭和50年 環水管第119号)

水銀を含む暫定除去基準: 25ppm 以上 PCB を含む暫定除去基準: 10ppm 以上

④水生指標生物調査(カワゲラウオッチング)

令和6年度は、加子母川、和田川、阿木川、付知川、狩宿川、中津川、四ツ目川、落合川、川上川の9河川にて計14回の水生指標生物調査(カワゲラウオッチング)を実施しました。水生指標生物調査とは、河川に棲む水生生物を調べることにより、河川の長期的な水質状況を確認し、水質の保全や浄化の重要性について考えてもらうことを目的としており、小学生の総合学習として調査を実施しています。

今年度調査を実施した水質はきれいな状態でした。工場から出る排水だけでなく、家庭から出る洗濯水、風呂場での排水、台所で捨てられる飲み残しの汁物などの雑排水も川が汚れる原因となります。下水道整備を推進して河川の水質改善を図るとともに、市民一人ひとりが汚れた水を流さないよう心がけ、環境を良くしていこうと努力することが大切です。

水生生物調査結果

地区	河川名	実施場所	学校名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度											
			西小	_	—	I	I	I											
	中津川	市役所横	南小	I	I	I	I	I											
中津地区			川上小	_	I	I	_	_											
	m 22 E III	四和各件气	東小	I	II	I	I	I											
	四ツ目川	昭和橋付近	南小	П	_	_	_	_											
苗木地区	狩宿川	神明神社前	苗木小	П	II	П	II	II											
落合地区	落合川	落合中学校横	落合小	I	I	I	I	I											
阿木地区	阿木川	新阿木橋	阿木小	I	I	I	I	I											
神坂地区	湯舟沢川	クアリゾート横	神坂小	I	_	I	I	I											
坂下地区	川上川	坂下小学校横	坂下小	I	I	I	I	I											
川上地区	川上川	川上総合事務所付近	川上小	_	_	_	I	I											
川上地区	壁沢川	川上小学校横	川上小	I	_	_	_	_											
加子母地区	加子母川	福崎公園付近	加子母小	I	I	I	I	I											
		道の駅花街道横	付知南小	I	I	I	I	I											
付知地区	付知川		付知北小	I	_	I		_											
													付知グラウンド付近	付知北小		—	<u>—</u>	I	I
	丸草川	高山小学校付近	高山小	-	_	I		_											
		ローマン渓谷付近	福岡小	I	<u>—</u>			_											
石田州区		下野見佐島付近	下野小	I	I	I		—											
福岡地区	付知川		田瀬小	_	—	<u>—</u>	—	—											
		田瀬区民会館付近	下野小	—	_	I	—	—											
			福岡小	_	_	I	I	I											
蛭川地区	和田川	蛭川小学校付近	蛭川小	_	_	I	I	I											

※調査結果 I: きれいな水 /II: 少しきたない水 /III: きたない水 /IV: 大変きたない水

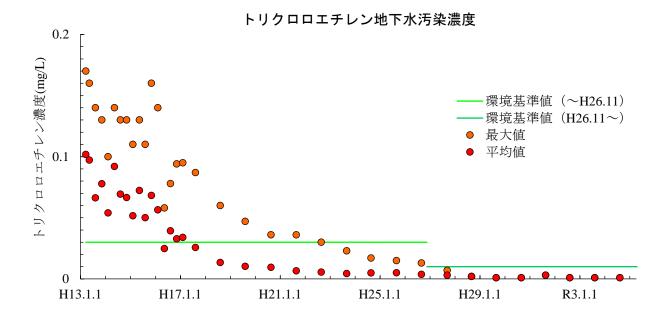
⑤トリクロロエチレンによる地下水汚染

平成13年2月に中津地区東部で当時の地下水の水質汚濁に係る環境基準(0.03mg/L以下)を上回るトリクロロエチレンが検出され地下水の汚染が判明しました。そのため、岐阜県と協働して発生源の追跡調査を実施しましたが、特定が出来ず現在に至っていることから、地域住民に対しては環境基準を超過した井戸水はもちろん、検出された井戸水についても飲用は避け、水道水を使用するよう指導をしてきました。

また、地下水のトリクロロエチレン濃度状況と汚染の広がりを監視するため、初動調査時に環境基準を超えていた井戸 10ヶ所について、平成 20 年度からも水質調査を実施し継続的な監視を行ってきました。しかし、年々環境基準を下回ってきたため、3年間連続して環境基準を下回っている井戸については管理者と相談した上で調査を終了し、飲用に使用していない井戸水についても、管理者に飲用を避ける旨注意喚起をしたうえで、調査は平成 27 年度をもって終了しました。大明神トンネルの湧水については、平成 25 年度より調査を継続していましたが、常に環境基準を下回っていたため、令和 5 年度の調査を持って継続的な監視を終了しました。

※平成 26 年 11 月に環境基準値が 0.03 mg/L から 0.01 mg/L に改正

(「地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年3月13日環境庁告示第10号についての一部を改正する件」(告示 H26.11.17))



トリクロロエチレン湧水調査平均濃度

調査年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大明神トンネル湧水	0.003 mg/L	0.001 mg/L	0.001 mg/L	0.001mg/L	0.001mg/L

トリクロロエチレンとは・・・

水に溶けにくく、油分をよく溶かす性質から、金属機械部品などの洗浄剤(脱旨)やドライクリーニングなどに使用されています。肝臓や腎臓に障害を及ぼす危険があると文献にはありますが、日本では、この物質が原因で障害が起きたという報告はありません。

(2) 水質汚濁防止対策

1)発生源監視指導

水質汚濁の未然防止と生活環境の保全を図るため、冬期の渇水で水質が悪化する時期を中心とし、市内の特定工場等に対し水質汚濁防止対策の徹底を周知するとともに、市環境保全条例に基づき排出水自主測定結果の報告を要請し、その結果を確認し必要に応じて排水処理施設の維持管理の徹底と改善についての指導を行いました。

また、市と公害防止協定を締結している工場等については、協定に基づく立入検査の実施及び各種報告書の確認による監視、指導を行いました。

②ゴルフ場の排出水等の監視

ゴルフ場とその周辺地域の良好な自然環境づくり、公害防止及び災害防止を目的とした「ゴルフ場環境管理協定」を市内3つのゴルフ場と締結しています。

各ゴルフ場からの排出水は協定の管理目標値(下記指針値の2分の1)を達成していました。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針

農薬名	水濁指針値(mg/L)
(殺虫剤) 5 項目	
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン(DEP)	0.05
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)9項目	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06
イミノクタンンプルペンル酸塩及びイミノクタンプ目F酸塩	(イミノクタジンとして)
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.06
チオファネートメチル	3
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
(殺虫剤) 5 項目	•
シクロスルファムロン	0.8
シマジン(CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
MODA ノソプロピッマンン特里がMODA ナーリカッキ	0.051
MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	(MCPA として)

※表に掲げた農薬の指針値においても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値を 10 倍した値を指針値とする。 ※表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値を 10 倍とした値を水濁指針値とする。 ※水産基準値が設定されている農薬について、その値を 10 倍とした値を水産指針値とする。

(令和2年3月27日環水大土発第2003271号 環境省水・大気環境局長通知)

3. 騒音

(1)騒音公害の概要

「やかましい音」、「好ましくない音」の総称を騒音といいますが、それが好ましいか、好ましくないかは、それを聞く人の主観的、感覚的な判断が大きく影響します。騒音の内容としては、工場等を発生源とするものから、建設作業騒音、自動車騒音、深夜営業騒音、宣伝放送による騒音、近隣生活騒音など多種多様です。 静穏な住居環境を保全するためには市民一人ひとりが近隣騒音の防止に留意するなどの心がけが大切です。

(2)環境騒音の状況

騒音に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準であり、「一般地域」「道路に面する地域」「幹線交通を担う道路に近接する空間」ごとに定められています。

①一般地域(道路に面する地域以外の地域)

一般地域とは、道路に面する地域以外で、一定地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定し、評価を行うものです。

一般地域として、市内3地点において騒音測定を実施した結果、3地点とも環境基準を達成していました。

令和6年度 環境基準の達成状況

測定地点	測定結果 (等価騒音レベル)	環境基準 達成状況	類型	環境基準 (6時~22時)	備考
一色公園	43.1 dB	0	В	55 dB 以下	│ │昼間(6時~22 時)
市役所北分室	45.6 dB	0	С	60 dB 以下	の時間帯について
大平クラブ	36.2 dB	0	A	55 dB 以下	測定・評価

※A類型地域: 専ら住居の用に供される地域 B類型地域: 主として住居の用に供される地域

C 類型地域:住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

騒音に係る環境基準《一般地域》

地域類型	時間の区分	昼間	夜 間	
地域類至	該当地域	午前6時~午後10時	午後10時~午前6時	
A A	医療施設が設置され地域などの	50 4DU ₹	40 AD N. F.	
AA	静穏を要する地域(中津川市は該当なし)	50 dB以下	40 dB以下	
ATAND	騒音規制法の区域の区分のうち	55 IDNT	45 IDNT	
A及びB	第一種地域と第二種地域	55 dB以下	45 dB以下	
С	騒音規制法の区域の区分のうち	60 dD以下	50 dB以下	
C	第三種地域と第四種地域	60 dB以下		

②道路に面する地域

道路交通騒音は、道路に面した一定の地域内において、騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び超過する割合に基づいて評価(面的評価)します。国道、県道、4車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から 50 m の範囲内にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価します。

令和6年度環境基準達成状況の面的評価結果

Ē	評価区間延長	評価区間数	住居等数	昼夜 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
	38.5km	9 区間	1,320戸	1,281 戸	28 戸	3戸	8戸

<参考>(点的評価)

	測定結果 (等価騒音レベル)		~III (+ + + >//-		環境基準		No. of the last of
測定地点	昼間	夜間	環境基準 達成状況	類型	昼間	夜間	測定 年度
	(6時~	(22時~	建规机机		(6時~	(22時~	十尺
	22時)	6 時)			22時)	6 時)	
国道257号 (福岡)	67 dB	59 dB	0	В		F 65 dB以下	令和5年度
国道19号(山口)	71 dB	68 dB	×	В			令和6年度
国道19号(手賀野)	71 dB	66 dB	×	В	70 4D N Z		令和2年度
県道中津川停車場線(新町)	64 dB	55 dB	0	В	70 dB以下		令和3年度
国道257号(苗木)	68 dB	62 dB	0	В			令和3年度
国道19号(落合)	70 dB	66 dB	×	В			令和4年度

騒音に係る環境基準

《道路に面する地域》

時間の区分	昼 間	夜 間
	午前6時~	午後10時~
地域の区分	午後10時	午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び	65 AD N.T.	60 ADN E
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

[※]車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

《幹線交通を担う道路に近接する空間》

道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次の表の基準値のとおりとします。

基準値			
昼間(午前6時~午後10時)	夜間(午後10時~午前6時)		
70 dB 以下	65 dB 以下		

備考:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間:45dB以下、夜間:40dB以下)によることができる。

- ※「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市道にあっては4車線以上の区間に限る。) 並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- ※「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、以下のとおり。
 - 1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
 - 2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

《新幹線鉄道騒音/リニア中央新幹線》

	T 117K //			
基準値				
I (専ら住居の用に供され	る地域) II	(商工業の用に供される地域等 I 以外の地域で あって通常の生活を保全する必要がある地域)		
70 dB 以下		75 dB 以下		

(3) 騒音に係る特定工場等

工場等の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この騒音指定地域内にある特定施設を有する工場等(特定工場等)について、騒音規制法及び岐阜県公害防止条例に基づき規制を行っています。

騒音に係る特定工場等の届出状況

令和7年3月末現在

法令等	騒音規制法		岐阜県公害防止条例	
施設の種類	特定工場等数	施設数	特定工場等数	施設数
金属加工機械	67	1, 164	5	19
空気圧縮機等	129	1,008	5	28
土石用破砕機等	25	84	_	-
織機	0	0	_	_
建設用資材製造機械	11	16	_	_
穀物用製粉機	0	0	_	-
木材加工機械	123	360	_	-
抄紙機	4	15	_	-
印刷機械	4	5	_	_
合成樹脂用射出成形機	14	146	_	_
鋳型造型機	0	0	_	-
窯業焼成炉用バーナー	_	_	0	0
撚糸機	_	_	1	5
紙工機械	_	_	1	5
合成樹脂用粉砕機	_	_	7	30
高速切断機	_	_	8	107
走行クレーン	_	_	99	624
クーリングタワー	_	_	38	180
冷凍機	_	_	36	280
タイル成形用プレス	_		0	0
計	377	2, 798	200	1, 278

特定工場に係る騒音の規制基準

「一方と二十分」「「かしか」	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
時間の区分	昼 間	朝夕	夜 間	34 VC UL IA	
地域の区分	午前 8 時~ 午後 7 時	午前6~8時 午後7~11時		該当地域	
第1種区域	50 dB	45 dB	40 dB	良好な住居の環境を保全するため、特に 静穏の保全を必要とする区域	
第2種区域	60 dB	50 dB	45 dB	住居の用に供されているため、静穏の保 持を必要とする区域	
第3種区域	65 dB	60 dB	50 dB	住居の用にあわせて商業、工業等の用に 供されている区域であって、その区域内 の住民の生活環境を保全するため、騒音 の発生を防止する必要がある区域	
第4種区域	70 dB	65 dB	60 dB	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	

(4) 騒音に係る建設作業

建設作業は、一時的または短期的で終了するものがほとんどです。しかし、作業場所は限定されており、 他所で作業するわけにはいかないため、住居の立ち並ぶ場所等では騒音問題が発生しやすくなっています。 このような騒音を防止するため、工場等騒音と同様、騒音規制法により住民の生活環境を保全する必要があ る地域が指定され、この地域内で実施されるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規 制を行っています。

令和6年度の騒音に係る特定建設作業の届出は55件と、令和5年度の115件から減少しました。

騒音に係る特定建設作業届出状況(令和6年度)

作業の種類	届出件数
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	17
空気圧縮機を使用する作業	11
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	22
トラクターショベルを使用する作業	1
ブルドーザーを使用する作業	2
計	55

特定建設作業に係る騒音の規制基準

区分	基準値	作業ができない時間	一日当たりの 作業時間	同一場所に おける作業期間	日曜休日に おける作業
第1号区域	85 dB	午後7時~午前7時	10時間以内	連続6日	禁止
第2号区域	85 dB	午後10時~午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域:①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域:騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

(5)騒音の防止対策

1)自動車騒音

中央自動車道の騒音苦情に対応し、中央自動車道の東濃沿線5市で構成する「中央自動車道環境対策連絡協議会」を通じ、中日本高速道路(株)多治見保全サービスセンターへ遮音壁の設置要望等を行っています。 また、同社の飯田保全サービスセンターに対しても中津川市単独で遮音壁の設置要望等を行っています。

令和6年度は、中央自動車道に関する騒音苦情が発生しなかったため、騒音測定は実施せず、遮音壁の要望も行いませんでした。

②騒音に係る特定工場等及び特定建設作業

工場等騒音及び特定建設作業騒音に関しては、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査により確認、指導等を行うとともに、市環境保全条例に基づき公害防止管理者等の設置が義務付けられた工場等に対し騒音測定結果の報告を求め、その確認と指導を行いました。

また、特定工場等及び特定建設作業に関しては、「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく 届出の段階で騒音防止に関する指導を行いました。

(6) 深夜営業騒音に対する規制

岐阜県では、住みよい生活環境を守るため岐阜県公害防止条例のなかで、飲食店などの営業に係る騒音を規制しています。

飲食店営業・喫茶店営業に係る騒音の規制(岐阜県公害防止条例第58条)

地域の区分	規制基準	区域の概略	規制時間帯	
第1種区域	40 dB	住居系地域		
第2種区域	45 dB	居住系地域		
第3種区域	50 dB	商業地域	午後 10 時~翌日午前 6 時	
第4種区域	60 dB	工業系地域		

飲食店営業・喫茶店営業に係る音響機器の使用制限(岐阜県公害防止条例第58条の2)

区域の区分	摘要	規制時間帯
第1種区域	全域	
第2種区域	全域	
第3種区域	1. 病院、有床診療所及び特別養護老人ホームの敷地 2. 1に敷地が隣接している営業所の敷地	午後11時~翌日午前6時
第4種区域	除外	

※音が外部に漏れない場合は除外されます。

※対象音響機器:カラオケ装置、蓄音機、楽器、拡声装置

拡声器の使用制限(中津川市環境保全条例第32条)

区分	内容	規制時間帯
時間の禁止	拡声器の使用の禁止	午後8時~翌日午前7時まで
使用の制限	拡声器の使用の制限	午前7時~午後8時まで

※使用の制限 (1) 方法 固定の場所で拡声器を使用するときは、1回10分以内とし、10分を超える休止時間を置くこと。

(2) 音量基準 拡声器から発生する音量が音源から 30m の距離において最大値 65dB をこえてはならない。

※時報、公共等の広報、自動車等の移動による使用、地域の風俗慣習、集団の整理誘導等は摘要除外。

※県公害防止条例第59条にても拡声機の使用制限の定めあり

【参考】〇騒音のおおよその目安

19-71 ONE 10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1								
騒音レベル (dB)	騒音感覚	音の大きさの目安						
110以上		ヘリコプターの近く・コンクリートブレーカー						
100	極めてうるさい							
90		パチンコ店内						
80		ゲームセンター店内						
	うるさい	大声・騒々しい工場内						
70	7000	在来鉄道の車内・幹線道路周辺(昼間)						
		蝉の声・掃除機・騒々しい街中						
60								
	普通	普通の会話						
50	音 地	静かな事務所						
		静かな住宅地(昼間)・深夜の市内住宅						
40		ささやき声・深夜の郊外住宅						
	静か							
30								

4. 振動

(1)振動公害の概要

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られます。また、振動と騒音は同一の発生源から同時に発生することが多いです。

(2)振動に係る特定工場等

騒音と同様に、工場等の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し 生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この指定地域内にある特定施設を有する工場等につい て、振動規制法に基づき規制を行っています。

振動に係る特定工場等の届出状況

令和7年3月末現在

	法令等	振動規制法				
施設の種類		特定工場等数	施設数			
金属加工機械		65	1, 295			
圧縮機等		88	578			
土石用破砕機等		19	73			
織機		0	0			
コンクリートブロックマシン等		6	31			
木材加工機械		6	7			
印刷機械		4	5			
ロール機		4	7			
合成樹脂用射出成形機		13	184			
鋳型造型機		0	0			
計	·	205	2, 180			

特定工場等に係る振動基準

時間の区分	昼間	夜 間			
地域の区分	午前8時~午後7時	午後7時~午前8時	該当地域		
第1種区域	CO AD	55 JD	騒音規制法の		
弗 Ⅰ俚▷坳	60 dB	55 dB	第1種、第2種区域		
英 0.廷尺尺	65 ID	60 ID	騒音規制法の		
第2種区域	65 dB	60 dB	第3種、第4種区域		

(3)振動に係る特定建設作業

建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がってきています。建設作業は一般に短期間で完了することが多いですが、騒音と異なり建物等に被害が残ることがあるため問題が生じやすくなっています。

この振動を防止するため、振動規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っています。令和6年度における市内での振動にかかる特定建設作業の届出は26件となっており、令和5年度の41件から減少しました。

振動に係る特定建設作業届出状況(令和6年度)

作業の種類	届出件数
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2
鋼球を使用して建築物その他の工作物破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	24
計	26

特定建設作業に係る振動の規制基準

区分	基準値	作業ができない時間	一日当たりの 作業時間	同一場所に おける作業期間	日曜休日における作業
第1号区域	75 dB	午後7時~午前7時	10時間以內	連続6日	禁止
第2号区域	75 dB	午後10時~午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域:①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域である地域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域:騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

(4)振動の防止対策

特定工場等及び特定建設作業に関しては振動規制法に基づく届出の段階で振動防止に関する指導を行いました。

5. 悪臭

(1)悪臭公害の概要

悪臭の判断は人の感覚により直接感知されますが、人の嗅覚には著しい個人差があります。また、工場をはじめ、商店・飲食店・家庭生活等、実に多種多様な臭いが発生しているとともに、悪臭のほとんどが低濃度の複合臭であるため、規制・対応が非常に難しい状況です。

(2) 悪臭苦情

悪臭苦情の発生源は実に多種多様に渡っています。また、工場・農地・畜産・住宅の混在する地域が増え、今後苦情が増加していくことが考えられます。その反面、原因不明の場合や、規制の対象外の場合、または規制物質であっても規制の基準値内であっても苦情が発生する場合など、対策が非常に難しくなってきています。

(3)悪臭の規制

工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の規制基準が設定されています。住民の生活環境を保全するため、規制地域が指定されており、中津川市は全域がこの指定地域となっています。

悪臭物質の規制基準等

性空垂自肠所	1号 規制基準	2 号規制	3 号規制	特徴等				
特定悪臭物質	(ppm) 対象		対象	においの特徴	主な発生源			
アンモニア	1	•		し尿のようなにおい	畜産、化製場、し尿処理場等			
メチルメルカプタン	0.002		•	腐ったタマネギ臭	パルプ製造、化製場、し尿処理場等			
硫化水素	0.02	•	•	腐った卵のようなにおい	畜産、パルプ製造、し尿処理場等			
硫化メチル	0.01		•	腐ったキャベツ臭	パルプ製造、化製場、し尿処理場等			
二硫化メチル	0.009		•	腐ったキャベツ臭	パルプ製造、化製場、し尿処理場等			
トリメチルアミン	0.005	•		腐った魚のようなにおい	畜産、化製場、水産缶詰製造等			
アセトアルデヒド	0.05			刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理、タバコ製造等			
プロピオンアルデヒド	0.05	•		刺激的な甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等			
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	•		刺激的な甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等			
イソブチルアルデヒド	0.02	•		刺激的な甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等			
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	•		むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等			
イソバレルアルデヒド	0.003	•		むせるような甘酸っぱい焦臭	焼付け塗装工程を有する事業場等			
イソブタノール	0.9	•		刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等			
酢酸エチル	3	•		シンナーのような刺激臭	塗装工程、印刷工程を有する事業場等			
メチルイソブチルケトン	1	•		シンナーのような刺激臭	塗装工程、印刷工程を有する事業場等			
トルエン	10	•		ガソリンのようなにおい	塗装工程、印刷工程を有する事業場等			
スチレン	0.4			都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場等			
キシレン	1	•		ガソリンのようなにおい	塗装工程、印刷工程を有する事業場等			
プロピオン酸	0.03			刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等			
ノルマル酪酸	0.002			汗くさいにおい	畜産、化製場、でんぷん工場等			
ノルマル吉草酸	0.0009			むれたくつ下のにおい	畜産、化製場、でんぷん工場等			
イソ吉草酸	0.001			むれたくつ下のにおい	畜産、化製場、でんぷん工場等			

※1号規制 敷地境界線の地表

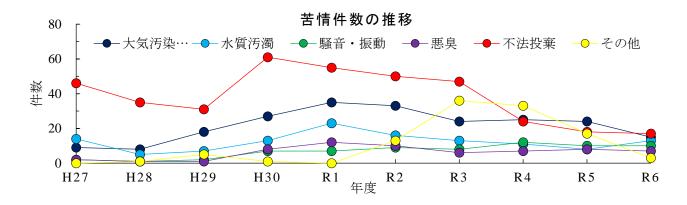
2号規制 気体排出口

3号規制 排出水 (排出推量により3段階の規制に区分)

6. 公害苦情

(1) 苦情件数の推移

令和6年度に受け付けた苦情件数は合計65件で、野焼きの苦情を含む大気汚染の苦情が最も多くなりました。不法投棄や太陽光事業に関する苦情を含めたその他の苦情は例年より少なく、苦情総数も昨年度の85件と比較して減少しました。



過去 10 年間における公害苦情件数の内訳

区分			典型74	公害以外						
年度	大気汚染 (野焼き含む)	水質汚濁	騒 音	振動	悪臭	土壤汚染	地盤沈下	廃棄物 投棄	その他	総数
令和6年度	15	13	10	0	7	0	0	17	3	65
令和5年度	24	8	9	1	8	0	0	18	17	85
令和4年度	27	11	11	1	5	0	0	24	33	112
令和3年度	24	13	7	1	6	0	0	47	36	134
令和2年度	33	16	9	0	10	0	1	50	17	136
令和元年度	35	23	7	0	12	0	0	55	0	132
平成30年度	27	13	7	0	8	0	0	61	2	118
平成29年度	18	7	2	0	1	0	0	31	5	64
平成28年度	8	5	1	0	1	0	0	35	1	51
平成27年度	9	14	2	0	2	0	0	46	0	73

※典型7公害:大気汚染(野焼き含む)、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下

①典型7公害

令和6年度の公害苦情(65件)のうち、「典型7公害」の苦情件数は45件(全公害苦情件数の約69%)で、前年度に比べ5件減少しました。令和6年度の典型7公害の苦情を種類別にみると、大気汚染(野焼き含む)が15件と最も多く、次いで騒音が9件となっています。

大気汚染の苦情は、すべて野外焼却に関するものでした。違法焼却ではなく例外規定として認められている野外焼却についても苦情が寄せられています。水質汚濁に関する苦情については、水質基準は満たしていますが、色や泡等、視覚的な変化に対する苦情、また降水量が少なかったために、河川の水量等減少にともなった変化による問合せも寄せられました。

②典型7公害以外

「典型7公害以外」の苦情件数は20件(全公害苦情件数の約31%)で、廃棄物投棄が17件、その他の苦情が3件でした。

7. リサイクルと廃棄物

(1) 廃棄物の状況

①ごみ排出量

当市のごみの排出量は、平成29年4月のごみ処理手数料有料化制度の実施以前と比較し、燃えるごみについては減少しましたが、燃えないごみは増加しています。大型ごみについては、平成28年度では、有料化前の駆け込みでごみの排出量が増加しました。その反動もあり、平成29年度においては大型ごみの排出量が大きく減少しています。なお、ごみ処理手数料有料化の効果検証については、駆け込みでの排出の影響・コロナ禍における生活環境の変化の影響等が大きいことから、短期間の実績では十分な検証ができないため、令和5年度に評価を行います。令和6年度のごみの排出量は、令和5年度と比較して1135 t 減少しています。令和元年度からのコロナウィルスによる巣ごもり需要等による家庭系廃棄物の排出は落ち着いてきたものの、経済活動の活性化に伴う事業系廃棄物は横ばい状況にあります。また、資源回収量は民間リサイクル施設の増加を受け減少しております。全国的に多くの自治体がごみの減量化に成功している中、中津川市も環境への負荷が少ない低炭素・循環型社会の実現に向けて、将来への負担を先送りにしない、着実なごみ減量対策を講じていく必要があります。各家庭において、生活スタイルの見直しを啓発するとともに、取り入れやすいごみ減量方法を検討し、促進していくことが大切です。

過去6年間のごみ排出量と内訳の推移

(単位:t)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	合計	17,967	18,339	18,050	17,626	16,722	16,841
生活系ごみ	燃えるごみ	14,606	14,382	14,404	14,142	13,417	13,488
系	燃えないごみ	840	980	848	780	734	604
シ	大型ごみ	1,610	1,945	1,851	1,742	1,652	1,570
	資源ごみ	911	1,032	947	962	919	1,179
事	合計	6,960	6,371	6,528	6,481	6,295	5,235
事業系ご	燃えるごみ	6,222	5,633	5,650	5,746	5,652	4,824
ボご	燃えないごみ	92	80	74	75	74	14
み	大型ごみ	646	658	804	660	569	397
小計	(集団回収除く)	24,927	24,710	24,578	24,107	23,017	22,076
集団回収		2,929	2,238	2,222	2,141	1,911	1,722
	ごみ排出量	27,856	26,948	26,800	26,248	24,933	23,798
	人口 (人)	76,284	76,658	75,622	74,731	73,668	72,823

※各年度10月1日現在人口

出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査」、令和6年度は速報値

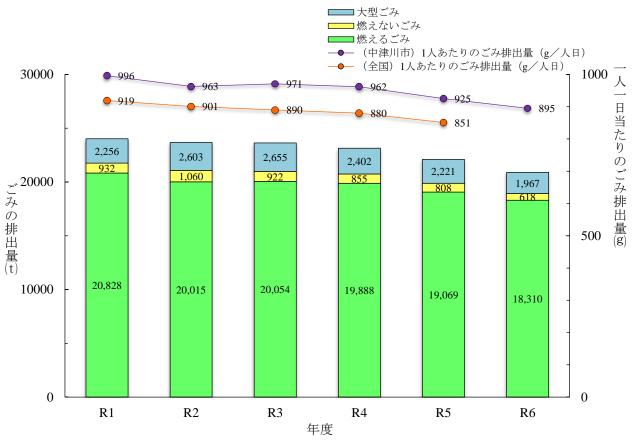
市民1人1日あたりのごみ排出量の推移

(単位:g)

11-24-1-1-1-1-1-1	20・パ・ロのに / の こ・/ 別田里の にり											
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
	市	996	963	971	962	925	895					
総排出量	県	894	878	874	859	828	_					
	全国	919	901	890	880	851	_					
4 江 万	市	747	735	734	725	691	698					
生活系	県	624	627	618	603	572	_					
(集団回収含む)	全国	638	649	636	620	592	_					
	市	249	228	237	238	233	197					
事業系	県	270	251	256	256	256	_					
	全国	280	252	254	260	259	_					

出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査」、令和6年度は速報値

ごみの排出量及び1人1日あたりのごみ排出量



②ごみ処理経費

中津川市における一般廃棄物の処理に要した経費(建設改良費を除く。)は、令和 6 年度は 1,187 千円でした。 1 人当たりに換算すると 16,294 円、 1 kg あたり 53.7 円でした。

ごみ処理事業経費(建設改良費を除く)の推移

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ処理経費 (千円)		1, 068, 750	1, 109, 589	1, 093, 119	1, 098, 691	1, 139, 510	1, 186, 578
1人当たりの	市	14, 010	14, 475	14, 455	14, 702	15, 468	16, 294
処理経費(円)	県	12, 998	13, 087	13, 296	14, 056	15, 395	_
处连胜其(门)	全国	12, 210	12, 429	12, 581	13, 102	13. 593	_
1 kg 当たりの処3 (集団回収除く)	理経費	43. 0 円/kg	44. 9 円/kg	44. 5 円/kg	45.6 円/kg	49. 5 円/kg	53.7 円/kg

出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査」

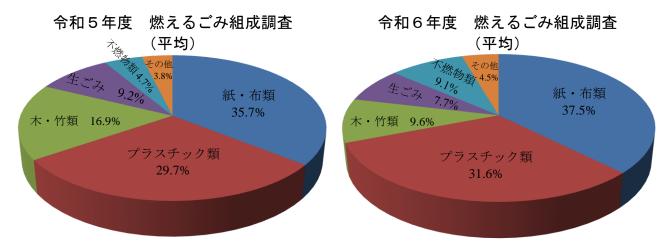
③生活系ごみと事業系ごみ

生活系ごみとは、一般家庭から排出されたごみであり、事業系ごみとは、事業所等から排出されたごみです。令和6年度は生活系ごみが16,841 t、事業系ごみが5,235 t であり、生活系ごみが約76%を占めていました。なお、生活系ごみついては昨年度と同程度の排出量であったものの、事業系ごみについては昨年度よりも約1,000t減少しました。



④ごみの組成調査

環境センターでは、搬入された「可燃ごみ」(「燃えるごみ」+「粗大不燃施設での破砕残渣等」を含みます。)の組成調査を行なっています。組成調査の結果では、可燃ごみの多くを紙・布類が占めており、その割合は令和 5 年度(平均)は 35.7%、令和 6 年度(平均)が 37.5% と約 $3 \sim 4$ 割程度を占めております。ごみの減量のためには、約 7 割を占めている紙・布類及びプラスチック類のリサイクル化を推進していく必要があります。



⑤最終処分場について

令和6年度の最終処分量は1,913 t、1人1日当たりの最終処分量は72 g でした。2005年から供用開始した最終処分場(73,136m³)は、令和6年度末現在残余容量は28,957 m³、残余年数は11.2年であり、2036年(令和18年)中には一杯となる計算です。

残余年数 = 当該年度末の残余容量 当該年度の最終処分量/埋立てごみ比重

(※埋立ごみ比重は、令和5年度一般廃棄物実態調査結果「0.8163」(全国)を用いて計算しています。)

ごみ処理最終処分量の推移

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最終処分量(t)		2,424	2,444	2,408	2,368	2,118	1,913
1人1日当たり	市	87	87	87	87	79	72
の最終処分量	県	68	68	64	65	63	_
(g)	全国	82	79	74	74	69	

(2) ごみ減量化の取り組み施策

①布類の回収について

平成27年度より、ごみの減量化を推進するために、布類の拠点回収を開始しました。なお、平成29年度より、環境センターでは常時回収を行っています。年3回実施していた各拠点回収については、請負事業者の人員不足等により、令和2年度に事務所での拠点回収を中止、令和4年度からは市役所本庁舎での拠点回収を中止しています。

衣類回収量の推移 (単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
拠点回収	46.5	14.5	18.6	7.2	11.0	7.0
集団資源回収(衣類回収)	71.3	59.7	44.6	42.7	42.5	38.1
合計	117.8	74.2	63.2	49.9	53.5	45.1
市民1人1年あたりの回収量	1.5 kg/年	1.0 kg/年	0.8 kg/年	0.7 kg/年	0.7 kg/年	0.6 kg/年

[※]端数を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります

②剪定枝の堆肥化

平成27年度より、ごみの減量化を推進するために、一斉清掃の時期(6月、9月)に合わせて刈り草、 剪定枝の堆肥化を行っています。堆肥は、市民に無料配布しています。

堆肥化量の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
堆肥化した刈草等の量	51t	54 t	66 t	45 t	109.5 t	264.5 t

③ごみ処理手数料有料化制度への取り組みについて

ごみの減量化とリサイクルを促進する循環型地域への転換をはかるため、平成26年度に中津川市ごみ減量検討市民会議を設置し、議論を重ねた結果、平成29年度よりごみの処理にかかる費用の一部を排出者である市民の皆さまに手数料としてご負担いただく「ごみ処理手数料有料化制度」を段階的にスタートしました。平成29年4月より、大型ごみの有料化を開始し、さらに平成29年8月からは、燃えるごみ、燃えないごみの有料化を開始(新ごみ袋での販売・収集の開始)しました。ごみ処理手数料制度の切り替えに際して、8・9月の2ヶ月間を新・旧のごみ袋使用可能期間として設定し、平成29年10月より新ごみ袋での収集に完全移行しました。

ごみ処理手数料有料化制度の概要

ごみ区分	サイズ	制度導入前	制度導入後	制度開始時期
大型ごみ	ı	無料	100 円/10 kg(直接搬入) 500 円/シール 1 枚(拠点回収)	平成 29 年 4 月
	大	260円/15枚入(17.3円/枚)	450 円/10 枚入(45 円/枚)	
燃えるごみ	中	260 円/20 枚入(13.0 円/枚)	300円/10枚入(30円/枚)	平成 29 年 8 月
	小	260 円/25 枚入(10.4 円/枚)	180 円/10 枚入(18 円/枚)	※ごみ袋のサイズは
	大	260円/10枚入(26.0円/枚)	450 円/10 枚入(45 円/枚)	変更していませ
燃えないごみ	中	260円/12枚入(21.7円/枚)	300円/10枚入(30円/枚)	ん。
	小	260円/15枚入(17.3円/枚)	180 円/10 枚入(18 円/枚)	

(3) リサイクル事業

①集団資源回収の奨励

集団資源回収はごみの減量化と資源の有効な活用を図り、循環型社会の構築および生活環境の保全を図ることができる有意義な活動と考えています。また、子供の頃からの環境保全及び、ごみ減量に対する考え方や地域への行事参加も大切と考えています。そこで、集団資源回収を実施している団体(小中学校のPTAや地域、子供会・老人会等)に下記のように奨励金を交付し、活動の支援をしています。

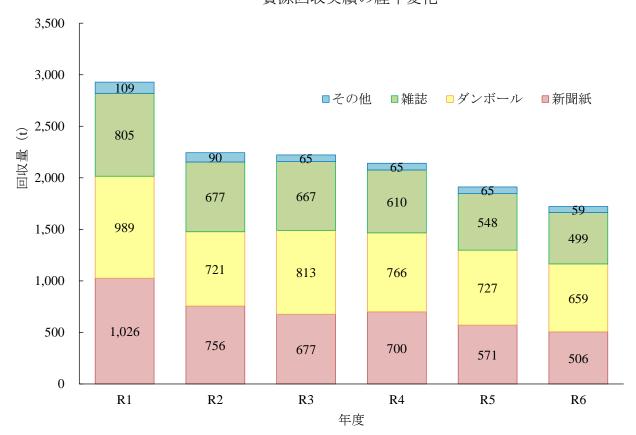
対象品目:ダンボール・新聞紙・雑誌・缶類・ビン類・布類・牛乳パック等 奨励金額:5円/kg

集団資源回収量 ※端数を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中津川	2,022	1,487	1,502	1,476	1,307	1,184
ДП	70	35	24	29	33	50
坂下	234	186	158	129	104	90
川上	38	35	33	24	27	23
加子母	113	102	65	71	65	41
付 知	137	117	133	127	124	110
福岡	211	196	215	195	169	154
蛭川	103	84	92	90	82	71
合 計	2,929	2,243	2,222	2,141	1,911	1,722

資源回収実績の経年変化



②リサイクルボックス

市では、家庭から出る紙類などを集団資源回収に出せなかった、または保管しきれない量になった場合に活用できるよう、リサイクルボックスを設置しています。(令和6年度末設置数 56箇所) リサイクルボックスでは、主に新聞紙、雑誌(雑がみ)、段ボールを回収し、資源の循環を図っています。

サーラちゃんリサイクルボックス(市管理)回収量

(単位:t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新聞紙	20	24	14	4	6	20
段ボール	58	67	66	55	50	50
雑誌	76	92	98	86	62	48
合計	154	183	178	145	118	118

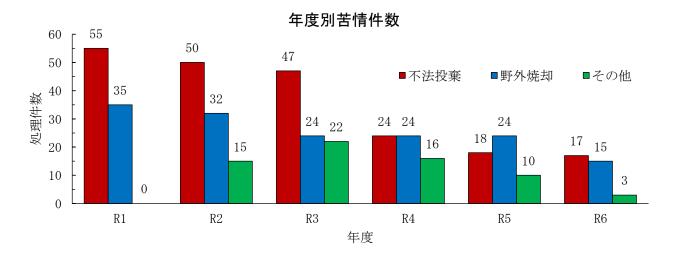
リサイクルボックス一覧

No.	建物名称	13	大平区	28	苗木津戸区	43	川上小学校
4	サーラちゃん BOX	14	第 17 区	29	苗木雇用促進区	44	加子母総合事務所
1	(中津川市役所)	15	第 12 区	30	坂本事務所	45	加子母こども園
2	少年センター	16	一色保育園	31	坂本北原一組	46	加子母中学校
2	(中央公民館)	17	第1区	32	茄子川	47	付知総合事務所
3	サンライフ中津川	18	第 18 区	33	落合事務所	48	付知
4	桃山公園	19	尾鳩区	34	阿木事務所	49	福岡
5	第9区	20	第 23 区	35	神坂事務所	50	田瀬
6	東 18 区	21	第 18 区②	36	山口総合事務所	51	下野
7	一色区	22	第8区 (本町)	37	山口第2町内会	52	一
8	松田区	23	山手区	38	馬籠	53	蛭川
9	第 16 区	24	共栄区	39	坂下総合事務所	54	蛭川②
10	第 19 区	25	苗木事務所	40	坂下中学校	55	第 21 区
11	銭亀区	26	苗木三郷区	41	上野本郷	56	坂本こども園
12	第 10 区	27	苗木上並松区	42	川上総合事務所		

(4) 不法投棄等の苦情処理件数

不法投棄や野外焼却の苦情については、平成30年度、令和元年度をピークにわずかに減少しておりますが、件数の下げとまりが続いております。特に野外焼却については、違法焼却より例外規定の農作業に伴う焼却への通報が増えており、田畑等から宅地開発した後の定住者(集合住宅を含む。)との地域間コミュニケーションの希薄に伴うものが大半です。また、その他の案件として、ごみステーションに関する通報や私有地の草の繁殖等に関する相談が増えており、ごみの分別方法の啓発や個人のマナーの問題が考えられます。個人の住環境に関する意識啓発を促していくことが必要と思われます。

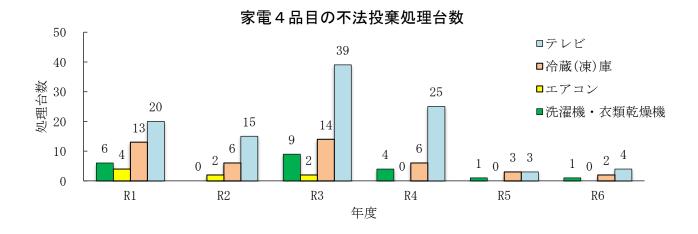
不法投棄監視パトロールの強化や不法投棄重点地域を中心に不法投棄防止看板を設置し、不法投棄を 未然に防ぐことが大切です。また、「地域環境は、地域で守る」ことも大切ですので、区長さんや住み よい環境づくり推進員さんと地域住民との協力体制を強化し、パトロール等を実施していただくことも 大切です。



(5) 家電4品目の不法投棄処理件数

平成13年4月1日より、家電リサイクル法が施行され、テレビ(ブラウン管)・冷蔵(凍)庫・エアコン・洗濯機はリサイクルすることが義務付けられました。また、平成21年4月1日より、テレビ(液晶・プラズマ式)及び衣類乾燥機が追加されました。これらを処分するときは、リサイクル料金と収集運搬料金が必要になります。通常の廃棄物とは処理方法が異なるため、不法投棄されることも多く、一つの場所に何台も不法投棄されているケースもあります。

広報等を通じ不法投棄は犯罪であること、また家電リサイクル法について啓発が必要です。



(6) し尿処理

①し尿・汚泥処理量

し尿は市域を二分し、旧市地区は衛生センターで、旧恵北地区は恵北衛生センターで処理をしていましたが、新しくできた汚泥処理センターの本格稼働に合わせ、令和元年 12 月からは全て汚泥処理センターで処理をしています。

し尿・汚泥の年間処理量

(単位: kL)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	9,336	8,922	8,730	8,158	7,941	7,947
浄化槽汚泥	12,093	11,585	11,379	11,001	10,783	9,966
計	21,429	20,507	20,109	19,159	18,724	17,463

出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査」、令和6年度は速報値

②し尿処理事業経費

し尿処理事業経費(建設改良費を除く。)は、令和6年度は、231,626千円で、し尿処理対象人口(非水洗化人口及び浄化槽人口の合計)一人当たりに換算すると6,641円でした。

し尿処理事業経費 (建設改良費を除く)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿処理経費(千円)		329, 070	220, 403	215, 397	162, 720	229, 062	231, 626
1人当たりの	市	8, 580	5, 784	5, 824	4, 523	6, 411	6, 641
処理経費	県	6, 365	6, 054	6, 777	7, 149	7, 499	_
(円)	全国	6, 129	6, 314	6, 438	10, 336	7. 079	_

出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査」、令和6年度は速報値

第3章 第三次中津川市環境基本計画



シデコブシ(坂本 岩屋堂)

第1節 第三次中津川市環境基本計画

1. 環境基本計画の位置づけ

環境基本計画は、中津川市環境基本条例第7条に基づき、本市の良好な環境の保全と創出の基本方針として策定されたものです。

平成16年3月に「中津川市環境基本計画(第一次中津川市環境基本計画)」を策定し、その後、 平成17年2月の市町村合併を受けて、平成19年3月に「第二次中津川市環境基本計画」として見直ししており、その計画期間が終了したことから、「第三次中津川市環境基本計画」を策定しました。計画策定から5年が経過し、社会情勢に変化があったことから、令和2年度に中間見直しを行いました。

2. 計画の将来像

本計画における将来の環境像は、中津川市総合計画の将来都市像『かがやく人々 やすらげる自然活気あふれる 中津川』を踏まえて定めています。本市のやすらぐ美しい自然を守り、生活環境、自然環境、地域環境にやさしい取組みを通じて、活気あふれ魅力あるまちをつくり、その恵みを将来にしっかりと引き継いでいくことを目指して定めました。

〈第三次中津川市環境基本計画で掲げる中津川市の将来の環境像〉

自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち 中津川

将来の環境像を実現するための5本の柱

	117/10/28/20		O 17102 11	
自然共生	循環型	低炭素	安全安心	ひとづくり
自然と人間のかかわ	家庭や事業活動から	自然エネルギーの導	生活環境を守り、快	多様な主体、幅広い
りの中で豊かな自然	排出される廃棄物等	入などにより、二酸	適で安全に安心して	世代が連携・協力
環境を保全し、その	を減らし、できるか	化炭素の排出を削減	住み続けられる地域	し、将来の環境を守
恵みを適切に活用し	ぎり再資源化しま	します。	づくりを進めます。	る人材を育てます。
ます	す。			

3. 計画の期間

本計画の取組み期間は、平成28年度から令和7年度(平成37年度)までの10年間とします。 中間時点となる令和2年度に社会情勢の変化等に対応するため、見直しを行いました。

第2節 計画の施策体系

1. 計画の施策体系

環境像	5本の柱	基本方針		施策内容	
			1-1	自然環境保全を推進するための仕組づくり	
		1 自然を守る仕組みを つくる	1-2	自然環境保全活動のための人材育成	
			1-3	自然環境保全活動につながる市民運動の推進	*
			2-1	自然環境に関する基礎情報の収集	
		2 自然を調べ理解する	2-2	希少な生きものに関する調査	*
自然共生・循			2-3	外来生物に関する調査	*
			3-1	希少な生きものの保全活動の推進	*
		0. 白烛之(1) 人士フ	3-2	外来生物の駆除の推進	*
循環	自然共生地域づくり(中津川市生物多様性	3 自然を保全する	3-3	野生鳥獣の保護及び管理	*
-	地域戦略を兼ねる)		3-4	森林・里地里山の整備推進	*
一版			4-1	自然の恵みの有効利用	*
低炭素型の魅力あふれ		4 自然を活かす	4-2	自然を活かした観光や交流の推進	*
もの			4-3	自然体感型施設等の充実と活用	
 ト カ			5-1	ごみ減量化の普及啓発	*
あ		- デュント目 //・ の #/ //・	5-2	市民・事業者・行政による協働の取組の推進	
かれ		5 ごみ減量化の推進	5-3	生ごみの有効利用の促進	
るま			5-4	レジ袋削減・詰換商品の選択促進	
まち			6-1	集団資源回収やリサイクル BOX の活用促進	
中		6 3 R (発生抑制、再使用、再生利用)の	6-2	資源ごみの回収・利用の促進	
中津川	循環型地域づくり	促進	6-3	新たな回収拠点 (新リサイクルセンター) の活用促進	
ויו	(一般廃棄物処理 基本計画を引用)	7 環境に配慮した適正	7-1	ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分	
		処理・処分	7-2	生活排水処理施設整備と適正管理	
		8 地域資源の循環的活用	8-1	木質バイオマス資源を循環的に活用する 仕組づくり	*
	佐忠幸は おさい	9 エネルギーの効率的な	9-1	家庭や事業活動における省エネルギーの推進	
	低炭素地域づくり	利用促進	9-2	行政の効率的な省エネルギー活動の推進	

10−1 太陽光発電及び太陽熱利用の導入	/ N
	促進
10-2 小水力発電の導入促進	*
10 再生可能エネルギー の導入促進 10-3 木質バイオマスの利用促進	*
10-4 再生可能エネルギーを活用した防	災対策 ★
低炭素地域づくり (中津川市地球温暖化対策 実行計画・中津川市地域新	成の活性化
エネルギービジョン・ 中津川市省エネ節電計画を 11-1 エコカーの普及促進	
#ねる) 11 交通の低炭素化 11-2 交通インフラの低炭素化	
11-3 環境にやさしい交通システムの促	進
12-1 健康な森づくりの推進	
吸収源対策 12-2 カーボン・オフセットの推進	
13-1 大気環境の保全	
13-2 水環境の保全	*
13 健康で安全な環境 づくり 13-3 騒音・振動及び悪臭対策の推進	
安全安心な 13-4 地下水と土壌環境の保全	
環境づくり 13-5 率先した公害防止対策の推進	
14-1 不法投棄の防止	*
14 快適で安心な環境 づくり 14-2 まちの美化とマナーの向上	
14-3 景観に配慮したまちづくり	
15-1 地域における環境保全の担い手の発	Ě掘と育成 ★
15-2 環境教育・環境学習に携わる人材	育成
15 環境保全活動を推進 するための人づくり・ 15-3 市民や環境団体等の連系と活動の	促進 ★
仕組みづくり 環境保全に向けた 仕組みづくり 15-4 事業者と連携した環境保全活動の仕	上組づくり ★
人づくり 15-5 大学等と連携した環境保全活動の仕	上組づくり★
16-1 子どもたちに向けた環境教育・環境等	学習の充実
16 多様な主体による 環境教育・環境学習 16-2 環境教育・環境学習プログラムの	作成 ★
の推進 16-3 環境イベントや講座の実施	

※★:重点プロジェクト

2. 環境施策の取り組み

I. 自然共生地域づくり(中津川市生物多様性地域戦略)

地域の課題(環境基本計画より)

- ○自然への関心の低下や開発、里地里山等の手入れの放棄
- ○希少植物等の自生地における生育環境の悪化
- ○特定外来生物の生育地の拡大
- ○野生鳥獣の被害の拡大

■将来の環境像を実現するための指標と目標

指標	平成 26 年度 (2016 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標値 (2025 年度)
自然環境保全活動参加人数	延 275 人	延 1,066 人	延 1,080 人	延 1,000 人以上
湧水湿地の調査箇所数	2カ所(累計)	5カ所(累計)	5カ所(累計)	12 カ所 (累計)
ハナノキ自生地の調査箇所数	9カ所(累計)	16 カ所(累計)	16 カ所 (累計)	19 カ所 (累計)
希少種自生地保全箇所数	2カ所(累計)	4カ所(累計)	4カ所(累計)	12 カ所 (累計)
特定外来生物の分布区域数	272 カ所	416 カ所	416 カ所	350 カ所
外来種駆除ため池件数	3カ所(累計)	8カ所(累計)	8カ所(累計)	6カ所(累計)
エコツーリズムツアーガイド数	0人	130 人	130 人	150 人

■施策内容

(1) 自然を守る仕組みをつくる

①自然環境保全活動を推進するための仕組みづくり

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
1-1 ★	中津川市 自然環境団体等 連絡会議の推進	・「中津川市自然環境団体等連絡会議」を定期的に開催し、参加団体相互の交流や情報交換、技術・知識の向上を図ります。 ・環境団体と連携し、自然共生地域づくりに取り組みます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・環境団体の連携強化と環境保全活動の活性化・環境団体相互の技術・知識の共有・新たな環境保全施策の推進	実績なし	環境政策課

②自然環境保全活動のための人材育成

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
1-2	幼児向け環境教育 の推進	・人と自然とのつながりを考えることのできる豊かな心を育むことを 目的に、木育や自然体験を取り入れた幼児向け環境教育を、各保育 園や幼稚園で実施します。	育環境教育を実施しました。 【実績】	環境政策課
1-2	河川環境教育の 推進	・子ども達に川の水質や生態系の保全、流域の繋がりなどの学びを提供するために、水生生物調査(カワ	を指導員及び環境政策課職員 にて実施しました。 【実練】	環境政策課

1-2	環境教育の指導者 や保全活動の 担い手育成	・幼児向け環境教育や河川・森林の 環境教育などに携わる指導者を育 成するための指導者講習などを実 施し、本市の自然環境とその保全 に関する正しい知識を持ち、その 知識を伝え、活動していく人材を 育成します。	木育実施園の保護者や保育士 OBなどを対象にスタッフ勧 誘を行い、研修生として実際 の活動に参加してもらうこと でスタッフの育成を図りまし た。	環境政策課
1-2	子どもたちへの 林業・木工の体験 活動の推進	・中津川市森の担い手育成構想の取組として、子どもたちに向けた林業や木工の体験活動を推進します。 ・岐阜県や森林文化アカデミーと連携し、成長段階に応じた体験活動の実施や木製品の配布、また実施に必要な人材の育成などを企画し実施します。	111ツ経代リカスタネット」	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
1-2	林業・木材関連 産業の次世代を 担う人材育成	・中津川市森の担い手育成構想の取 組として、大学生や社会人を対象 とした林業や木材関連産業の人材 育成に資する取組を推進します。	林業等を志す社会人への就労 支援、移住支援のほか、市内林 業事業体への新規林業従事者 支度支援、資格取得支援を行 いました。 森林文化アカデミーの学生を対 象に、木材関連産業及び森林整 備の視察研修を行いました。 森の木遊館を8月4日に開館 し、8,946人の来場者がありま した。	林業振興課

③自然環境保全活動につながる市民運動の推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
1-3	自然環境・生物多 様性保全に向けた 啓発キャンペーン の推進	全意識の高揚を図るため、市民に も分かりやすく取り組みやすい生 物多様性キャンペーン活動を企	木育や環境学習を通して、生物多様性の PR を行いました。 また、既存の市民向けのチラシの配架や広報誌にて啓発を 推進しました。	環境政策課
1-3 ★	自然環境保全活動 の推進	★重点プロジェクトとして期待される効果	市民団体と協力して、岩屋堂 ハナノキ自生地 喜山シデコ	環境政策課

(2) 自然を調べ理解する

①自然環境に関する基礎情報の収集

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
2-1	身近な生きものの 調査の実施	・市民や環境団体が参加する「市民 生きもの調査隊」を編成し、身近 な場所に生息している生きものの 調査を行い、その結果をもとに冊 子「中津川市の生きもの」を作成 します。	河川環境学習(カワゲラウォ ッチング)において、身近な 川に生息している生き物調査	環境政策課

②希少な生きものに関する調査

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
		・保全すべき希少動植物の分布状況 と自生地の現状を調査し、マップ やデータベースを作成します。 ・東海丘陵要素植物が自生する里地		文化振興課
2-2 ★	希少植物とその 自生地の分布及び 現状の調査	・本市の魅力である大切な資源の後世への継承・シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴの 自生環境の改善・協働による保全活動を通じた地域の活性化 と連携強化	における希少植物の生育状況 を調査に取り組みました。	環境政策課
2-2 *	希少動物とその 生息地の分布及び 現状の調査	・絶滅危惧種などの希少動物の分布 状況と生息地の現状を調査し、基 礎データとして蓄積します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・基礎データの蓄積を通じた科学的知見に基 づく自生地保全 ・開発による自生地消失の未然防止	実績なし	環境政策課
	天然記念物、保存	・既存の天然記念物や保存樹などの 現状調査を定期的に実施し、保護・ 保存の取り組みに活かします。	指定天然記念物の一部に関 し、巡視等を通じて現状確認 しました。	文化振興課
2-2	樹などの指定・ 保存のための現状 調査	・市民による保全の機運が高まっている種やその自生地については、 天然記念物や保存樹の指定等も視野に入れた現状調査を行います。	ハナノキやシデコブシが群生 する市内の自生地において、 岐阜大学の有識者に指導を仰 ぎながら自生地調査を実施し ました。	環境政策課

③外来生物に関する調査

	© 1 11 = 131 - 131 7 G 131 E				
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課	
2-3	特定外来生物の 分布調査	・本市で繁殖が拡大している特定外来生物の公布調査を推進します。	市内一斉清掃等での特定外来 生物(オオキンケイギク)の 駆除活動を進めていますが、 分布調査は現在実施しており ません。	環境政策課	

(3) 自然を保全する

①希少な生きものの保全活動の推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
3-1 ★	希少動植物の重要 自生地の保全活動 (天然記念物を含む)	 ・本市の代表的な希少種である、シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴの重要自生地及び水源地での保全活動を推進します。 ・自生地における後継樹の生長を促すため、支障木の伐採や湿地環境の保全などの環境整備を推進します。 ・遺伝子の多様性に配慮しながら、専門家等の指導のもと保護増殖活動を進めていきます。 	実績なし	文化振興課

		★重点プロジェクトとして期待される効果 ・基礎データの蓄積を通じた科学的知見に基づく自生地保全 ・開発による自生地消失の未然防止 ・本市の魅力である大切な資源の後世への継承 ・シデコブシ・ハナノキ・ヒトツバタゴの自生環境の改善 ・協働による保全活動を通じた地域の活性化と連携強化	岩屋堂のハナノキ及びシデコブシが群生する湧水湿地における希少植物の生育状況を調査に取り組みました。	環境政策課
3−1 ★	天然記念物の指定及び保全	・市民による保全の機運が高まっている種やその自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、天然記念物への指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。 ・市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・持続可能な開発と自然環境保全との共存共栄 ・自然環境保全活動の活発化	実績なし	文化振興課
3−1 ★	自然環境保護地 区、保存樹などの 指定及び保全	・市民による保全の機運が高まっている種やその自生地は、調査の結果や有識者の意見を参考に、自然環境保護地区、保存樹への指定等も視野に入れ、保護活動の推進に取り組みます。 ・市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。 ・市民や地域が保全していく仕組みづくりに取り組みます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・持続可能な開発と自然環境保全との共存共栄・自然環境保全活動の活発化	プシが群生する湧水湿地における希少植物の生育状況を調査に取り組みました。	環境政策課

| | ②外来生物の駆除の推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
3-2		・本市で繁殖が拡大している特定外 来生物に指定された植物(オオキ ンケイギク、アレチウリ、オオハ ンゴウソウ等)や生態系被害防止 外来種などの駆除活動を地域と行 政が協働して推進します。	レス層の雑食浄地においてまな	レ施 るいや施 建設課 ク・ウて路 の 管理課
	特定外来生物(植物)の駆除活動の 推進	・市内一斉清掃における特定外来生物の駆除の実施や、市が管理する 道路・河川・公園等での率先した 駆除対策を実施していきます。	オオハンゴウソウ アレチウ	管理課
		・道路等の維持管理作業における駆除の実施		環境政策課

3-2	特定外来生物(動	ブラックバスやブルーギル、ウシガエルなどの特定外来生物については、県や用水組合等と連携し、計画的な池干しを行うとともに、	外来種 (水生生物) の駆除については、令和4年度以降、県主体の取り組みがなされませんでした。	農林整備課
*	物)の駆除活動の推進	特定外来生物の捕獲・駆除、放流 防止対策などを実施します。 ・また、セアカゴケグモなど市内で は未確認の特定外来生物について も、周知活動と合わせて駆除対策 を検討し、備えます。	アライグマ、ヌートリアなど の害獣対策として、捕獲檻の 貸し出しを行いました。 貸出し実績 : 52 申請 捕獲実績:アライグマ 30 頭 ヌートリア 1 頭	環境政策課

③野生鳥獣の保護及び管理

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
3−3 ★	有害鳥獣駆除の 実施	・農林業被害を受けた地域からの要請に応え、猟友会と連携して有害鳥獣駆除を実施します。 ・有害鳥獣駆除隊員を育成し、実施体制の強化を図ります。	イノシシ:459 頭 ニホンザル:8頭	農業振興課
3-3	農地等での有害鳥獣対策の推進	・鳥獣被害にあいにくい地域づくり のため、電気牧柵等の設置に対す る補助の実施や、国の交付金を活 用し、地域を大きく囲う形での侵 入防止柵の設置を推進します。	他しより。	農業振興課

④森林・里地里山の整備推進

生林竹	主地主山の金浦在	뜨		
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
3-4 ★	里地里山の保全と 活用	・人の手がつかず手入れが放棄されている里山林や耕作放棄地について、新たな活用方法を模索し、有効利用につながるための仕組みづくりや具体的な利用の取組み等に向けた検討などを進めます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・荒廃した植林や里山林、耕作放棄地の減少・農村が抱える課題の解決と里地里山の再生	山を整備する活動への補助を 実施しました。また、森林山村 多面的機能発揮対自らが 用し、地域の団体自ら行う取 組に対し支援を行いました。 耕作放棄がされていであ農村 は、高齢等の理由のもところも 耕作できないところも最 り、農業委員、農地利用最の 推進委員の現地調査結果の非	林業振興課農業振興課
3-4	森林整備の推進	・国や県などの補助事業を活用し、 民有地の森林整備を進めます。生物多様性保全の観点では、清らかな水を涵養する水源林等の整備、 野生鳥獣被害の撲滅や地域住民の 生活の向上を図るための里山林の 整備の活用を進めていきます。	向上を目指し、県森林環境税 の環境保全林整備事業等を活 用し、間伐事業に取り組みま した。また、野生鳥獣被害や地	林業振興課

		-		
		・自然の力を活用した森林更新を促し、広葉樹林や針広混広林等を増やしていくことで森林の生態系サービスを高めます。 ・化学合成農薬や化学肥料を一定以上	活用し手入れが行き届いてい	
3-4	環境配慮型農業の 推進	低減するなど環境への配慮を商品付加価値とした環境配慮型の農業を推	国や県の補助制度について関 係者へ情報提供を実施しまし た。	
3-4	優良農地の確保に 向けた取組みの 推進	乗・展刊の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同 活動などに対する支援を行い、農 用地区域の保全を図ります。	【補助実績】 取組組織: 41 組織 取組面積: 3,424 ha 補助金額: 95, 456 千円 中山間地域等直接支払制度 【補助実績】 取組組織: 148 組織 取組組織: 1,929 ha	農業振興課
3-4	河川や田園集落と 調和した景観の 形成	・3,000m ² 以上の開発行為に対して、開発時に届出義務を課し、道路等の公共空間との境界部分に緑化の規制を設定します。		都市住宅課

(4) 自然を活かす

①自然の恵みの有効利用

<u> </u>	思みの有効利用			
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
4-1	里地里山や清流の 恵みの有効利用の	・里地里山の小径木、短尺材などの合板、木材製品などへの加工利用を推進します。また、ジビエや川魚、特養林産物など地域の自然資源の有効活用を進めるとともに、農林水産物	森林山村多面的機能発揮対策 交付金を活用し、里山整備の 実施や、薪炭材等への利活用 を実施する事業実施団体への 支援を行いました。	林業振興課
*	促進	に関する新たな特産品開発とブランド化の推進を図ります。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・手入れ作業の促進による里地里山の再生・里地里山や清流の産物を有効活用した産業振興	実績なし	農業振興課
4-1	産直住宅の建設 促進	・地域材の利用を促進するため、市内 業者による地域材を使った産直住宅 の建設と普及啓発に補助します。・自然の光や熱を効果的に利用する、エコ住宅の要素を取り入れた 産直住宅の研究開発や普及への取 組みを進めます。	地域産材の利用促進のため、 地域産材を使って建設された 産直住宅に対し補助を行いま した。	林業振興課
4-1	公共施設等での木 質化や緑化の推進	・公共施設や学校等における新築や 増改築、備品等の導入の際には、 施設の木造化や内装木質化を検討 するとともに、木製品の活用に努 めます。・敷地内での緑化を進めるなど自然 と調和した環境配慮型の公共施設 を目指します。	令和7年度完成予定の公共施設(会議棟)において県産材を活用しました。	資産経営課

②自然を活かした観光や交流の推進

②日然を	自然を沽かした観光や父流の推進 ローニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課		
4-2 ★	エコツーリズムの 推進	★重点プロジェクトとして期待される効果	町振興公社) において地域と連	観光課		
			裏木曽古事の森育成協議会に よる裏木曽古事の森ガイドツ アーの周知に努めました。 実績なし	林業振興課環境政策課		
4-2	エコツーリズムの ガイドの養成	・環境団体や観光事業者、農家と連携し、エコツーリズムを企画、運営するガイドの養成を推進します。		観光課環境政策課		
		・木曽川流域の自治会等により組織		林業振興課		
4-2	木曽川流域圏に おける自治体連 携・交流の強化	される様々な枠組みに参加し、流域圏の行政や企業の協働による生物多様性保全活動や森づくり活動などを市内で推進します。 ・本市の自然や特産品を活用した流域圏での経済交流を進めます。	木曽三川流域自治体連携会議に参加し、参加自治体が集まり交流を深める活動として「第 13 回木曽三川流域自治体サミット」を中津川市にて開催しました。	環境政策課		
4-2	姉妹都市や交流 都市などの交流の 推進	・姉妹都市や交流都市と自然環境を テーマにした交流を推進します。 特に、苗木地区の野外教育センタ ー(キャンプ場)における名古屋 市の子どもたちとの交流やなごや 環境大学を通じた名古屋市民との 交流などを環境団体と連携して推 進します。		環境政策課		

③自然体験型施設等の充実と活用

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
4-3	自然公園等の管理 と活用	・市内に3つある県立自然公園(胞山、裏木曽、恵那峡)の管理と保全を行い、観光分野での活用を進めます。 ・胞山県立自然公園では、三菱電機中津川製作所・根の上高原観光保勝会・市の三者が連携し、「根の上高原生きた自然公園づくり協定」に基づく整備作業を実施します。	胞山県立自然公園における 「根の上高原生きた自然公園 づくり協定 (平成20年6月締結)」による整備作業を継続し	
4-3	自然体験型施設等 の利用促進	・自然体験活動や環境教育、エコツ ーリズム等で、市内の自然体感型 施設等(キャンプ場、公園や親水	み、科学的探究心を醸成する	鉱物博物館

広場等)の積極的な利用を促進し及事業を開催しました。 ます。 ・鉱物博物館においては、「夜明け【開催実績】 の森こんもり山プロジェクト」、┃●教室・ワークショップ 「自然観察会」などの体験教室を 計 32 回開催 868 人参加 実施するとともに、市内の自然環・はじめのいっぽ 境に関する企画展を行っていきま一个夜明けの森・親子自然楽習~ す。 6回 延べ70人 こんもり山プロジェクト 4回 延べ69人 ・ネイチャーゲーム 1回 89人 森の木の実でリースづくり 1回 17人 • 星空観察会 1回 49人 など ●企画展 ・第30回 地形・地質からみる 苗木城 ●私の展示室 ・第42回 まゆだまマーユの森 あそび~秋冬ものがたり~ ・第43回 はじめのいっぽ・に ほ・散歩 根の上高原では、春のつつじ まつりにおいてサイクリング やオリエンテーリングが実施 されたほか、年間を通じて自 然観察会など自然と触れ合う 機会を設けました。 根の上高原でのエクステラ 観光課 (オフロード版トライアスロ ン) や根の上湖の SUP 体験・ 椛の湖のカヤック体験など体 験型観光を通して市内の自然 体験型施設の利用促進を図り ました。 実績なし 農業振興課 自然体験活動や環境教育の場 として活用できるように夜明 |けの森遊歩道、乙女渓谷遊歩 | 林業振興課 道などの整備を実施しまし た。 小学生を対象にパックテスト を用いた実験から身近な水質 について考える講座を実施し

【第三次中津川市環境基本計画 資料より】

「シデコブシ」

シデコブシは日本の固有種で、岐阜県・愛知県・三重県の限られた地域にしか 自生していません。湿地に生育し、4月には白色やうすいピンクの花が咲きま す。市内では岩屋堂や若山等の自生地が天然記念物に指定されています。



環境政策課

ました。
【開催実績】

•河川水質学習講座 3回

Ⅱ. 循環型地域づくり(一般廃棄物処理基本計画より引用)

地域の課題(環境基本計画より)

- ○岐阜県内21市の中で市民1人が1日に出すごみ排出量が最も多い。
- ○ごみ減量の意識向上を図る啓発活動の推進とごみ減量に繋がる施策の積極的展開が必要
- ○市内の約8割を森林が占めており、木材の積極的な利用を進めるとともに、間伐材や製材工場の残材、住宅解体材などを有効活用し、地域内で循環させる仕組みづくりが必要。

■将来の環境像を実現するための指標と目標

指標	平成 26 年度 (2016 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標値 (2025 年度)
総ごみ排出量/年 (生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収)	30,339 t/年	24,926 t/年	23,798 t/年	26,130 t/年
生活系ごみ排出量/年	23,419 t/年	18,432 t/年	18,563 t/年	19,217 t/年
集団資源回収量/年	3,701 t/年	1,911 t/年	1,722 t/年	3,665 t/年
最終埋立量/年	2,420 t/年	2,117 t/年	1,913 t/年	2,053 t/年
木質バイオマスを燃料とした 薪・ペレットストーブ設置件数	0件	延 215 件	延 236 件	延 200 件

■施策内容

(5) ごみ減量化の推進

①ごみ減量化の普及啓発

<u> ①こか泌</u>	_ み 減量化の普及啓発					
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課		
5−1 ★	ごみ減量化の普及 啓発	・ごみ関連の情報を多様な方法で周知を図り、ごみ減量の意識向上を図ります。★重点プロジェクトとして期待される効果・ごみ減量に関する意識向上・ごみの減量化とリサイクルの推進	広報誌への掲載や雑紙回収、 刈草堆肥事業による堆肥の配 布などについて、回覧を行い、 ごみの減量の意識向上を図り ました。	環境政策課		
5−1 ★	住み良い環境づく り推進員との連携	・住み良い環境づくり推進員と連携し、地域でのごみ減量の取組みを促進するとともに、地域や推進員の活動を支援します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・ごみ問題(ごみの減量・ごみの出し方など)に関する意識向上・地域でごみ問題や環境問題の解決に取り組む意欲の向上	住みよい環境づくり推進員代表者会議を開催し、推進員の活動及び市のごみ減量の取り組みについて周知を行いました。住みよい環境づくり推進員を中心に市内一斉清掃を年2回実施し、住みよい環境づくりを進めました。	環境政策課		
5−1 ★	事業者に向けた 普及啓発	・事業系ごみの排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を啓発します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・ごみ減量に関する意識向上・ごみの減量化とリサイクルの推進	事業系ごみの排出事業者に対して啓発を行うとともに、無 作為に搬入検査を行い適切な 分別がされているか等を確認 しました。 実績なし	環境センター環境政策課		
5-1	事業系ごみの排出 管理の推進	・大量にごみを排出する事業者に対し、ごみ減量や再生利用などに関する計画書の提出を求め、排出管理と必要な指導を行います。	に対し、廃棄物排出・処理計画 書を提出させ、排出管理と指	環境 センター		

②市民・事業者・行政による協働の取組みの推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
5-3	市民・事業者・行政 の協働によるごみ 減量化検討と取組 みの推進	民会議」を開催し、ごみ減量に関する効果的な取組みを検討し、提	会議 を開催。廃棄物・リサイ	

③生ごみの有効利用の促進

施策 コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
5-4	食品ロス削減の 普及啓発	・食べられる状態でもあるにもかかわらず廃棄される食品(食品ロス)への関心と「もったいない」の意識を高め、生ごみの発生抑制を進めます。	広報 10 月号回覧チラシにて、 食品ロス削減の普及啓発を実	環境政策課
5-4	ダンボールコンポ スト等の普及啓発		不相コンホストの普及促進を	

④レジ袋削減・詰換商品の選択促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
5-5	レジ袋削減の取組 の推進	・中津川市レジ袋有料化推進協議会の提起により、平成20年10月から参加事業者(店舗)においてレジ袋の有料化を実施し、省資源とごみ減量化を推進しています。 ・取組みの継続と事業者の参加拡大を進めます。	「容器包装リサイクル法」の 省令改正により、令和2年7 月より全国的に小売業者等の レジ袋有料化が義務付けられ	環境政策課
5-5	詰替商品の選択の 普及啓発	品やリターナブル容器の選択の普	ごみの減量と限りある資源の	環境政策課

(6) 3 R (発生抑制、再使用、再生利用)の推進

①集団資源回収やリサイクルボックスの活用促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
6-1	集団資源回収奨励 金制度の実施	・集団資源回収活動を活発に持続させるため、奨励金制度を継続し、 資源化への意識向上とリサイクル の推進を図ります。	資源化への意識向上とリサイ	環境政策課
6-1	リサイクルボック スの利用促進	・各地域の資源回収の拠点となるリサイクルボックスを計画的に整備するとともに、有効に利用されるよう啓発を行い、リサイクルの推進を図ります。	し、リサイクルボックスの利	
6-1	使用済製品等の 店頭回収の促進		11と明に(事業者に「石畑田冷	

②資源ごみの回収・利用の推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
6-2	カン類・ビン類・ ペットボトル類の 分別回収	・カン類・ビン類・ペットボトル類 を分別して回収資源として再生利 用につなげます。		環境 センター
			雑がみの出し方の普及啓発を 行いました。	環境 センター
6−2 ★	雑がみの回収		リサイクルボックスや集団資 源回収において、雑がみの回 収を図りました。	
6-2 ★	衣類・布類の回収	・衣類・布類を資源としてリユース (再使用)またはリサイクル(再 生利用)し、ごみの減量化を図り ます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・ごみの減量化の推進 ・再使用(リユース)・再生利用(リサイク ル)の推進	リサイクルセンターにおいて 再利用可能な衣類、布類の拠 点回収を行いました。	環境 センター 環境政策課

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
6-3	中津川市リサイク ルセンターの充実 した活用		リサイクル回収・分別・資源化の拠点として、資源物の収集、 選別および処理を適正に行い、リサイクルの推進を図る	擅皆
			使用済小型電子機器類の破砕 残渣から金属類を回収し再資 源化を行いました。	環境 センター
6-3	使用済小型家電の 資源化	・使用済小型家電電子機器に利用されている希少金属などの資源の確保とその再資源化を促進するため、回収・資源化に向けた最適なシステムを検討し実施します。	電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパン (株)	
6-3	大型ごみのリユー ス販売の実施	・大型ごみとして出され再び使用できそうな家具等を安い価格で展示販売し、ごみの減量につなげます。また、市民や団体等との協働により、修理や販売、運営業務の安定化を目指します。	大型ごみとして出された家具 等を整備し展示販売すること により、ごみの減量化を図り	環境 センター
6-3	不用品紹介制度の 検討	・市民が不用となったもの、譲って 欲しいものをそれぞれ登録し紹介 する「不用品紹介制度」の検討を 進めます。	不用品の展示により、市民へ	環境 センター

(7)環境に配慮した適正処理・処分

①ごみ・し尿処理施設の適正処理・処分

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
7-1	ごみ処理施設の 適正処理・管理	・法令に基づき、ダイオキシン類など大気排出濃度の常時監視と適正な焼却管理と焼却灰の処分、ごみの受入基準に基づく指導の徹底や埋立処分量の減量など適正処理と管理を進め、将来にわたる安全な環境の保全に努めます。	焼却管理を専門的知識を有する民間業者に委託するなど、 ごみ処理施設の適正処理・管理を行いました	環境 センター
7-1	し尿処理施設の適 正処理・管理	を行い、将来にわたる安全な環境	に基づき適正な処理を行い、	汚泥処理 センター
7-1	し尿処理における リンの回収と堆肥 化	・汚泥処理センターにおいて、汚泥 処理の工程でリンの回収を行うと ともに、回収したリン化合物を栽 培肥料として有効に活用します。	【販売宝結】7,820 kg	汚泥処理 センター
7-1	将来に向けた処理	し尿処理が継続して安定運営でき るよう修繕や整備計画を立案する とともに、近隣自治体と連携した		環境 センター
11	施設等の計画検討	広域的な処理システムの検討を行 います。	汚泥処理センターの施設運営 については、中長期的な視野 に立ち安定稼働が継続してで きるよう長期的な修繕等維持 管理計画を立案しました。	汚泥処理センター

②生活排水処理施設整備と適正管理

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
7-2	公共下水処理場の 適正な運用と維持 管理	・各処理場の放流水質基準を達成 し、公共用水域の水質汚濁防止を 継続するため、危機点検を適正に 行うとともに、長寿命化計画を策 定することで、改築更新を補助対 象とし、事業費の平準化を図りま す。	基づき改築更新を実施 【実績】 ・中津川市浄化管理センター 監視装置更新工事	下水道課
			い公共用水域の水質汚濁防止に 努めました。また事業費の平準 化を図るためストックマネジメ ント計画を策定しました。	浄化管理 センター
7-2	特定環境保全公共 下水処理場の適正	・各処理場の放流水質基準を達成 し、公共用水域の水質汚濁防止を 継続するため、危機点検を適正に 行うとともに長寿命化計画を策定 することで、改築更新を補助対象	基づく改築更新の実施準備 【実績】 ・マンホールポンプ制御盤	下水道課
1 2	な運用と維持管理	とし、事業費の平準化を図ります。	各処理場の機器点検を適正に行い公共用水域の水質汚濁防止に 努めました。また事業費の平準 化を図るためストックマネジメント計画を策定しました。	浄化管理 センター
7-2	農業集落排水処理 場の適正な運用と	・各処理場の放流水質基準を達成し、公 共用水域の水質汚濁防止法を継続す	適正に維持管理を行いました。	下水道課

維持管理	るため、危機点検を適正に行うとと もに長寿命化計画を策定すること で、改築更新を補助対象とし、事業費 の平準化を図ります。	浄化管理 センター
------	------------------------------------------------------------------------	-----------

(8) 地域資源の循環的活用

①木質バイオマス資源を循環的に活用する仕組みづくり

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
8-1 ★	刈草・剪定枝の有 効活用 (堆肥化)	・家庭や事業者、また市内一斉清掃などで地域から発生する刈草や剪定枝を堆肥化し菜園や農業等で有効利用させていくための仕組みをつくり、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげなす。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・ごみの減量化の推進・環境にやさしい農業の振興	された刈草・剪定枝の堆肥化	環境 センター
8−1 ★	公共事業から発生 する木の有効活用 (燃料化)	・道路法面や河川で支障となる木を 薪利用材として加工し、市民に配 布していくための仕組みをつく り、ごみの減量と燃料等として地 域資源の有効利用につなげます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・木質バイオマスの有効利用 ・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・木質バイオマスを活用した新産業育成 ・木質バイオマスを活用した地域経済活性化	市で立木伐採を行った際、薪が必要な方が見えた地区では、燃料等として有効利用を 行いました。	建設課
8-1 ★	製材端材などの燃料化(チップ・ペレットなど)と利用する仕組みづくり	 ・市内の木材加工・製材事業者等から廃棄物として排出される製材端材を燃料費として、市内で効果的かつ効率的に利用していくため、さまざまな業種事業者等が連携する仕組みづくりを進め、ごみの減量と地域資源の有効利用につなげます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・木質バイオマスの需要拡大と利用促進・化石燃料代替による地域の低炭素化・木質バイオマスを活用した新産業育成 	美績なし	商工振興課環境政策課
8-1 ★	木材の搬出促進	・山林に残されている木材の利用を促進するために、搬出に対して補助を行い、木質バイオマスの循環型利用を促進します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・木質バイオマスの有効利用・化石燃料代替による地域の低炭素化・木質バイオマスを活用した新産業育成・木質バイオマスを活用した新産経済活性化		林業振興課

★重点プロジェクト施策 木質バイオマスの循環的利用の仕組みづくり

個別事業① 木質バイオマスの利用に向けた研究				
事業内容	・地域内で発生する製材・端材や間伐材を活用した木質ペレット等のバイオマス燃料の生産に向け、関係団体等と研究を行います。・木質バイオマスの利用による新たな産業育成や振興につながる取組の研究を事業者や関係機関と進めます。			
期待される効果	・木質バイオマスの有効活用 ・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・木質バイオマスを活用した新産業育成			
所管課	林業振興課	環境政策課		
取組み状況 (令和6年度)	岐阜県及び市内の林業事業体と連携し、木 質バイオマス資源の活用方法等に関する検 討をしています。	環境政策課 薪・ペレットストーブの補助金の交付を実施しました。 【実績】・薪ストーブ 5件 ・ペレットストーブ 2件		

Ⅲ. 低炭素地域づくり(中津川市地球温暖化対策実行計画)

地域の課題(環境基本計画より)

- ○本市の温室効果ガス排出量は家庭、業務、運輸の三部門で48%占めており、排出量の削減が大きな課題です。
- ○低炭素化の推進のために、再生可能エネルギーの導入や森林の適正管理による二酸化炭素の吸収減対策も重要。
- ○小水力やバイオマスなど、地域で未利用となっている資源の有効活用の推進
- ○環境にもやさしく災害にも強いまちづくりを進めていく必要がある。

■将来の環境像を実現するための指標と目標

指標	平成 26 年度 (2016 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標値 (2025 年度)
市域の温室効果ガスの排出量 (平成 24 年度比)※1	779 千 t-CO ₂ /年 (H24 年度値)	677 千 t-CO ₂ /年 (R 3 年度値)	660 千 t-CO ₂ /年 (R 4 年度値)	630 千 t-CO ₂ /年 (R 5 年度値) △19%
行政の温室効果ガスの排出量 (平成 30 年度比)	19,780 t-CO ₂ /年 (H30 年度値)	19,444 t-CO ₂ /年	12,767 t-CO ₂ /年	18,395 t-CO ₂ /年
住宅用太陽光発電システム設置件数 (平成 12 年度以降補助件数)	延 1,416 件	1,988件/(累計)	2,060件/(累計)	2,200件(累計)
再生可能エネルギーを導入した 公共施設数	延 20 施設	延 27 施設	延 27 施設	延 30 施設
EV・PHEV の普及台数	128 台	19 台 ※ 2 内訳 EV 16 台 PHEV 3 台	28 台 ※ 2 内訳 EV 24 台 PHEV 4台	710 台
間伐実施面積(累計)	450 ha(累計)	4,532ha(累計) (R 5 341 ha)	4,870 ha(累計) (R 6 338ha)	5,400 ha (累計)

- ※1:2021年3月に環境省より、公表結果の再推計・遡及修正が行われたことに伴い、数値の修正を行いました。
- ※2:EV・PHEVの普及台数について、市ごとの保有台数の無料公表がなされていません。令和4年度からは、市の補助制度が開始されたことを受け、補助台数を参考値として計上していきます。

■再生可能エネルギー等の導入状況

<u> </u>	1 1302 477 1717									
	自発光式誘導機			H 5	32.4 W 福岡中学校体育館			H22	20.0 kW	
太陽光発電	中津川テニスコート管理棟街灯			H 9	4. 13kW	蛭川中学校体育館		H22	20.0 kW	
	防災都市緑地公園街灯			H 9	3.6 kW	第一中学校校舎		H23	20.0 kW	
	富士見台避難小屋			H10		川上UIターン住宅			H23	10.8 kW
	南小学校			H13	10.0 kW	市営馬籠団地			H24	12.0 kW
	福岡総合保健福祉センター			H16	10.0 kW	加子母中学校			H24	20.0 kW
	発達支援センター「つくしんぼ」			H17	10.0 kW	苗木中学校			H25	20.0 kW
	避難誘導標識(馬籠地区)			H17	32.4 W	東小学校			H25	20.0 kW
	中津川保育園			H19	7.4 kW	西小学校			H27	20.0 kW
	坂本はなのきセンター			H19	5.0 kW	ふれあいのやかた			H27	10.0 kW
	阿木UIターン住宅			H21	16.0 kW	苗木交流センター			H27	20.0 kW
	神坂U I ターン住宅			H20	3. 24 kW	山口公民館			H28	15.0 kW
	加子母UIターン住宅			H21	13.0 kW	坂本こども園			R 1	10.0 kW
	健康福祉会館			H21	17.1 kW	阿木交流センター			R 1	10.0 kW
	山口UIターン住宅			H22	16.0 kW	汚泥処理センター			R 1	20.0 kW
	付知総合事務所			H22	20.0 kW	ひと・まちテラス			R 5	5.0 kW
太陽光・風力発電	道の駅「花街道付知」街灯									
	道の駅「きりら坂下」街灯									
小水力発電	馬籠宿水車小屋小水力発電所			H21	0.9 kW	落合平石小水力発電所	f	% 3	H28	136 kW
	第一用水上金水力発電所			H23	0.5 kW	神坂霧ヶ原小水力発電	訓	※ 3	R 2	170 kW
	加子母清流発電所			H25	220 kW					
廃棄物発電	環境センター廃棄物燃料発電機 (900 kW)									
木質バイオマス	ふれあいのやかた	H27	薪ストー	ブ	1基	苗木交流センター	H27	薪ストー	ブ	1基
			ペレット	ストー	ブ 4基			ペレット	ストー	ブ 8基
			バイオマ	スボイラー1基		山口公民館	H28	薪ストー	ブ	1基
	西小学校	H27	ペレット	ストー	ブ 3基			ペレット	ストー	ブ 8基
						汚泥処理センター	R元	ペレット	ストー	ブ 1基
蓄電池	ふれあいのやかた	H27			15 kWh	苗木交流センター	H27			15 kWh
	西小学校	H27			15 kWh	山口公民館	H28			15 kWh
燃料電池	ふれあいのやかた	H27			1基	苗木交流センター	H27			1基
				_	_		_		_	

小水力発電の「※3」は民間事業者による設置。

【中津川市地球温暖化対策実行計画】

中津川市では、地球温暖化対策への取組みとして「中津川市地球温暖化対策実行計画」を「第三次中津川市環境基本計画」の第7章に内包して作成しております。市内の家庭、事業所、工場、自動車などの市全域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する計画を策定した「区域施策編」と、市役所が自らの事務活動・事業活動(公共施設、市立の学校、ごみ焼却場など)に伴い発生する温室効果ガスの削減計画を策定した「事務事業編」の2つの構成となっております。なお、本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみです。

(1) 区域施策編~本市全域の自然的社会的条件に応じて発生する排出量~

①中津川市域の温室効果ガスの排出量の状況

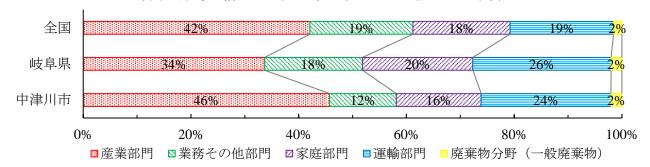
2022 年度(令和4年度)における本市の温室効果ガス排出量は、660 千 t-CO₂(出典根拠:自治体排出カルテ)となり、基準年度である 2012 年度(779 千 t-CO₂)と比較して 119 千 t-CO₂の減少となりました。前年度(677 千 t-CO₂)と比較すると 17 千 t-CO₂の減少となりました。基準年度と比較しても、約15%減少しており、目標に向け、一定の進捗は見られております。当市は、産業部門(工場など)からの排出量が一番高く、排出量の半数近くを占めており、今後、脱炭素社会の実現に向けては排出量の減少している家庭部門、業務部門、運輸部門の排出抑制施策を継続していくとともに、産業部門における建物、設備等の省エネ対策などを協力に促進していくことが重要と考えられます。

2025 年度目標:2012 年度比 19%以上の削減(630 千 t-CO₂)《参考 旧算定目標 <math>660 千 t-CO₂》 <math>2030 年度目標:2012 年度比 24%の削減(592 千 t-CO₂)《参考 旧算定目標 <math>619 千 t-CO₂》

中津川市における年間二酸化炭素排出量の経年変化と目標値



部門・分野別構成比の国・県・市ごとの比較(2022年度)



②温室効果ガス削減の将来目標

気候変動枠組条約第 21 会締約国会議 (COP21) にて採択されたパリ協定において、日本は 2030 年度までに 2013 年度比で 26%の温室効果ガスの削減目標を掲げており、その目標達成のために「地球温暖化対策計画」 (2016 年 3 月) を策定しました。その後、2020 年 10 月には菅首相が所信表明演説で「2050年カーボンニュートラル」宣言を掲げ、2030 年度 46%削減 (2013 年度比)目標等の実現に向け、2021 年 10 月に計画の改定が閣議決定されました。

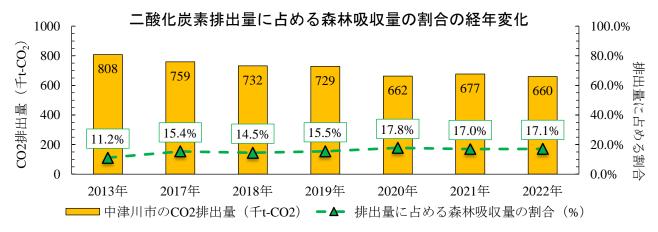
中津川市では、2016 年 3 月に策定した「第三次中津川市環境基本計画」にて 2025 年度までに 2012 年 度比で 19%以上の削減を目標としています。

また、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ(※)を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を2021年3月15日に中津川市区長会連合会と共同で宣言し、行政と地域がそれぞれの役割を果たしながら協働して、脱炭素社会の実現と自然環境の資源を活用した低炭素で活力ある地域づくりへの取組みを推進していくことを目指します。さらに、2023年には「中津川市地域脱炭素ロードマップ」を策定し、2050年の脱炭素を目指すための筋道を示しました。

※二酸化炭素排出実質ゼロとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去率との均衡を達成することを言います。

③森林による二酸化炭素吸収

本市は総面積のうち約8割が森林を占めており、国全体の吸収率(4%前後)、県の吸収量(10%前後)と比べても大きな吸収率となっています。しかしながら、森林の高齢化、伐採の適齢期を迎えており、今後 CO₂吸収量は減少していくと推計されます。豊富な森林を活かし、森林吸収量の割合を維持できるよう、適切な森林管理を進めていく必要があります。



なお、岐阜県が、国有林を含む県内森林吸収量の合計から算定することとし、過去に遡り、林野庁から提供される京都議定書に基づく森林吸収量としたことを受け、中津川市の吸収量も、過去に遡り、算定し直しました。また、2020年度からは、「中津川市脱炭素ロードマップ」(令和4年度策定)による算定方法に変更しております。

中津川市内における二酸化炭素の森林吸収量

(単位: 千 t-CO₂)

	2013年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
森林吸収量	90	117	106	113	118	115	113

二酸化炭素吸収量算定方法(2020年度~)

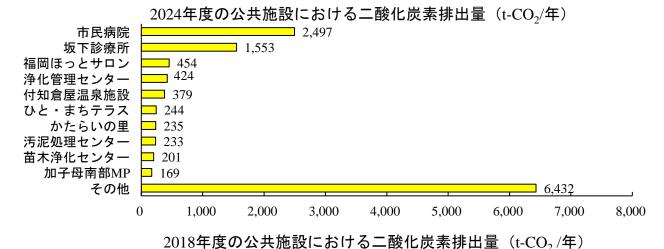
森林吸収量=5年間の森林蓄積量の差/年数(5年)×拡大係数×地下部を加味した森林容量 ×容積密度×炭素含有率×炭素から二酸化炭素への変換係数

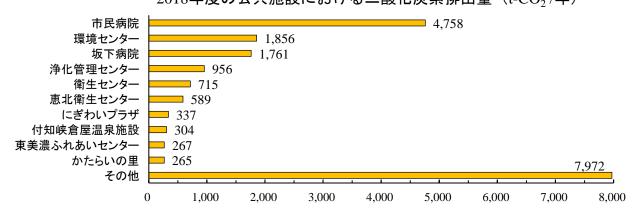
※県の森林面積と市の森林面積を面積按分し、経営管理率の定数 0.75 にて補正。

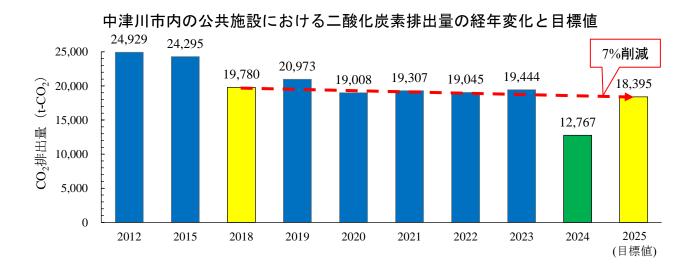
(2) 事務事業編~行政の事務活動・事業活動で発生する温室効果ガスの排出量~

①中津川市役所の温室効果ガス排出量の状況

2023 年度における本市事務・事業に係る年間の二酸化炭素排出量は、次のグラフの通りとなります。 上位 10 施設以外の施設に関しては、「その他」の項目にまとめています。中津川市の公共施設で二酸化 炭素排出量が大きい施設は、「病院」、「清掃工場」など電気、熱などのエネルギーを多く使用する施 設となっています。2024 年度の二酸化炭素排出量は、12,767 t-CO₂ でした。基準年度である 2018 年度 (19,780 t-CO₂) 比で約 35%減少、前年度比では約 34%減少となりました。これは公共施設の一部が使用 する再生可能エネルギーにより発電された電気を使用することにより、電気使用にともなう二酸化炭素 の排出量が実質ゼロになったことが要因です。







②温室効果ガス削減の将来目標

年間エネルギー使用量が原油換算値で 1,500 kL を超える事業者に対しては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」に基づき、年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の削減目標が求められています。

中津川市の公共施設から発生する二酸化炭素排出量においても、この目標に則り、2025 年度までに 2018 年度比で 7%以上の削減を目指します。第三次中津川市環境基本計画策定後、行政施設の民間の移 管等が進んだことから、中間見直しの際に、基準年を 2014 年度から 2018 年度へ見直しを行いました。

【中津川市地域脱炭素ロードマップ】

中津川市では、地域の現状と課題から、地域にふさわしい地域貢献型の再生可能エネルギーの検討、省エネ化施策、森林吸収源対策などについて検討し、2050年の脱炭素社会実現を目指すための具体的な道筋及び目標を示す「中津川市地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。

■施策内容

(9) エネルギーの効率的な利用促進

①家庭や事業活動における省エネルギーの推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
9-1	家庭や事業活動 における 省エネルギー 活動の推進	・家庭やオフィス等における省エネルギー活動の普及を目的とした PR を実施し、暮らしや仕事に役立つ省エネルギー活動や空調・照明・給湯・自動車等の高効率化に向けた啓発を行っていきます。	ウ却如にて、少・うれず。 活	環境政策課

②行政の率先的な省エネルギー活動の推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
	庁舎における省	・省エネルギー法や地球温暖化対策 推進法に基づき、全ての市有施設	HB した、 くだよる1年4か71年	
9-2	エネルギー活動 の推進	における温室効果ガスやエネルギーの削減目標を定め、全職員が参加して省エネルギー活動を推進します。	昼休みの館内放送による職員へ の省エネ・節電活動の呼びかけ を行い、庁舎内の省エネルギー 活動の推進を実施しました。	環境政策課
9-2	市職員ノーカー デーの実施	・イベント等の開催で多数の来場者が 予想される際、市庁舎において職員 ノーカーデーを実施し、駐車場を確 保するとともに、相乗りの推奨など でマイカー通勤を自粛し、二酸化炭 素の削減に努めます。	実績なし	資産経営課
	省エネ設備やエ	・庁舎の空調設備や照明器具を高効率 な機器に更新するとともに、公用車 を低燃費車やハイブリット車、クリ	公用車の更新は低公害車の購 入を原則としました。	資産経営課
9-2	インスの 個ペイン コカー等の導入 など、庁舎の省エネルギー化の推進	ーンエネルギー自動車などに切り替えることで、省エネルギー化と二酸化炭素の削減を図ります。 ・電力自由化に伴い、より環境負荷の少ない電源でつくられた電気を選択するなど、環境への配慮に努めます。	省エネ設備、エコカー等省エネルギー化に関する情報収集に努め、庁内への啓発推進を行いました。	環境政策課

(10) 再生可能エネルギーの導入促進

①太陽光発電及び太陽熱利用の導入促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
10-1	住宅用太陽光発電 の普及に向けた補 助制度の実施			
10-1	公共施設への太 陽光発電等の率 先導入			資産経営課環境政策課

②小水力発電の導入促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
10-2	小水力発電導入 に向けた補助制 度の実施		実績なし	環境政策課
10-2	小水力発電所の 開発事業	・小水刀発電の週地調査や開発を地域等と協力して行います。また	に伴い、二酸化灰素排出削減 が図っています。また、民間事 業者による新たな関系に対す	

③木質バイオマスの利用促進

施策 コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
10-3	木質バイオマス 熱利用機器の 普及・促進	・家庭部門や事業所などでの木質バイオマス熱利用機器の普及促進を図るため、市民や法人、団体等による薪ストーブ、ペレットストーブの導入に対して補助金を交付します。	トストーブの補助金制度を設 け、交付を実施し、木質バイオ	

④再生可能エネルギーを活用した防災対策

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
10-4	防災拠点となる 地域事務所・総合 事務所への導入		を整備し、CO₂削減を図り、災	
10-4	避難所となる 小中学校等への 導入	・避難所となる公共施設に太陽光発 電や蓄電池など付帯設備の整備を 行い、環境教育にも活用します。	学校及び園にて太陽光発電などの再生可能エネルギーを整備し、CO2削減を図り、災害にも備えています。 令和6年度:実績なし 導入実績:小中学校8校・幼保2園	防災安全課 教育企画課 環境政策課

⑤再生可能エネルギー活用による地域の活性化

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
10-5	再生可能エネル ギーを生かした 新たな産業の創 出	□ 商工業の振興につなかる発電事業 や投資事業、地域新電力事業など の仕組みづくりを、地域と協力し	建設について支援しました が、再生可能エネルギーを生	環境政策課

★重点プロジェクト施策 小水力発電、木質バイオマス熱利用の導入促進

▼里点プロジェクト心束 小小刀光电、不負ハイオマス熱利用の導入促進				
個別事業① 木質バ	イオマスの産業部門への活用事業			
事業内容	・間伐材や製材端材などから製造した薪・業用ハウスの空調などの熱エネルギーと 低炭素地域の実現に向けた検討を進めま	して利用し、その取組みを付加価値とした		
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・観光業、農業などの産業の付加価値向上。	と地域の活性化		
所管課	林業振興課	環境政策課		
取組み状況 (令和6年度)	資材の有効活用を図るため、未利用材の搬 出に対し、補助を実施しました。	薪・ペレットストーブの補助金の交付を実施しました。【実績】・薪ストーブ 5件・ペレットストーブ 2件		
個別事業② 家庭・	事業所等への木質バイオマスの導入促進事業			
事業内容	・家庭や事業所において木質バイオマスボー 導入を促進するため、機器の導入事例等は 援します。	イラー、薪ストーブ・ペレットストーブの の紹介のほか、補助金制度を設け導入を支		
期待される効果	・化石燃料代替による地域の低炭素化 ・燃料となる木質バイオマスの利用促進 ・木質バイオマスに関わる産業と市場の成分 ・森林の適正管理	Ę		
所管課	林業振興課	環境政策課		
取組み状況 (令和6年度)	資材の有効活用を図るため、未利用材の搬 出に対し、補助を実施しました。	薪・ペレットストーブの補助金の交付を実 施しました。		

(11) 交通の低炭素化

①エコカーの普及促進

<u> </u>	リエコガーの音及促進					
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課		
11-1	エコカー・グリー ンエネルギー自 動車の普及促進	電気目動車やノフクインハイノリ	期里のPR を美施しています。			
11-1	エコドライブの 推進	・アイドリングストップやふんわり eスタートなどのエコドライブに ついて、関係機関と連携して啓発 活動を行います。・交通安全啓発などと絡めたエコド ライブ教室を実施していきます。		環境政策課		

②交通インフラの低炭素化

施策コート	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
11-2	交通拠点における EV (電気自動車)・ PHEV (プラグイン ハイブリッド車) の充電設備の整備	・次回代目動車の音及促進に同り、交通や観光の要所となる道の駅や公共施設及びその周辺等にEV・PHEVの充電設備の整備を進めます		環境政策課

11-2	道路・街路樹など	・老朽化した道路・トンネル・地下 道照明を LED 等の高効率照明に	LED の交換が完了し、修繕による取替も完了しました。	建設課
11-2	の高効率化の推進	交換していきます。 ・取替修繕を計画的に進めます。	LED 化済の照明の維持管理を 行いました。	管理課
11-2	市道「青木〜斧戸 線」の建設	・国道 275 号から国道 19 号に合流 する市道「青木〜斧戸線」を整備 し、幹線道路の渋滞緩和を図り、 利便性を確保します。		建設課
11-2	リニア中央新幹線 開通に向けた幹線 道路の建設	連絡道路」の建設計画を推進し、 リニア中央新幹線開通後の地域交 通の利便性の向上と渋滞緩和を図	引き続き工事の施工と用地買収を実施しました。 坂本58号線他においては、引き続き工事の施工と、工事に向けて用地測量・用地買収を実施しました。 坂本264号線においては、引き	建設課

③環境にやさしい交通システムの促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
11-3	予約型コミュニテ ィバスの運行	・利用者の少ない路線については、定時 定路線運行から、利用者の要求に応 じて運行するデマンド交通をコミュ ニティバスに取り入れます。	バスが必要な地区については	都市住宅課
11-3	エコ通勤の推進	・バスや鉄道などの公共交通機関や 自転車、徒歩、相乗り等での通勤 を推進するとともに、ノーマイカ ーデーの取組みを推奨します。・エコ通勤活動に積極的に取り組む 事業者に対して国等が推進する 「エコ通勤優良事業所認証制度」 を推奨します。	2km 圏内の職員に対し、自転車、徒歩等のエコ通勤を推奨していますが、地形等の影響もあり、エコ通勤の推進は難しいものと考えられます。	環境政策課
11-3	自家用車を使わな い観光の推進	・徒歩(ウォーキング)や自転車等による、自動車を使わない体験型観光を推進し、自動車利用では体験できない地域の自然、文化等を楽しめる観光商品を実施します。 ・自家用車ではなくタクシーを使い観光地を周遊する観光商品を造成します。	JR 主催の「さわやかウォーキング」において、中山道を歩くコース設定し中津川観光協会の協力得て「おもてなし」を強化し歩く観光を促進しまし	粗火理

(12) 森林による二酸化炭素の吸収源対策

①健全な森づくりの推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
12-1	市有林の整備の推進	・森林経営計画に基づき、市有林の 間伐や植林など適切な管理を行う ことにより、二酸化炭素の吸収効	ては、県森林環境税の「環境保	林業振興課

12-1	民有林の整備の 推進	・森林経営計画に基づく民有林の森 林施業に対して国や県の制度を活 用しながら補助金を交付し、理の間伐や植など適切な管理効果の 進させ、二酸化炭素の収りき場の 事い健全な森を拡げていきまけ 高、森林経営計画のエリア外に国の制 森林整備を進める下外に国の制度 を活用して特定間伐等促進計画の 策定とそれに基づく森林施業に対 する補助を行います。	るため森林経営計画に基づき間伐事業を進めます。 民有林の間伐を促進するため、林業事業体が行う間伐に対する補助を行っています。 (中津川市森林整備促進事業補助金) 森林施業の効率化を図るため	
12-1	民有林での木材搬 出に関する補助の 実施		木材の有効利用を促進するため、搬出に対する補助を行っ	林業振興課

②カーボン・オフセットの推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
12-2	カーボン・オフセ ットの推進	 ・カーボン・オフセットの普及啓発や、イベント等でのオフセット・クレジット(※)との活用などを進めます。 ※カーボンオフセットとは、自らの温室効果ガス排出量を、他の場所での再生可能エネルギー事業や植林等による削減、吸収量で埋め合わせて相殺すること。 	市内でのクレジット創出団体 はありませんが、県内で生産 されたクレジットの活用など を検討しています。	

ゼロカーボンシティ共同宣言

2021年3月25日に、中津川市は中津川市区長会連合会と、共同で 『中津川市「ゼロカーボンシティ」宣言』を行い、2050年までに二酸化 炭素の実質排出量ゼロ※を目指すことを表明しました。また、区長会連 合会はこれに併せて、区長会連合会での取組標語と各地区の取組目標を 公表しました。今後は、市と区長会連合会が協力して、脱炭素社会の実 現に向けて取り組んでいきます。

※実質排出量ゼロとは、二酸化炭素の人為的な排出量と森林等の吸収源 による除去量との間の均衡を達成することをいいます。



Ⅳ. 安全安心な環境づくり

地域の課題(環境基本計画より)

- ○健康で安全な生活環境を維持するため、引き続き環境状況の把握と公害等の発生源に対しての指導が強く求められる。
- ○不法投棄や野焼きの通報、苦情は依然として多い。
- ○令和9年(2027年)に開通予定のリニア中央新幹線の工事が本格化する中、大気環境、騒音、トンネル工事等による水環境などへの影響も懸念されており、その対策に地域と連携して取り組むことが求められている。

■将来の環境像を実現するための指標と目標

指標	平成 26 年度 (2016 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標値 (2025 年度)
一般大気環境基準達成率 (二酸化硫黄・二酸化窒素)	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
河川環境基準(BOD)達成率	100.0 % (9地点/9地点)	100.0 % (10 地点/10 地点)	100.0 % (10 地点/10 地点)	100.0 %(9地点/9地点)
騒音環境基準達成率 (一般環境)	100.0 %(3地点/3地点)	100.0 %(3地点/3地点)	100.0 % (3地点/3地点)	100.0% (3地点/3地点)
不法投棄件数	58 件	18 件	17 件	0 件
下水道整備面積	3,448 ha	3, 518. 9 ha	3, 602. 2 ha	4,047 ha
水洗化率(公共・特環・農集)	85.3 %	88.0 %	89.0 %	90.2 %
公害防止協定締結事業者数	25 事業所	25 事業所	22 事業所	30 事業所

■施策内容

(13) 健康で安全な環境づくり

①大気環境の保全

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
13-1	大気環境の常時 監視測定	・中津川測定局を維持管理し、二酸 化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、 窒素酸化物、浮遊粒子状物質 (PM2.5)、風向、風速の常時測 定を行い、本市の大気環境の状況 を的確に把握します。	にて、二酸化硫黄、一酸化窒素、 二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊 粒子状物質、光化学オキシダン	環境政策課
13-1	特定施設に対する 監視	・大気汚染防止法に定めるばい煙を 発生させる特定施設に対し、岐阜 県と連携して立入検査を行い、施 設の維持管理状況を確認し、排出 基準の遵守状況について監視と指 導を行います。	所管である岐阜県が立入検査 を実施し、施設の維持管理状 況の確認、監視、指導をしてい	環境政策課
13-1	特定施設に対する 測定結果の報告 要請	・大気汚染防止法に定めるばい煙を 発生させる特定施設に対し、ばい 煙の測定結果の報告を求め、規制 基準を超えた特定施設については 指導を行います。	施設を保有する事業所に対 し、ばい煙の測定結果の報告	

13-1	大気汚染に関する 情報発信	・大気汚染の状況を中津川市公式ホームページなどで常時公表するとともに、大気汚染注意報が発令された場合には、迅速かつ的確な情報を周知する体制を維持します。 ・毎年12月の大気汚染防止推進月間には、きれいな空を守ることの大切さを呼びかける運動を展開し、大気環境への意識を高めます。	環境政策課
------	------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

②水環境の保全

丛 /小块児	沙 体王			
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
13-2	河川の水質調査	・主要河川において定期的な水質調 査を実施し、河川の水質状況を的 確に把握します。	主要河川において、定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況を把握しています。 (詳細は、第2章第2節参照)	環境政策課
13−2 ★	特定施設に対する監視	・水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、立入検査、水質測定の報告要請と監視・指導を行い、事業活動から排出される水質の浄化に努めます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・工場・事業場における公害の未然防止・公共用水域の水質改善	所管である岐阜県と合同で立	環境政策課
13−2 ★	特定施設に対する 測定結果の報告 要請	・水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、排水の水質測定の結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設に対しては県と連携して改善を要請します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・工場・事業場における公害の未然防止・公共用水域の水質改善	水質汚濁防止法に定める特定 施設を保有する事業所に対 し、排水の水質測定結果の報 告を求めました。令和6年度 は規制基準を超えた事業が ありましたが、改善指導を行 い規制基準の超過がなる まで監視を続け、規制基準の 順守が達成されました。	環境政策課
13−2 ★	河川等公共用水域 の水質改善	・水質汚濁が顕著な河川において、地域や事業者、行政が連携した生活排水対策の普及啓発や水質浄化に取り組み、流域の水質改善を図ります。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・水質改善に対する市民意識の向上・公共用水域の水質改善	市が水質調査を実施している河川において、水質汚濁が顕著な河川はありませんでした。 市民からの水質汚濁の情報があった際には、地域や岐阜県、関係機関と連携し、水質汚濁の原因調査に当たっています。	環境政策課
13-2	下水道接続、合併 浄化槽設置の促進	・生活排水による汚濁負荷が低減す るように、各家庭の下水道の接続 や合併浄化槽の設置の促進を図り ます。	戸別訪問による文書配布及び 大型商業施設での水洗化啓発 運動を実施しました。	下水道課
13-2	農薬の適正使用の 推進	・公共施設等の管理において農薬の使用の低減に努めるとともに、市民・ 農家等に対して農薬の使用回数や量		農業振興課
	推進	の低減のほか、飛散防止など安全か つ適正な使用を啓発します。	ほか、市民からの通報に際し、 使用者に適正な使用の呼びか けを行いました。	環境政策課

③騒音・振動及び悪臭対策の推進

③触日 -	振 別 及 ひ 志 夫 刈 朿	の推進		
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
13-3	騒音及び振動の特 定工場・建設作業 に対する監視	・騒音規制法及び振動規制法に定める特定工場及び建設作業に対し、立入検査を実施し、特定施設及び建設作業の維持管理状況、防音対策の状況について検査と指導を行います。	騒音規制法及び振動規制法に 定める特定工場及び特定建設 作業の届出を審査受理し、ま た市民からの通報に際し、指 導を実施しました。	環境政策課
13-3	騒音及び振動の特 定施設に対する測 定結果の報告要請	・騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設を有する特定工場に対し、騒音や振動の測定結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場に対しては指導を行います。	める特定施設を持つ事業所に対し、騒音測定の結果報告を求めました。令和6年度の報告では	環境政策課
13-3	道路に面する地域 の騒音規制	・市域の幹線道路において、毎年自動車騒音測定を実施し、環境基準の達成度を把握します。・中央自動車道沿線地域では、防音壁の設置要望を行います。	いました。 また、中央自動車沿線地域から	環境政策課
13-3	悪臭事業場に対す る指導	・悪臭防止法に基づき、悪臭が発生 する工場・事業所に対して、適時 立入検査を実施し、臭気対策の状 況について指導を行います。	市民からの悪臭の通報に従い、発生源である事業者に対して指導を行いました。また、養鶏場や養豚場などに対し、事故や地元からの悪臭苦情などに伴い指導等を行いました。	環境政策課
13-3	畜産農家等に対す る指導	・畜産経営に由来する悪臭発生を最 小限にとどめるため、適正な維持 管理及び環境保全対策について指 導を行います。	岐阜県畜産協会と協力し市内 1か所の臭気調査を実施し、 問題がないことを確認した。	農業振興課

④地下水と土壌環境の保全

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
13-4	地下水の水質監視	・毎年、岐阜県が実施する地下水の 監視測定等に協力し、地下水に関 する水質監視に努めます。	岐阜県が実施する地下水の監 視測定業務に協力を行い、地 下水に関する水質監視に努め ました。	環境政策課
13-4	専用水道の設置事業場に対する監視	・市内のゴルフ場や事業場など専用 水道設置者に対して施設の維持管 理や水質の状況について立入検査 などにより監視と指導を行いま す。	専用水道設置事業場の水質検 査報告を確認しました。異常 のある事業所はありませんで した。	環境政策課
13-4	地下水の過剰摂取の防止	・一定以上の地下水の採取に届出を 求め、過剰な汲み上げによる地盤 沈下や地下水の枯渇を防止しま す。		環境政策課

13-4	不適正な埋立て等の防止	・「中澤川市理立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止し、生活環境の保全と安全を確保 」ます。	中津川市埋立て等の規制にする条例」に基づき、有害廃物などが混入し環境基準に合しない土砂等の不適正なりめ立てを禁止しました。許可件数:20件変更許可件数:1件	環境政策課
------	-------------	--------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	-------

⑤率先した公害防止対策の推進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
13-5	公害防止協定等の 締結推進	・事業活動にともなう周辺住民の生活環境を守るために、各事業所が市または地域と個別に環境保全に必要な事項を協定として締結し、両者が協力し合うことにより、より良い環境づくりを目指します。	域づくりを進めています。 なお、令和6年度は新たに締結した協定はありませんが、 事業撤退した事業者との協定	
13-5	事業用太陽光発電 等による乱開発 防止	・「中津川市自然環境等と再生可能 エネルギー発電事業との調和に関 する条例」に基づき、事業用太陽 光発電の開発事業者に対して、地 域への説明会の実施や書面による 協定の締結などを義務付けること で、周辺地域における災害の防止 並びに自然環境の保全への配慮を 促します。	和に関する条令の適用対象を 1,000 m ² から発電出力を10kW 以上の野立ての太陽光発電施 設と条例を改正し、また、地域 説明会の実施や協定書の締結 を要性に加えることで、周辺	環境政策課

(14) 快適で安心な環境づくり

①不法投棄の防止

U-1-743X	リ个法技業の防止						
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課			
14-1 ★			際は、状況に応じ、警察署と連	環境政策課			
14-1 ★	不法投棄の防止に 向けた啓発と予防 の強化	・十地所有者や地域、警察等と協力	不法投棄防止看板の配布の実施とともに、不法投棄監視用カメラの貸出を行いました。 【実績】1カ所	環境政策課			

②まちの美化とマナー向上

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
14-2	・快適な生活環境を確保するため、ごみをみだりに捨てる行為および	9 , ,	防災安全課	
	啓発	人の場所を汚すペットのふん害の 禁止を啓発します。	不法投棄防止看板の配布を実施しました。 【配布実績】 17申請・57枚配布	環境政策課
14-2	市内一斉清掃や ボランティア清掃 の推進	・年2回(6月、9月)の市内一斉 清掃や地域、事業者、団体等が行 うボランティア清掃活動を促進 し、まちの美化活動を推進します。	年2回(6月・9月)の市内一 斉清掃の協力を呼びかけ、ま ちの美化活動を推進しまし た。また、地域や、事業者、団 体等のボランティア清掃に際 し、ボランティア用ゴミ袋の 配布を実施しました。	環境政策課
14-2	放置自転車対策の 推進	・放置自転車は、歩行者の安全やまちの美化を損ねるだけでなく、盗難事件の発生にもつながることから、放置自転車の撤去や啓発活動等を実施し、放置台数の減少を図ります。	放置自転車については、廃棄 物として処理し、放置自転車	環境政策課
14-2	野外焼却行為者へ の指導強化	・野外焼却に関する市民からの通報 に対応し、行為者への適切な指導 を行うとともに、特例による野外 焼却についても焼却マナーやなる べく焼却しない方法での処分を啓 発します。	切な指導を行うとともに、特例による野外焼却についても 焼却マナーや焼却しない方法	環境政策課

|_____| | ③景観に配慮したまちづくり

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
14-3	都市緑化、公園緑 化の推進	• \$\frac{1}{2} \langle \lan		管理課
14-3	良好な景観形成の 推進	・市域全体を「景観計画区域」とし、 良好な景観形成に取り組みます。 中山道に面する区域を「中山道沿 道景観区域」、なかでも宿場町等 の区域を「景観計画重点区域」と し、地域と一体となり、地域の景 観を守り育む取組みを進めます。	な景観づくり、良好な景観を 維持促進するための、景観に 関する活動に対して支援しま した。 《景観づくり支援事業補助金》	都市住宅課

V. 環境保全に向けた人づくり

地域の課題(環境基本計画より)

- ○環境保全活動の担い手の高齢化や後継者不足などによる活動の縮小や次の世代への知識・技術の継承が課題となっている。
- ○市民・事業者・行政の協働による保全の仕組みを構築し、活動を推進していくことが求められる、
- ○市民に向けたキャンペーンや広報活動を幅広く展開するなど、環境に配慮し行動できる人づくりを進めることが重要

■将来の環境像を実現するための指標と目標

指標	平成 26 年度 (2016 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	目標値 (2025 年度)
幼児環境教育指導者数	11 人	30 人	30 人	31 人
河川環境教育指導者数	14 人	11 人	13 人	34 人
中津川市自然環境団体等連絡 会議の参加団体数	33 団体	30 団体	30 団体	43 団体
中津川市環境推進協会の 参加企業数	111 事業所	108 事業所	100 事業所	141 事業所
幼児環境教育を実施した幼保 園数(木育・自然体験等)	5 園	22 園	20 園	全園
河川・森林の環境教育を実施した学校数(カワゲラウォッチング等)	13 校	14 校	14 校	全小学校
市民向けの環境講座、イベント 等の開催回数 (幼児環境教育と河川環境学習を除く)	20 回/年	9回/年	47 回/年	24 回以上/年

■施策内容

(15) 環境保全活動を推進するための人づくり・仕組みづくり

①地域における環境保全の担い手発掘と育成

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
15−1 ★	環境保全活動に 向けた人材の育成	・環境保全活動に必要な専門家や指導員、環境活動に関わるリーダーを育成するための講座や研修会を開催します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・地域の環境保全活動で中心的な役割を担う 人材の育成 ・環境保全に取り組む次世代の人材育成	保育士・幼稚園教諭・小学校教 員向けの木育指導者講習会を 9回、小学校教員向けの水生 生物調査指導者講習会を2回	環境政策課
15−1 ★	人材登録制度の 創設・活用	・学校や市民向けの環境教育・環境 学習等支援する人材の登録制度を 創設し、充実した環境保全活動を 推進します。 ★重点プロジェクトとして期待される効果 ・環境への理解の向上 ・環境関連講座等の充実と活性化		環境政策課

②環境教育・環境学習に携わる人材育成

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
15-2	幼児環境教育の指 導者の育成	開催し、知識や指導方法の取得に	1 理倍活動への理解向した	環境政策課

	河川・森林に関す る環境教育の指導 者の育成		研修として木育指導者講習 会、水生生物調査指導者講習	環境政策課
--	------------------------------	--	-------------------------------	-------

③市民や環境団体等の連携と活動促進

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
15-3	環境団体が行う 活動の情報発信	・市内で活動する環境団体の活動を 支援し、それぞれの活動内容の発 信や発表する機会を提供します。・地域や住みよい環境づくり推進 員、団体等との対話の機会を拡充 し、施策や取組みを啓発するとと もに、市民の意見を施策に反映し ます。	実績なし	環境政策課
15-3	地域との対話と環 境保全活動の推進	・各地域の区長や住みよい環境づく り推進員が中心となり、年に2回 の市内一斉清掃をはじめとする地 域での環境保全活動を企画し、地 域住民の環境配慮行動を促すきっ かけにするとともに、住民同士の つながりを強化します。	各地域において、区長や住み よい環境づくり推進員が中心 となり、年に2回、地域住民に よる市内一斉清掃を実施しま	環境政策課

④事業者と連携した環境保全活動の仕組みづくり

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
15-4	中津川市環境推進 協会と連携した保 全活動の推進	・公害防止や環境保全を目的とした 事業者の枠組みである「中津川市 環境推進協会」による公害防止や 環境保全に向けた人材交流や情報 交換などを進めるともに環境保全 に資する取り組みを推進します。		環境政策課
	事業者の社会貢献 活動や環境保全活 動の推進	・事業者が取り組む環境分野での任 会貢献活動や環境配慮型製品等の 開発などを推進します。 ・事業者の活動の情報を収集し、 様々な機会を通じて市内外にPR	実績なし	商工振興課
15-4			事業者が取り組むホノンティ ア清掃等の社会貢献活動に際 1. ボランティア用清掃袋を	

⑤大学等と連携した環境保全活動の仕組みづくり

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
15-5 ★	環境保全を目的と した域学連携の推 進	組みを推進しよす。	岐阜大学の有識者に協力を依頼し、主にシデコブシ自生地 の保全に関して学術的な指導 や助言をいただきました。	

15−5 ★	環境保全を目的と した高等学校や 専門学校との連携	・大学等の有識者も交え、学生の活	名古屋工業大学と地域との域 学連携による加子母小学校学 びの森の持続的な活用、保全 につながる調査・研究につい て支援しました。	
		活動の推進	実績なし	環境政策課
15−5 ★	学識者・専門家等による支援体制の構築	智会等を通した知識の普及を図り	シデコブシやハナノキの自生 地保全活動および調査に関 し、岐阜大学の有識者に指導 いただき、学術機関との連携 による環境保全活動の推進を 進めました。	

⑥環境情報の充実と発信

⑥環境情報の充実と発信						
施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課		
15-6	環境情報の発信	・環境に関わる幅広い情報や、市民の関心が高い情報、市内で活動する環境団体からの情報などを、中津川市公式ホームページや広報なかつがわ等で、市民にわかりやすく発信します。	がわへの特集記事の掲載や市 公式ホームページでの情報提 供、また啓発チラシの全戸回			
15-6	博物館等での環境意識啓発の推進	・鉱物博物館、子ども科学館、図書館などにおいて、環境意識の啓発を行うための常設展示や企画展等の充実、図書の整備などを図ると共に、来場者が体験できるワークショップや講座などを定期的に実施していきます。	・こんもり山プロジェクト 4回 延べ69人 ・ネイチャーゲーム 1回 89人	鉱物博物館		

			実際に展示物に触れて感動しながら楽しみ、時には親子で一緒に体験しながら語り合うことによって、子どもたちの科学への関心を高めがして、展示物を企画し提供した。 ●教室 12 回開催 130 人参加	
			●星を観る会 4回開催 128 人参加 ●ミニプラネタリウム実演 146 日 448 回開催 3,637 人鑑賞	
			館内月替わり展示にて3月に SDGsに関する図書等の展示 をしました。	
15-6	環境センターでの 環境意識啓発の 推進	・環境センターにおいて、ごみ焼却施設の見学や啓発プラザ等の利用のほか、環境団体によるエコ講座を開催し、廃棄物問題やリサイクルの推進についてわかりやすく意識啓発を行います。 ・小学校と連携し、小学4年生の社会会「ごみの処理と利用」の学習で環境センターの見学を取り組みます。		環境センター

(16) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進

①子どもたちに向けた環境教育・環境学習の充実

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
16−1 ★		 ・木育や自然体験を中心とした幼児向けの環境教育を、各園と連携して推進します。 ・各園では野菜づくりや雪滑りなど既存の自然体験活動も実施していきます。 ★重点プロジェクトとして期待される効果・環境への理解の向上・次世代育成に取り組む人材の育成 	のスプーン作り、ツリーハウス製作、自然クラフト制作、生き物の飼育活動 (カブトムシ、カナヘビなど) などを行いました。 食育では、自ら栽培した野菜を使った味噌汁やピザ、味噌 芋、餃子、カレー作りや、味噌 作り、多様なクッキング育みました。	幼児教育課
		 	幼児向け環境教育として、木育や山の自然に触れる学習を 市内の幼稚園・保育園・こども 園で実施した。 【実績】20園	

	小中学校での環境 教育の実施	・水生生物調査などの河川環境教育 や森林での自然観察、林業体験な どの環境教育、ごみ処理場、下水 処理場の見学、森林の役割や森川 海のつながりに関する学習、再生	な字省の時間や社会、理科などの科目における環境学習を推進しました。 【実績】 ・河川環境教育 28 校 ・海州での自然観察 14 校	学校教育課
			河川環境学習ではカワゲラウ オッチングを中心に川の生き 物調査や水質保全等に関する 学習を行いました。 【実績】14小学校	環境政策課

②環境教育・環境学習プログラムの作成

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
16-2	幼児教育・学校教 育と連携した環境 学習プログラムの 開発			環境政策課
	ESD (持続可能な 開発のための教 育) に関するプロ グラムの開発	将来性など、様々な分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する数章(FSD)の担点に立った	将来を担う子ともたらに回けて、身近な河川や自然へのふれない学習である「木斉」「河	環境政策課

③環境イベントや講座の実施

施策コード	個別施策の名称	概要	実施状況(令和6年度)	担当課
16-3	環境イベント等の 開発	・市民が環境について学び、考え、 行動するきっかけとなるような環境に関するイベント、講演会等を 開発します。	実績なし	環境政策課
16-3	公民館等での環境 講座の実施	・公民館等と連携して、環境をテーマにした生涯学習講座を企画、実	【公民館講座実績】 ・苗木公民館(歴史探訪ふるさと教室)延べ 38名	生涯学習スポーツ課

			・川上公民館(かわうえ夕森講座)延べ 58名 ・福岡公民館(ふくおかの歴 史)延べ 51名	
16-3	環境に関する出前 講座の推進	・家庭や地域、事業所などを対象 に、それぞれの要望やテーマに合 わせて、暮らしに役立つ環境の取 組みや情報を提供するための出前 講座を実施します。	を実施しました。	環境政策課

【第三次中津川市環境基本計画 資料より】

「カゲロウの仲間」

カゲロウは水生昆虫の仲間です。水生昆虫は生息する種により河川環境や河川の水質を知ることができる指標となります。

本市では環境教育の一環として、小学生を対象に、同じ水 生昆虫であるカワゲラを探して水質を判定する調査の「カワ ゲラウォッチング」を実施しています。



資 料 編



馬籠宿 小水力発電施設

≪ 資料編 ≫

1. 中津川市環境基本条例

平成 14 年 6 月 28 日条例第 18 号

恵那山、中央アルプスの山並みを望み木曽川が流れる 私たちのまち中津川市は、古くは東山道の要衝として、 近世からは中山道の宿場町として、豊かな伝統文化を育 みながら、水とみどりに恵まれた地方都市として発展し てきました。

一方、今日の経済社会の発展は、私たちの生活に利便性や豊かさをもたらしたものの、大気汚染や河川の汚濁などにより、自然環境や生活環境に多様な影響を及ぼすこととなり、さらには生態系や地球規模の環境にまで大きな影響を与えることになりました。

こうした問題は、資源やエネルギーを大量に消費する といった社会の仕組みや従来の私たちの生活様式の在り 方に大きく根ざしているといえます。

もとより私たちは、だれもが良好な環境のもと健康で 文化的な生活を営む権利を有すると同時に、恵み豊かな 環境を保全創出し、将来の世代へ引き継いでいく責任と 義務を担っています。

私たちは、この豊かな環境を守り育むことが木曽川をはじめ、河川の上流部を基盤として生活するものの基本的な務めであることを認識するとともに、環境が地球に生存するあらゆる生物の共有財産であることを強く自覚しなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、環境への 負荷を少なくするよう努め、豊かな自然の恵みを受けな がら持続的に発展することが可能な循環型社会を実現す るため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全と創出について の基本的な考え方を定め、市、市民と事業者の責任と 義務を明らかにするとともに、良好な環境の保全と創 出についての施策を総合的、計画的に進めるための基 本となる事項を定めることで、現在と将来の世代の市 民が健康を守り、安全で快適な文化的生活を営むこと ができるようにすることを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において「良好な環境」とは、現在と 将来の世代の市民が健康を守り、安全で快適な文化的 生活を営むことができる自然環境、生活環境、文化環 境等のことをいいます。
- 2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動 によって環境に加えられる影響であって、良好な環境 を保全し、創出するうえで支障の原因となるおそれの

あるものをいいます。

- 3 この条例において「公害」とは、良好な環境を保全 し、創出するうえで支障となるもののうち、事業活動 その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大 気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地 盤の沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に被害 が生じることをいいます。
- 4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他地球全体あるいは広範な地域の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉の向上に役立ち、市民の健康を守り、安全で快適な文化的生活の確保に貢献するものをいいます。

(基本的な考え方)

- 第3条 良好な環境の保全と創出は、環境が人の活動による環境への負荷によって損なわれやすく、いったん失われた良好な環境はなかなか取り戻せないという認識に立ち、積極的に取り組まれなければなりません。
- 2 良好な環境の保全と創出は、市民が良好な環境の恩恵を受けることができるとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的に行われなければなりません。
- 3 良好な環境の保全と創出は、人が自然の構成員として自然と共生できる社会の実現を目指すことを目的に 行われなければなりません。
- 4 良好な環境の保全と創出は、市、市民と事業者のそれぞれの公平な役割分担のもと、すべてのものにより自主的に、しかも積極的に取り組まれなければなりません。
- 5 地球環境の保全は、人類共通の課題であることから、すべての事業活動と日常生活において身近な問題としてとらえ、積極的に取り組まれなければなりません。

(市の責任と義務)

- 第4条 市は、良好な環境の保全と創出についての基本 的、総合的な施策を策定し、実施する責任と義務があ ります。
- 2 市は、事業を立案したり、実施しようとするとき は、良好な環境の保全と創出に配慮して行わなければ なりません。
- 3 市は、良好な環境の保全と創出に必要な調査、研究 を行わなければなりません。
- 4 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体 (以下「市民等」といいます。)が実施する良好な環 境の保全と創出についての事業や活動に協力しなけれ ばなりません。

(市民の責任と義務)

- 第5条 市民は、住み良い生活環境を築くため、自らの 行動によって良好な環境を損なうことのないよう互い に配慮し、日常生活においては、省エネルギー、廃棄 物の減量化と資源の循環的利用の推進、生活排水を改 善することなどにより、環境への負荷を少なくするよ う努めなければなりません。
- 2 市民は、前項に定めるもののほか、良好な環境の保 全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な環境 の保全と創出についての施策に協力しなければなりま せん。

(事業者の責任と義務)

- 第6条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を 認識し、公害を発生させないようにするとともに、環 境を適正に保全するため、自らの負担により必要な措 置をとる責任と義務があります。
- 2 事業者は、資源とエネルギーの有効利用を図るとと もに、廃棄物の減量化と資源の循環的利用の推進等に 取り組むことにより、環境への負荷を少なくするよう 努めなければなりません。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、良好な環境 の保全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な 環境の保全と創出についての施策に協力しなければな りません。

第2章 良好な環境の保全と創出に関する基本的施策 (環境基本計画)

- 第7条 市長は、良好な環境の保全と創出に関する施策 を総合的、計画的に推進するため、環境基本計画を策 定します。
- 2 環境基本計画には、環境の保全と創出に関する長期的 な目標や施策の方針、その他の重要事項を定めます。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置をとるとともに、中津川市附属機関の設置等に関する条例 (平成10年中津川市条例第2号)第2条に定める中津川市環境保全審議会の意見を聴かなければなりません。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、できる限り速く、これを公表しなければなりません。
- 5 環境基本計画を変更するときも、前2項で定められ た手続によります。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、施策を策定したり、実施しようとすると きは、環境基本計画との整合を図らなければなりませ ん。

(事業者の環境管理の促進)

第9条 市は、事業者がその事業活動に関する環境への 負荷を少なくするために行う自主的な環境管理が促進 されるよう努めます。

(環境保全に関する施設の整備)

第10条 市は、良好な環境の保全と創出に関する公共的 施設の整備を推進するよう努めます。

(資源の循環的利用等の促進)

第11条 市は、廃棄物の減量や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用を促進するよう努めます。

(新エネルギー活用の促進)

第12条 市は、新エネルギーについて調査、研究し、地域の特性を活かした方法による活用の促進に努めます。

(環境学習の充実、環境教育の推進)

第13条 市は、市民等が良好な環境の保全と創出について理解を深め、環境に配慮した生活や事業活動が自発的に行われるよう環境学習を充実させ、環境教育を推進します。

(市民等の活動に対する支援)

- 第14条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、資源の 再生活動その他良好な環境の保全と創出のために行う 活動を促進するため必要な措置をとるよう努めます。 (環境情報の提供と市民参加の促進)
- 第15条 市は、環境の状況や良好な環境の保全と創出に 関する情報を、適切に提供するよう努めます。
- 2 市は、良好な環境の保全と創出に関する基本的な施 策の策定等への市民参加を促進するよう努めます。 (経済的措置)
- 第16条 市は、環境への負荷を少なくするため、市民や 事業者に経済的な負担をかけようとするときは十分に 調査、研究し、特に必要があると認められる場合に限 り、その範囲内で措置をとります。

(年次報告の公表)

第17条 市長は、環境の状況や良好な環境の保全と創出 に関する施策の実施状況について、年次報告を作成 し、公表します。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境の保全)

- 第 18 条 市は、地球温暖化の防止やオゾン層の保護、その他の地球環境の保全に役立つ施策を積極的に推進しなければなりません。
- 2 市は、市民等の地球環境保全への行動を促進するため、情報の提供や啓発などの措置をとらなくてはなりません。
- 3 市は、地球環境の保全に関する施策を実施するときは、国や他の地方公共団体、その他の関係団体等(以下「関係団体等」といいます。)と連携して、国際協力に貢献できるように努めなければなりません。

第4章 環境保全の推進体制

(推進体制の整備)

第19条 市は、良好な環境の保全と創出に関する施策を 総合的、計画的に行うため、推進体制の整備その他必 要な措置をとらなければなりません。

(広域的な環境保全の取組)

第20条 市は、良好な環境の保全と創出にあたっては、 常に広域的な視点に立つとともに、広域的な連携を行 う必要がある施策については、関係団体等と協力し て、その推進に努めます。

第5章 補則

(委任)

第21条 この条例の施行に関係して必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

この条例は、公布の日から施行します。

2. 中津川市環境保全条例

昭和49年9月25日条例第46号

改正 昭和 56 年 9 月 28 日条例第 27 号 平成 10 年 3 月 25 日条例第 2 号 平成 12 年 3 月 23 日条例第 7 号 平成 14 年 6 月 28 日条例第 19 号 平成 17 年 2 月 4 日条例第 27 号 平成 30 年 3 月 28 日条例第 13 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中津川市環境基本条例(平成14年 中津川市条例第18号。以下「基本条例」という。)第 3条に定める基本的な考え方にのっとり、生活環境の 保全及び人の健康の保護を図るため、施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって市民の健康で文化的な生活の確保に 寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 良好な環境 基本条例第2条第1項に規定する 「良好な環境」をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系に占める水、大気、土壌 並びに動植物の生存環境をいい、次に掲げるものを 対象とする。
 - ア 山林、原野、河川、池沼、大気等の自然
 - イ 動植物等とこれらが生息する自然
 - ウ 公園、緑地等の自然
 - エ 歴史的及び文化的遺産等をとりまく自然
- (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (4)公害 基本条例第2条第3項に規定する「公害」 をいう。
- (5) 特定工場 特定施設(工場又は事業場に設置される施設のうち、有害物質、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生し、又は排出する施設で法令で規定する施設)を有する工場又は事業場をいう。
- (6) 工場等 特定工場並びに公害を発生するおそれの ある工場又は事業場をいう。
- (7) 有害物質等 工場又は事業場に設置される施設から発生し、又は排出する有害物質、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭等をいう。

(技術的指導等)

第3条 市は、公害等の環境破壊が与える地域社会の影響にかんがみ、公害の防止のために行う施設、整備等に技術的指導及び財政的援助に努めるものとする。

(協定の締結)

- 第4条 市長は必要があると認めるときは、事業者と公 害の防止、緑化等に関する協定の締結を要請するもの とする。
- 第5条 事業者は、公害の防止、緑化を推進するため に、協定の締結について、市長から要請があった場合 には、誠意をもって応じなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保護

(自然環境保護地区等の指定)

- 第6条 市長は、自然環境の保全をはかるため必要があると認めるときは、次の各号の区分により保護すべき地区(以下「保護地区」という。)並びに保護すべき樹木及び樹林(以下「保存樹」という。)を指定することができる。
- (1) 良好自然環境保護地区 良好な自然環境を有する 山林、渓谷、池沼等でその自然環境を維持するため に保護を必要とする地区
- (2) 歴史等自然環境保護地区 歴史的及び文化的遺産 をとりまく自然環境のすぐれた地域で、その自然環 境を維持するために保護を必要とする地区
- (3) 保存樹 市民にしたしまれ、又は由緒由来ある樹木及び樹林で、その自然環境を維持するために保護を必要とする樹木及び樹林
- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめその所有者、占有者又は管理者の同意を得るとともに中津川市附属機関の設置等に関する条例(平成10年中津川市条例第2号)別表に規定する中津川市環境保全審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(保護地区等の指定の告示)

- 第7条 市長は、前条の規定による指定をしたときは、 その区域又は種目等を告示しなければならない。
- 第8条 市長は、第6条の規定により指定をしたとき は、審議会の意見を聴き、保護に必要な措置を講ずる よう努めなければならない。

(標識の設置)

- 第9条 市長は、第6条の規定による指定をしたとき は、当該土地にその旨を表示する標識を設置しなけれ ばならない。
- 2 前項に規定する土地の所有者、占有者及び管理者 (以下「所有者等」という。)は、正当な理由がない 限り、前項に規定する標識の設置を拒み又は妨げては ならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長 の許可を得ないで移転し、除去し又はき損してはなら ない。

(指定の解除及び区域の変更)

- 第10条 市長は、公益上又はその他特に理由があるとき は、第6条の指定を解除し又は区域の変更をすること ができる。
- 2 前項の指定の解除又は区域の変更については、第6 条第2項及び第7条の規定を準用する。

(保護地区内の保護義務)

- 第 11 条 保護地区の土地の所有者等は、当該保護地区内 の植物、動物等の自然環境が良好に保全されるように 努めなければならない。
- 2 何人も、保護地区内において、みだりに植物を損傷 し、又は採取し、又は動物を殺傷し、捕獲しないよう 自然環境の保全に努めなければならない。

(保護地区内における行為の届出)

- 第12条 保護地区内において、次の各号に掲げる行為を しようとする者は、規則で定めるところにより、あら かじめ市長に届け出なければならない。
- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること。
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質を変 更すること。
- (3) 木竹を伐採すること。
- (4)鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (5) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。
- (6) その他自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 2 保護地区が指定され、又はその区域が拡張されたと き、当該保護地区内において前項に掲げる行為に着手し ている者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。
- 3 保護地区内において、非常災害のために必要な応急 措置として行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け 出なければならない。

(保存樹の行為の制限)

- 第13条 何人も、保存樹の保護に影響を及ぼす次の各号 に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長に届け 出た場合はこの限りでない。
 - (1) 枝を切除すること。
 - (2) 樹皮を損傷すること。
 - (3) 根を切除すること。
 - (4) その他良好な生育を妨げる行為をすること。
- 2 保存樹について非常災害のために必要な応急措置と して行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なけ ればならない。

(保護地区等についての指導)

第14条 市長は、第12条及び前条に規定する届け出が あった場合において保護地区、保存樹の指定の目的を 達成するため必要があると認めるときは、当該届け出 をした者に対し必要な措置をとるべきことを指導する ことができる。

(河川等の保全)

- 第15条 何人も、河川等の自然環境を保全するために、 河川、水路等の水質の向上に努めなければならない。 (事業者における自然環境の保全)
- 第16条 事業者は、良好な環境の侵害を防止するために、その事業活動を行うにあたっては、自然環境を損なうこととならないよう自然の変改を最小限にとどめ、市民の安全を確保するとともに、植生の回復、緑地の造成、その他自然環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 緑化の推進

(緑化基本施策)

- 第17条 市長は、自然環境の保全をはかるために郷土の 特色ある樹木をとり入れた緑化基本施策を策定し、計 画的な緑化の推進に努めるとともに市民のみどりを愛 する意識の高揚を図らなければならない。
- 2 前項に規定する基本施策には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 緑化計画に関する基本方針
- (2) 公園、緑地その他緑化計画
- (3) 緑化推進に関する計画

第3節 開発行為についての制限

(開発行為についての制限)

第18条 市内において開発行為をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て開発行為に関する協議を行わなければならない。

(旅館等建築の同意)

- 第19条 旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第2条第 2項及び第3項 (旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省 令第28号) 第5条第1項に掲げる季節内に利用される 施設等を除く。) に規定する営業を目的とする建築物 を建築しようとするもの (以下「建築主」という。) は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。
- 一部改正〔平成30年条例13号〕

(旅館等建築同意の基準)

- 第20条 市長は、建築主から前条の規定により同意を求められたときは、その建築物が善良な風俗をそこなうことなく、かつ、生活環境の保全上支障がないと認められる場合は同意するものとする。ただし、モーテル類似営業に使用されるおそれがある建築物の場所が次の各号のいずれかに該当する場合は、同意しないものとする。
- (1) 住宅地
- (2) 官公署の施設、医療施設、社会福祉施設及び旅館

業法第3条第3項に掲げる施設の附近

- (3) 公園、緑地、中央自動車道、国道、県道及び1級 市道の附近
- (4) その他市長が不適当と認めた場所

第3章 生活環境の保全

第1節 工場等の規制

(工場等の設置者の遵守事項)

第21条 工場等の設置者は、規制基準の定めのないもの についても、人の健康又は快適な生活を阻害しない程 度を超える有害物質等を当該工場等から発生し、又は 排出させないよう努めなければならない。

(汚水浸透の防止)

第22条 工場等の設置者は、工場等から汚水を排出する場合は、土壌及び地下水の汚染を防止するため、規則で定める物質を含む汚水(これを処理したものを含む。)を地下にしみ込まないよう適切な措置を講じなければならない。

(特定工場の測定記録の報告)

第23条 特定工場の設置者は、公害防止のため必要な測 定機器を設置し、又は測定を委託し、有害物質等の状態を記録し、規則で定めるところによりこれを市長に 報告しなければならない。

(特定工場の表示板の掲出)

第24条 特定工場の設置者は、氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)工場又は事業場の名称、その他市長が必要と認める事項を記載した表示板を当該工場内の見やすい場所又は市長が必要と認める場所に掲出しておかなければならない。

(事故時の措置)

第25条 特定工場の設置者は、事故により当該工場から 規制基準を超える有害物質等を発生させ又は発生する おそれが生じたときは、その事故の状況について速や かに市長に届け出るとともに応急の措置を講じ、その 事故の復旧に努めなければならない。

(地下水の採取の届出)

第26条 地盤沈下及び地下水の枯渇の防止をするため、 井戸又は揚水設備により規則で定める基準以上の地下 水を採取しようとする者は、市長に届け出なければな らない。

第2節 自動車等の公害の防止

(自動車等の騒音及び排気ガスの抑制義務)

第27条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」 という。)の保有者及び運転者は、その自動車等の必 要な整備及び適正な運行を行うことにより当該自動車 等から排出し、又は発生する騒音及び排気ガスを最小 限に抑制するよう努めなければならない。 (駐車施設の設置)

- 第28条 市長が定める地域において、規則で定めるところにより駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物を新築し、又は増築しようとする建築主は、その延面積に応じて駐車施設を設置するよう努めなければならない。
- 2 前項に規定する駐車場及びこれに類する駐車場の所有 者又は建設予定者は、自動車等による電波障害及び粉じ んの防止策を講じるよう努めなければならない。

第3節 騒音等に関する規制

(騒音、振動の規制基準の設定)

- 第29条 市長は、騒音、振動に係る公害の発生を防止するため、必要な限度において規制基準を規則で定めることができる。
- 2 前項の規定による騒音、振動の規制基準の設定、変 更及び廃止については、審議会の意見を聴かなければ ならない。

(騒音、振動の規制基準の遵守)

- 第30条 騒音又は振動を発生させる者は、規制基準を遵守しなければならない。
- 2 何人も、規制基準の定めのないものについても、騒音の発生により近隣の生活環境を著しくそこなわないよう努めなければならない。

(勧告及び命令)

- 第31条 市長は、前条第1項の規定に違反して騒音を発生させている者に対し当該行為の停止、作業方法又は建物の構造の改善その他騒音を防止するため、期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。 (拡声機の使用の制限)
- 第32条 何人も、屋外において又は屋外に向けて拡声機 を使用する場合は、その使用方法及び音量、使用時間等 に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。
- 2 前項の規定は、時報、公共のためにする広報その他 規則で定める場合は適用しない。

(特定建設作業の周知義務)

第33条 騒音規制法(昭和43年法律第98号)に規定する特定建設作業を施行しようとする者は、当該作業場の周辺住民に対し、特定作業の内容、作業期間並びに騒音の防止の方法等について説明し、周知させなければならない。

第4節 公共の場所の清潔保持及び廃棄物の処理

(工事施行者の義務等)

第34条 土木工事、建築工事等を行う者は、その工事に 際し、土砂、廃材等が道路、河川その他の公共の場所 に飛散し、脱落し、流出し又は堆積しないようにこれ らのものを適正に管理しなければならない。

(指定廃棄物の回収処理義務等)

- 第35条 廃棄物となった際、適正な処理が困難となる製品、容器等で規則で定めるもの(以下「指定廃棄物」という。)を製造し、加工し、又は販売する事業者は、その指定廃棄物を引取り、下取り等の方法により、その責任において回収する等適切な措置を講じなければならない。
- 2 何人も、前項に規定する事業者がその指定廃棄物を 回収しようとするときは、これに協力しなければなら ない。

(過大包装の制限)

第36条 事業者は、商品について必要以上の過大な容器 等を使用し又は包装することによって廃棄物の量を増 大させないよう努めなければならない。

(再生資源回収業者の義務)

- 第37条 再生資源の回収を業とする者で規則で定める者は、環境を保全するため、その集荷場及び再生資源について適正な処理に努めなければならない。
- 2 前項に規定する事業者は、集荷の場所等規則で定め る事項を市長に届け出なければならない。

第5節 日照の障害、電波障害の防止

(建築主等の日照障害防止義務)

第38条 建築物の建築主及び建築物の設計者又は工事施 行者は、その建築物を建築し、設計し又はその工事を 施行しようとする場合においては、規則で定めるとこ ろにより、近隣の日照に支障を及ぼさないよう努めな ければならない。

(電波障害の防止義務)

第39条 中高層建築物を建築しようとする者は、その建築物によって近隣住民のテレビジョン、ラジオ等に電波障害が生ずるおそれのあるときは、障害を受けることとなる者、その他関係者と事前に協議し、自らその建築物又はその他の場所に共同受信設備を設置する等、近隣住民が正常な電波を受信するため必要な措置を講じなければならない。

第6節 交通安全の確保

(交通安全運動の普及)

第40条 市長は、総合的に交通安全運動を推進するため、関係団体及び関係機関と一体となって、その普及に努めなければならない。

(交通安全の確保)

第41条 市長は、交通による事故を防止し、市民の安全 を確保するため、交通安全施設の設置等交通環境の整 備に努めなければならない。 (市民組織の育成)

第42条 市長は、交通安全運動を推進するため、関係機 関の協力を得て、交通安全に関する市民組織を育成す るよう努めなければならない。

(被災者の救済)

第43条 市長は、交通による災害を受けた者及びその遺 族の救済について必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

(努力義務等)

- 第44条 何人も、交通の安全を阻害し、又は阻害しよう としてはならない。
- 2 何人も、歩行者が道路交通上危険な状態にあるとき は、その危険を排除するよう努めなければならない。 (路上駐車の規制)
- 第45条 自動車の運転者又は保有者は、みだりに道路上に駐車し、又は人に迷惑を及ぼす駐車をしてはならない。

第7節 愛がん動物に関する規制

(愛がん動物の飼育者の義務)

- 第46条 愛がん動物の飼育者は、その動物の性質、形状等に応じ、その動物が近隣住民に危害を与え又は生活環境を害さないように飼育しなければならない。
- 2 前項に規定する者は、不用となった愛がん動物をそ の責任において処理しなければならない。

第4章 補則

(調査の請求)

- 第47条 公害を受け、又は受けるおそれのある者は、市 長にその状況について調査の請求をすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による調査の請求があったとき は、速やかに調査し、その結果を当該請求者に通知す るものとする。

(報告)

第48条 市長は、この条例の施行に必要な限度において 良好な環境を害し、若しくは害するおそれがある者又 はこれらの者の関係者に対して必要な事項を報告させ ることができる。

(勧告)

第49条 市長は、第31条第1項に規定するほか、良好な環境を害していると認められるものに対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(立入検査)

第50条 市長は、この条例に必要な限度において、その職員に保護地区内の土地、保存樹の所在する土地、工場等、建築物の敷地、その他の場所に立入り、帳簿書類、機械設備、建築物、建物の敷地その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査

- し、若しくは検査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定により立入検査等を行う職員は、その 事務に関して知り得た秘密をもらしてはならない。 (委任)
- 第51条 この条例の定めるもののほか、この条例の施行 に関し必要な事項は規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第52条 第48条の規定による報告をせず、若しくは虚 偽の報告をし又は第50条の規定による検査を拒み、妨 げ若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処す る。

(両罰規定)

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従事者がその法人又は人の業務に関し罰則規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において、規則で定める日から施行する。 (昭和49年12月規則第35号で、同50年4月1日から施行) (経過措置)
- 2 この条例の施行前に地下水を採取している者が、第 29条の規定に該当することとなるときは、施行の日か ら起算して30日以内に同項に規定する届け出を市長に しなければならない。
- (山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町 及び蛭川村の編入に伴う経過措置)
- 3 山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、山口村環境保全に関する条例(平成8年山口村条例第13号)、坂下町生活環境保全に関する条例(昭和48年坂下町条例第11号)、川上村自然環境保護条例(平成2年川上村条例第18号)、加子母村生活環境保全に関する条例(昭和47年加子母村条例第18号)、付知町生活環境保全に関する条例(平成元年付知町条例第32号)、福岡町生活環境保全に関する条例(昭和47年福岡町条例第9号)又は蛭川村生活環境保全に関する条例(昭和47年福岡町条例第9号)又は蛭川村生活環境保全に関する条例(昭和53年蛭川村条例第20号)(以下これらを「旧町村の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当

規定によりなされたものとみなす。

- 4 編入日前にした旧町村の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧町村の条例の例による。 附 則(昭和56年9月28日条例第27号)
- この条例は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 10 年 3 月 25 日条例第 2 号抄) (施行期日)
- 1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。 附 則 (平成12年3月23日条例第7号抄) (施行期日)
- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。 附 則 (平成14年6月28日条例第19号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 2 月 4 日条例第 27 号抄) (施行期日)

1 この条例は、平成17年2月13日から施行する。 附 則(平成30年3月28日条例第13号) この条例は、平成30年6月15日から施行する。

3. 中津川市ポイ捨て等防止条例

平成12年3月23日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、快適な生活環境を確保するため、 空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項 を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で 美しいまちづくりを推進することを目的とする。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民等 市の区域に居住し、若しくは滞在し、又 は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 事業活動を営む全ての者をいう。
- (3) 土地等の所有者等 市内の土地又は建物の所有 者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって環境美化を阻害する廃棄物をいう。
- (5) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (6) ふん害 飼養管理されている犬、猫等(以下「飼い犬等」という。) のふんにより道路、河川、公園 その他の公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所を汚すことをいう。
- (7) 飼い主 飼い犬等の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)
- (8) 回収容器 空き缶又は空き瓶を回収するための容器をいう。
- (9) 空き地 現に人が使用していない土地 (現に人が 使用している土地であっても、相当の空閑地を有す ることにより人が使用していない土地と同様の状態 にあるものを含む。)をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん 害の防止に関して必要な措置を講ずるとともに、環境 美化を促進するため、次に掲げる施策を実施するもの とする。
 - (1) 空き缶等の散乱防止のための環境美化運動の実施 に関する施策
 - (2) 空き缶等の効果的な回収を実施するための施策
- (3) その他必要と認められる施策
- 2 市は、前項の規定による施策を推進するため、関係者 に対し必要な指導及び協力等の要請を行うものとする。 (市民等の責務)
- 第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等 を持ち帰り、又は空き缶若しくは空き瓶を回収容器に

収納することにより、空き缶等を散乱させないようにしなければならない。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行うことにより環境 美化に努めるとともに、ポイ捨てによる空き缶等の散 乱及びふん害の防止に関して市が実施する施策に協力 しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じる空き缶 等の散乱を防止するとともに、再資源化について必要 な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、事業所、その周辺その他の事業活動を行う地域において清掃活動に努めるとともに、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して市が実施する施策に協力しなければならない。
- 3 容器入り飲料を販売する者(自動販売機により、販売する者を含む。以下同じ。)は、空き缶等飲料容器の散乱防止について、市民等への啓発を行うとともに、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 4 たばこを販売する者は、たばこの吸い殻の散乱防止 について、市民等への啓発を行わなければならない。 (土地等の所有者等の責務)
- 第6条 土地等の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する場所に空き缶等がみだりに捨てられないようにするため、常に必要な措置を講じ、環境美化の促進に努めなければならない。
- 2 土地等の所有者等は、環境美化の促進に関して市が 実施する施策に協力しなければならない。

(空き地の管理)

- 第7条 市長は、空き地が次の各号のいずれかに該当する と認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草 (枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。)の除去そ の他必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- (1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
- (2) 前号のほか、地域の環境美化を妨げるおそれがあるとき。

(ポイ捨ての禁止等)

- 第8条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。
- 2 飼い主は、飼い犬等を屋外で運動させるときは、ふんを処理するための容器を携行し、飼い犬等がふんを 排泄したときは直ちに回収しなければならない。
- 3 市内において催しを行った市民等、事業者及び土地 等の所有者等は、当該場所に散乱している空き缶等を 回収しなければならない。

(立入調査等)

第9条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、市長の指定する職員に空き缶等が散乱している土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査をさせるこ

とができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分 を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったとき は、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認め られたものと解釈してはならない。

(指導)

第10条 市長は、この条例の目的に反すると認められる者 に対し、必要な指導をすることができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が正 当な理由なくその指導に従わないときは、その指導に 従うよう書面により勧告することができる。

(命令及び公表)

- 第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正 当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定め てその勧告に従うべきことを書面により命ずることが できる。
- 2 市長は、前項の命令を受けた者が正当な理由なくそ の命令に従わないときは、その旨を公表することがで きる。

(関係法規の活用)

第13条 市長は、空き缶等の散乱を防止し、環境美化を 促進するため、関係法規の積極的な活用を図るものと する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。 (中津川市環境保全条例の一部改正)
- 2 中津川市環境保全条例(昭和49年中津川市条例第46号)の一部を次のように改正する。 次のよう(省略)

4. 中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和53年3月30日条例第8号

改正 昭和 60 年 10 月 1 日条例第 15 号 平成 9 年 3 月 26 日条例第 5 号 平成 10 年 12 月 22 日条例第 29 号 平成 12 年 3 月 23 日条例第 2号 平成 16 年 3 月 23 日条例第 14 号 平成 17 年 2 月 4 日条例第 27 号 平成 24 年 3 月 28 日条例第 8 号 平成 28 年 12 月 22 日条例第 34 号 平成 31 年 3 月 26 日条例第 15 号

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47年中津川市条例第18号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)及び浄化槽法 (昭和58年法律第43号)に基づき廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(一般廃棄物の処理計画)

第2条 市長は廃掃法第6条第1項に規定する一般廃棄 物の処理について計画(以下「処理計画」という。) を定めこれを告示しなければならない。処理計画を変 更したときも同様とする。

(協力義務)

第3条 廃掃法第6条の2第4項の規定により土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。) は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物はなるべく自ら処分するよう努めるとともに規則で定める方法により市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

第4条 削除

(事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理に関する承認) 第5条 事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理について市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

- 2 市長は、処理計画に適合しないと認めるときは、前 項の承認をしないことができる。
- 3 市長は、第1項の承認には、期限を付し、又は一般 廃棄物の処理上必要な条件を付することができる。 (産業廃棄物の処理)
- 第6条 市は、廃掃法第11条第2項の規定により一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲内において次条の承認を受けた事業者に限り、産業廃棄物の処理を行うことができる。

(産業廃棄物の処理に関する承認)

- 第7条 事業者は、前条に規定する産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する 業務に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前 項の承認をしてはならない。
- 3 第5条第3項の規定は、第1項の承認を受けた者に ついて準用する。

(許可申請手数料)

- 第8条 次の各号に掲げる許可の申請をしようとする者 は、それぞれ当該各号に定める手数料を納めなければ ならない。
- (1)廃掃法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集 運搬業の許可 5,000円
- (2) 廃掃法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集 運搬業の許可の更新 5,000円
- (3) 廃掃法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分 業の許可 5,000円
- (4) 廃掃法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分 業の許可の更新 5,000円
- (5) 廃掃法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物 処分業の変更の許可 5,000円
- (6) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可5,000円
- 2 前項の手数料は納入通知書により納付しなければな らない。

(廃棄物処理手数料等)

第9条 一般廃棄物の処理及び廃掃法第13条第2項の規 定による産業廃棄物の処理については、手数料及び処 理費用(以下「手数料等」という。)を徴収するもの とし、その額は、別表のとおりとする。

(手数料等の徴収)

第10条 前条の規定による手数料等の徴収の方法は、規 則で定める。

(手数料等を徴収しない場合)

- 第11条 第9条の規定に関わらず。次に掲げる場合は、 一般廃棄物処理手数料等を徴収しない。
- (1) 一般家庭において、市の指定する品目を、市の指 定する方法により排出する場合
- (2) 一般ボランティア活動により集められたものを、 市が交付した専用袋を使用して排出する場合

(手数料等の減額又は免除)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、手数料等を減額し、又は免除することができる。
- (1) 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) により扶助 を受けている者
- (2) 天災その他の災害を受けた者

- (3) その他市長が必要と認めた者
- 2 前項の手数料等の減額又は免除についての必要な事項は、規則で定める。

(承認の取消し、業務の提供の拒否)

- 第13条 市長は、第5条第1項又は第7条第1項の承認を受けた者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は期限を定めて一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の全部若しくは一部の提供を拒むことができる。
- (1) この条例及び施行規則又はこの条例に基づく処分 に違反行為をした場合
- (2) 承認をした後において、当該承認に係る業務の提供をすることが困難となった場合
- 2 市長は、前項第2号に該当することにより一般廃棄 物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する 業務の全部若しくは一部の提供を拒むときは、不当な 差別的取扱いが生じないようにしなければならない。 (報告の徴収)
- 第14条 市長は、この条例の施行又は一般廃棄物若しくは、産業廃棄物の収集、運搬又は処分の遂行に必要な限度において、第5条第1項の規定による一般廃棄物の処理の承認を受けた者及び第7条第1項の規定による産業廃棄物の処理の承認を受けた者に対し、一般廃棄物若しくは、産業廃棄物の排出状況又は含有成分等に関し必要な報告を求めることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例施行前に条例第4条の規定によるし尿浄化槽を設置している者についてもこの条例を適用し、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。 (山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入に伴う経過措置)
- 3 山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、山口村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年山口村条例第9号)、坂下町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年坂下町条例第11号)、川上村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年川上村条例第10号)、加子母村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年加丁廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年付知町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年付知町条例第7号)、福岡町廃棄物の処理及び清掃に関する

条例(平成5年福岡町条例第11号)又は蛭川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年蛭川村条例第8号)(以下これらを「旧町村の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日前に、旧町村の条例により課した、又は課すべきであった手数料の取扱いについては、旧町村の条 例の例による。

附 則 (昭和60年10月1日条例第15号)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 中津川市手数料徴収条例(昭和31年中津川市条例第 5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成9年3月26日条例第5号)(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。附 則(平成10年12月22日条例第29号)
- この条例は、公布の日から施行する。附 則(平成12年3月23日条例第2号抄)

| 附 | 則(平成 12 年 3 月 23 日条例第 2 号抄 (施行期日)

- 第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成16年3月23日条例第14号)
- この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 17 年 2 月 4 日条例第 27 号抄) (施行期日)
- 1 この条例は、平成17年2月13日から施行する。附 則(平成24年3月28日条例第8号)(施行期日)
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 (中津川市手数料条例の一部改正)
- 2 中津川市手数料条例(平成12年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次のよう(省略)

附 則 (平成 28 年 12 月 22 日条例第 34 号) (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 生活系一般廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ、事業系一般廃棄物(大型ごみは除く。)並びに産業廃棄物(公共下水道汚泥は除く。)についての手数料等は、平成29年7月31日までは、なお従前の例による。
- 3 生活系一般廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみについては、平成29年9月30日までの間に限り、従前の中津川市指定ごみ袋を使用して排出することができるものとする。この場合において、この条例による改正後の中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条の規定による手数料等は、徴収しないものとする。

附 則(平成28年12月22日条例第34号) (施行期日)

第1条 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる既定の施行の日から施行する。

(中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例による改正後の中津川市廃棄物の処理 及び清掃に関する条例の規定は、施行日以後の処理に 係る手数料等について適用し、施行日前の処理に係る 手数料等については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

種別 取扱区分		扱区分	手数料等		
生活	4 / / / / /	指定袋による 収集運搬処分		ごみ袋 枚入り 1 セットにつき	450 円
系一般			指定、	ごみ袋 枚入り 1 セットにつき	300 円
廃棄物				ごみ袋 枚入り 1 セットにつき	180 円
		処理施設 持込み	10 キ	ログラムまでごとに E袋以外)	100円
	不燃ごみ	指定袋による 収集運搬処分		ごみ袋 枚入り 1 セットにつき	450 円
			指定こ	ごみ袋 枚入り 1 セットにつき	300 円
			指定、	ごみ袋 枚入り 1 セットにつき	180 円
		処理施設 持込み	10 キ	ログラムまでごとに 定袋以外)	100 円
	大型ごみ	収集運搬処分		ごみシールを貼り付けた ごみ 1 個につき	500 円
		処理施設 持込み		ごみ 10 キログラムまで	100 円
	し尿	収集運搬		ットルまでごとに	214 円
	事業系 设廃棄物	処理施設 持込み		ログラムまでごとに	100円
	埃廃棄物	処理施設 持込み	10 キ	ログラムまでごとに	100 円
	宝家庭用 器の運搬	指定地持込み	1 台につき		2,000円
	動物の 処分	処理施設 持込み	集合	申請者の住所が市内の 場合1体につき	1,000円
			.処理	申請者の住所が市外の 場合1体につき	2,000円
			個別	申請者の住所が市内の 場合1体につき	7,000円
			処理	申請者の住所が市外の 場合1体につき	14,000円

5. 中津川市埋立て等の規制に関する条例

平成20年3月31日条例第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な 規制を行うことにより、不適正な埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって市民の 生活環境を保全するとともに、生活の安全を確保する ことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)をいう。
- 2 この条例において「土砂等」とは、埋立て等に供される一切の物をいう。
- 3 この条例において「特定事業」とは、埋立て等を行う区域(宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域において採取された土砂等を当該事業に供するものであるときは、当該事業を行う区域)以外の場所において採取又は製造(以下「採取等」という。)が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

(事業者の責務)

- 第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、 埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止する ために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域 住民の理解を得るように努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する埋立て等による土壌の汚染 及び災害の発生の防止に関する施策に協力しなければ ならない。

(土地所有者等の責務)

- 第4条 土地の所有者、占有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、その所有し、占有し、又は管理する土地において土壌が汚染され、又は災害の発生するおそれがある埋立て等(以下「不適正な埋立て等」という。)が行われることのないよう努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、市への通報その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 土地所有者等は、市が実施する埋立て等による土壌 の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力しな

ければならない。

(市の責務)

- 第5条 市は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な施策を推進しなければならない。
- 2 市は、埋立て等の状況を把握するとともに、県と連携して、不適正な埋立て等が行われないように監視する体制を整備するよう努めるものとする。

第2章 埋立て等の基準

(環境基準)

第6条 埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき基準(以下「環境基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第3章 不適正な埋立て等の禁止等

(環境基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等)

- 第7条 何人も、環境基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない。
- 2 市長は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が 供されているおそれがあると認めるときは、当該埋立 て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停 止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべ きことを命ずることができる。
- 3 市長は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が 供されていることを確認したときは、速やかに、当該 埋立て等を行った者に対し、当該土砂等及び当該土砂 等の影響により環境基準に適合しないこととなったお それのある土壌の全部若しくは一部を撤去し、又は当 該埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な 措置をとるべきことを命ずることができる。

(埋立て等による崩落等の防止措置)

第8条 埋立て等を行う者は、当該埋立て等に供された 土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な 措置を講じなければならない。

第4章 特定事業の規制

(特定事業の許可)

- 第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域 (特定事業を行う区域をいう。以下同じ。)ごとに、 あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただ し、特定事業が次に掲げる埋立て等である場合にあっ ては、この限りでない。
- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体 が行う埋立て等
- (2) 採石法 (昭和25年法律第291号)、砂利採取法 (昭

和43年法律第74号)その他の法令及び条例(以下 「法令等」という。)に基づく許認可等(許可、認 可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与す る処分をいう。以下同じ。)を受けた者が、当該許 認可等に基づいて採取した土砂等を販売するために 一時的に当該許認可等に係る場所において行う埋立 て等

- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て等 (許可の申請)
- 第10条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる 事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の 状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して 市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ の代表者の氏名
 - (2) 特定事業の目的
 - (3) 特定事業区域の位置及び面積
 - (4) 特定事業の計画
 - (5) 特定事業の施行期間
 - (6) 特定事業に供される土砂等の量
 - (7) 特定事業に供される土砂等の搬入計画
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項 (許可の基準)
- 第11条 市長は、第9条の許可の申請内容が次の各号に 適合していると認めるときでなければ、当該許可をし てはならない。
- (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 第7条第2項若しくは第3項、第20条、第21条又 は第25条の規定による命令を受け、必要な措置を完 了していない者
 - イ 第24条の規定により第9条の許可を取り消され、 その取消しの日から3年を経過しない者
 - ウ 第24条の規定により特定事業の停止を命じられ、 その停止の期間が経過しない者
- (2) 特定事業区域及び周辺地域の自然環境を保全する ための措置が講じられていること。
- (3) 特定事業が施行されている間において、当該特定 事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を 防止するために必要な措置が講じられること。
- (4) 特定事業に供される土砂等の採取等場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないものであること。

(変更の許可等)

第12条 第9条の許可を受けた者は、第10条各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、第7条第2項若しくは

- 第3項、第20条又は第25条の規定による命令に従って 当該変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項 を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長 に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、そ の代表者の氏名
- (2) 変更しようとする事項及びその理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前条の規定は、第1項の許可について準用する。 (許可の条件)
- 第13条 第9条の許可(前条第1項の許可を含む。以下 この章(次条を除く。)において同じ。)には、条件 を付することができる。

(特定事業の着手の届出)

第14条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

- 第15条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の採取等場所ごとに、当該土砂等が当該採取等場所において採取等が行われたものであることを証する書面を添付して、市長に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において、搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物(以下「製造物等」という。)を含むときは、規則で定めるところにより、当該土砂等が環境基準に適合していることを証する書面を添付しなければならない。ただし、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(環境基準に適合しない土砂等の報告)

第16条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に環境基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(帳簿への記載)

第17条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に供した土砂等の搬入の日付、採取等場所、数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

(関係書類等の閲覧)

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施行を管理する事務所において、当該特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び前条の帳簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

- 第19条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施行されている間、氏名又は名称、現場を管理する者の氏名その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
- 2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示をしなければならない。

(緊急時の措置命令)

第20条 市長は、第9条の許可を受けた者に対し、当該許可に係る特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(無許可事業者に対する撤去命令等)

第21条 市長は、第9条又は第12条第1項の許可を受けないで特定事業を行った者に対し、当該特定事業に供された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定事業の完了等)

- 第22条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該特定事業を休止した場合にあって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合(休止した場合を除く。)において、当 該特定事業が製造物等を含む土砂等を供したものであ るときは、規則で定めるところにより、当該許可に係 る特定事業区域内の土壌検査を行い、その結果を市長 に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、当 該届出に係る特定事業が環境基準に適合しているかど うかについて確認し、その結果を当該届出をした者に 通知しなければならない。

(地位の承継)

第23条 第9条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割(当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人(以下「譲受人等」という。)は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を 承継した者は、規則で定めるところにより、その事実 を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なけ ればならない。

(許可の取消し等)

- 第24条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。
- (1) 第7条第2項若しくは第3項、第20条又は第25条 の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第9条又は第12条第1項の許可 を受けたとき。
- (3) 第11条第2号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) 第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないでしたとき。
- (5) 第14条から第19条まで又は第22条第2項の規定に 違反したとき。

(取消し等に伴う措置命令)

- 第25条 市長は、前条の規定により許可を取り消したとき、又は停止を命じたときは、期限を定め原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (関係書類等の保存)
- 第26条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第22条第1項の規定による完了若しくは廃止の届出をした日又は第24条の規定による取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第17条の帳簿を保存しなければならない。

第5章 雑則

(報告の徴収)

- 第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者に対し、当該埋立て等の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。 (立入検査)
- 第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等を行う者の事務所若しくは事業場又は埋立て等をしようとする場所若しくは埋立て等をした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分 を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったとき は、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査の

ために認められたものと解釈してはならない。 (委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行 に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下 の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 第7条第2項若しくは第3項、第20条、第21条、 第24条又は第25条の規定による命令に違反した者
- (2) 第9条又は第12条第1項の規定に違反して特定事業を行った者
- 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
- (1)第15条又は第22条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第14条、第22条第1項又は第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第26条の規定に違反して、同条に規定する書類の 写し又は帳簿を保存しなかった者
- (3) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第28条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用 人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ の法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に特定事業を行っている者 又はその譲受人等は、この条例の施行の日から起算し て6月間は、第9条の許可を受けないで、その特定事 業を行うことができる。その者がその期間内に同条の 許可の申請をした場合において、当該申請について許 可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

6. 中津川市が設置する一般廃棄物処理施設 に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手 続に関する条例

平成21年9月30日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出 に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に、意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

- 第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)とする。(縦覧の告示)
- 第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告 書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等 を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。) 及び期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次 の各号に掲げる事項を告示するものとする。
 - (1) 施設の名称
 - (2) 施設の設置場所
 - (3) 施設の種類
 - (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (5) 施設の能力 (施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

- 第4条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。
- (1) 中津川市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する場所
- 2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設 の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を 提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提 出期限その他必要な事項を告示するものとする。 (意見書の提出先及び提出期限)

- 第6条 意見書の提出先は、次の各号に掲げる場所とする。
- (1) 中津川市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する場所
- 2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置 又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項 の縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間 を経過する日までに、市長に意見書を提出することが できる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法 (平成9年法律第81号)又は岐阜県環境影響評価条例 (平成7年岐阜県条例第10号)に基づく環境影響評価 (生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限 る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3 条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

- 第8条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が、 次の各号のいずれかに該当するときは、関係市町村の 長に報告書等の写しを送付し、当該市町村における縦 覧等の手続の実施について協議するものとする。
- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域に渡るとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼ す周辺地域に他の市町村の区域が含まれているとき。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行 に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

7. 中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

平成29年3月28日条例第7号

改正 令和2年9月23日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、中津川市環境基本条例(平成14年中津川市条例第18号)第3条の規定と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電設備の適正な整備及び維持管理を図り、もって市内の貴重な森林、農地等の良好な自然環境及び住民が安心して生活できる住環境の保全並びに潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 中津川市の豊かな自然環境、安全安心な生活環境及び特色ある景観は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、地域住民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光をエネルギー源とするもの(送電に係る電柱等を除く。)をいう。
- (2) 事業 再生可能エネルギー発電設備を設置し、発電を行う事業(木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。)をいう。
- (3) 事業者 事業を行う者をいう。
- (4) 事業区域 事業を行う一団の土地 (継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。) をいう。
- (5)森林 森林法(昭和26年法律第249号)第2条第 1項に規定する森林をいう。
- (6) 農地 農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条第 1項に規定する農地をいう。
- (7) 自治会 その区域に事業区域を含む地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。
- (8) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地又は建築物 を所有する者をいう。
- (9) 土地所有者 再生可能エネルギー発電設備が設置された土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

- (10) 利害関係団体等 自治会、近隣関係者その他の事業の実施に関して、直接利害関係がある者をいう。 (市の責務)
- 第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、この 条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない。 (事業者の責務)
- 第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、中 津川市の豊かな自然環境、安全安心な生活環境及び特 色ある景観に十分配慮し、自治会の住民及び近隣関係 者(以下「自治会等」という。)に対して事業計画に ついて十分説明し、事業区域の周辺の住民との良好な 関係を保つよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第2条に定める基本理念にのっとり、 市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力する よう努めなければならない。

(抑制区域)

- 第7条 市長は、災害の防止、良好な自然環境等の保全 及び再生可能エネルギー発電設備の地域との共生のた め、再生可能エネルギー発電設備の設置について特に 配慮が必要と認められる区域を抑制区域として規則で 指定することができる。
- 2 事業者は、抑制区域を事業区域に含まないように努 めなければならない。

(適用を受ける事業)

第8条 この条例の規定は、発電出力が10キロワット以上の事業に適用する。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面、屋上、事業所等の敷地内に設置されるなど、自然環境、生活環境及び景観に影響を与えないと市長が認めたものを除く。

(自治会等への説明)

- 第9条 事業者は、事業を施行しようとするときは、第11 条第1項の規定による届出を行う前に、自治会等に対 し、事業内容等に関する説明会を開催するものとする。
- 2 事業者は、第11条第2項の規定による変更の届出を 行う前に、自治会等に対し、事業内容等の変更に関す る説明会を開催するものとする。ただし、事業内容等 の変更が軽微で市長が説明会の開催を要しないと認め たときは、この限りでない。
- 3 事業者は、自治会等の理解が得られるように努めなければならない。

(協定の締結)

第10条 事業者は、前条第1項の規定による説明会の 後、第11条第1項に規定する届出を行う前に、利害関係団体等と書面による協定を締結しなければならな い。ただし、利害関係団体等が、事業者の協定締結の 求めに対し正当な理由がなく協定の締結に応じない場 合は、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の協定を締結した後に事業の内容を 変更しようとする場合は、利害関係団体等と改めて協 議し、前項の協定を見直さなければならない。
- 3 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を第三者に 譲渡し、又は貸し付けようとする場合は、譲り受ける 者又は借り受ける者に対し、前2項の規定により締結 した協定の効力を継承させなければならない。

(事業の届出)

- 第11条 事業者は、法第9条第1項の規定による認定の 申請を行う前に、規則で定める事項を市長に届け出 て、市長と協議しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が 生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに その旨を市長に届け出て、市長と協議しなければなら ない。ただし、変更が規則で定める軽微なものである ときは、この限りでない。

(事業の着手等の届出)

第12条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備の設置 工事の着手、完了、中断又は再開をしたときは、速や かに市長に届け出なければならない。

(事業の確認)

- 第13条 市長は、前条の規定による完了の届出があった とき又は必要があると認めるときは、第11条の規定に よる届出について、立入調査その他の方法により事業が 適切に行われているかどうかを確認するものとする。 (標識の設置)
- 第14条 事業者は、事業区域内の外部から見やすい場所 に規則で定める事項を記載した標識(以下「標識」と いう。)の掲示を行い、その旨を市長に届け出なけれ ばならない。
- 2 標識の掲示期間は、事業の開始時(土地の開発造成 の工事を行わない場合は、第12条に規定する工事の着 手時)から事業を廃止し、再生可能エネルギー発電設 備を撤去し、当該設備の適正な処分が終了した日まで とする。
- 3 事業者は、標識の掲示内容に変更が生じたときは、 速やかに当該掲示内容を修正し、その旨を市長に届け 出なければならない。

(適正な管理)

第15条 事業者は、規則に定める管理基準を遵守し、当該再生可能エネルギー発電設備を適正に管理しなければならない。

(事業の廃止等)

- 第16条 事業者は、事業を廃止しようとするときは、当 該事業を廃止する日の30日前までに市長に届け出なけ ればならない。
- 2 事業者は、事業を廃止したときは、廃棄物の処理及び

清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)、環境省が示す太陽光発電施設のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、その他関係法令等に基づき、速やかに当該再生可能エネルギー発電設備を撤去し、適正な処分を行わなければならない。

(報告及び立入調査)

- 第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする市の職員は、その 身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければ ならない。

(指導、助言又は勧告)

- 第 18 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に 対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行う ことができる。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置 を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 第11条及び第12条の規定による届出をせず、又 は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条の規定による協議を得ずに事業に着手した者
- (3) 第14条の規定による標識を設置しなかった者
- (4) 第15条に規定する適正な管理を怠った者
- (5) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (6) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由がな く従わなかった者

(公表)

- 第19条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた 事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないとき は、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに 当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするとき は、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与え なければならない。

(事業者が所在不明等となった場合における特例)

第20条 事業者が所在不明となった場合又はその組織を 解散した場合においては、当該土地所有者が事業者と 異なる者である場合に限り、土地所有者を当該再生可 能エネルギー発電設備の所有者とみなして、第16条か ら前条までの規定を適用する。 (委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に事業を完了している事業 者及び事業に着手している事業者は、施行日から60日 以内に第8条に規定する届出及び第10条に規定する届 出(該当する者に限る。)を行わなければならない。 ただし、中津川市太陽光発電設備設置に関する取扱要 綱(平成27年12月17日決裁)第5条の規定による届 出を行っている者を除く。
- 3 施行日から 60 日を経過する日までに事業に着手する 事業者は、施行日から 60 日以内に第8条に規定する届 出及び協議、第9条に規定する自治会等への説明並び に第10条に規定する届出(該当する者に限る。)を行 わなければならない。ただし、同要綱第5条の規定に よる届出を行っている者を除く。
- 4 同要綱による届出は、第8条の規定による届出とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に事業に着手した事業者は、この条例の規定による改正後の中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(以下「新条例」という。)の規定に係わらず、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に係わらず、施行日前に事業に着手した 事業者で、この条例の施行の際に現に事業を行ってい る者には、新条例第14条の規定を適用する。
- 4 第2項の規定に係わらず、施行日前に法第9条第1項に規定する申請を行った事業者で、施行日以後に再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する者は、新条例第9条、第10条、第11条、第12条及び第14条の規定を適用する。この場合において、新条例第11条第1項中「法第9条第1項の規定による認定の申請を行う前に」とあるのは、「令和3年5月31日までに」と読み替えるものとする。
- 5 前2項の規定に係わらず、事業者には、新条例第15 条及び第16条の規定を適用する。

8. 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

(中津川市告示 第18号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の 規定により、騒音に係る環境基準について(平成10年 環境庁告示第64号)の地域の類型ごとに指定する地域を 次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3
	条第1項に基づく規制地域(以下「指定地
	域」という。)のうち、同法第4条第1項
	に基づく区域の区分(以下「区域区分」と
	いう。) が第1種区域である地域及び区域
	区分が第2種区域である地域のうち都市計
	画法(昭和43年法律第100号)第8条第1
	項の規定に基づき第1種中高層住居専用地
	域又は第2種中高層住居専用地域として定
	められた地域
В	指定地域のうち、区域区分が第2種区域
	である地域のうち、A類型に該当する地域
	以外の地域
С	指定地域のうち、区域区分が第3種区域及
	び第4種区域である地域

備考

都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業 専用地域は、該当地域から除く。

9. 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指 定及び特定工場等において発生する騒音の 規制基準の設定

(中津川市告示 第19号)

騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく騒音の 規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

(騒音の規制地域)

第1条 騒音規制法第3条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、別表に掲げる地域とする。

(特定工場等に係る騒音の規制基準)

第2条 騒音規制法第4条第1項に規定する時間の区分 及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりと する。

時間の区分	昼間	朝夕	夜間
	(午前8時から	(午前6時から	(午後11時から
	午後7時まで)	午前8時まで	翌日の午前6時
		午後7時から	まで)
区域の区分		午後11時まで)	
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

(区域の区分)

- 第3条 前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 市長は、前条に規定する区域の区分ごとの規制基準 を適用する区域を示す図面を、生活環境部環境政策課 において一般の縦覧に供する。

別表

区域の区分	地域
第1種区域	東町四番、五番、東宮町八番、日の出町五
	番、中津川のうち字鳥居及び字竹ケ端の各
	全部
	中川町三番から五番まで、北野町四番、宮
	前町一番、二番、中津川のうち字大西、字
	北野、字上金、字大明神、字山の田、字口
	一色、字下沢、字上金往還上、字新田、字
	島田、字井の下、字細山、字洞田、字野
	畔、字法導寺、字井の上、字原、字恵下、
	字大久後、字松田、駒場のうち字安森、字
	町裏、字角田、字大岩、字大平、字大峡、

字後洞、字松源寺、手賀野のうち字上巾及び字東原の各一部

第2種区域

北野町一番から三番まで、中川町一番、 番、宮前町三番、えびす町七番、東宮町二 番から七番まで、西宮町二番、三番、五 番、八幡町一番から四番まで、昭和町、花 戸町、日の出町一番から四番まで、中津川 のうち字丸山、字子野、字地蔵堂、字妙ケ 峯、字塞の神、字高橋、字中切、字中島、 字正ケ根、字天王平、字餅穴、字杉ケ沢、 苗木、瀬戸、落合、神坂、飯沼、手賀野の うち字中沼、字原、字斧戸、坂下のうち字 上鐘、字樋ケ沢、字谷、字松源地、字島井 田、字八幡、字時鐘、字赤田、字矢渕、字 下平、字樺の木、字上外、字二股、字高峰 平、字高峰山、字井汲、字成栗、字法力 屋、字堀懸、字新谷、字新田、字切田、字 道垣外、字向山、上野のうち字上外、字下 外、字大沼、字丸根、字西田、字椛ノ木、 字山田、加子母のうち字杉ケ平、字アハ ラ、字中筋、字起シ、字上下島、字下モ木 戸、字池ノ上、字大沼、字花ノ木、字田 尻、字池ノ森、字森ノ外、字山木戸、字堂 垣戸、字神ノ木、字高ボタ、字洞、字西、 字西下モ屋、字下モ屋、字小和知野、字起 垣戸、字辻、字小松屋、字小立、字森、字 辻屋、字寄木、字中畑、字室屋、字溝畑、 字石飛、字籠薮、字横井、字岩屋、字稲 場、字鎌井野、字野尻、字浅島、字生湯、 字小島、字多谷、字清水、字正外野、字梅 ノ木、字高屋、字炭焼渡、字北垣戸、字宮 下、字中屋、字落田、字差出、字柳平、字 郡上島、字下島、字井上、字田ノ頭、字牧 戸、字起野、字万才池、字鳥洞、字平垣 戸、字亀屋、字宮下脇、字岩倉、字下番 田、字宮下、字上垣、字宮洞、字栃本、字 米野、字岩野、字起畑、字尾岩、字竹ノ 越、字中下、字尾城、字福崎、字中島、字 田口前、字長島、字鍛冶屋田、字古薙、字 諸田、字岩泉、字森泉、字林垣戸、字吉 田、字酒屋、字田ノ上、字小平、字袮宜 屋、字井垣戸、字桑名屋、字太田、字藤 井、字豊島、字三沢、字白谷、字井尻、字 藤ノ木、字宮脇、字八幡、字五斗蒔、字堀 田、字岩田、字外谷、字小瀬、字桜ノ木、 字松ノ木瀬、字吉原、字飯島、字砂場、字 金本、字西ノ上、字尾山、字野中、字下吉 本、付知町のうち字猪ケ馬場、字島畑、字 宮島、字分田、字御堂垣戸、字平作垣戸、 字大起、字宮ノ上、字紙漉垣戸、字槙立、 字下タ野、字護山、字樋口、字御堂後、字 倉屋、字向山、字池島、字小草場、字武佐 原、字万場、字端小屋、字巾垣戸、字広島 野、字柏洞、字澤渡、字竹端、字屋敷垣 戸、字田ノ上、字上野、字下タ向、字葦 原、字田尻、字谷端、字橋詰、字槙ケ平、 字暮鐘、字蘭木、字岩屋、字山本、字曽利 免、字富田、字藤山、字下井戸、字大西、 字山手、字飛羅、字柿ケ下、字大ケ平、字 廣谷、字尾ケ平、字下タ平、字長峰、字ツ

ヅラヤブ、字龍野、字諸田、字口田、字新 田、字中屋、字向畑、字小栗山、字下タ 屋、字野、字立ノ神、字野中、字大野、字 櫛下、字島田、字菓子上、字堀端、字石 鋪、字寺畑、字大新田、字林、字松葉、字 中田、字寺山、字木ノ下、字桜田、字田ノ 尻、字野尻、字笠屋、字黒川、字河原、字 熊倉、字廣野、字中畑、字大畑、字長手、 字百田、字吉原、字堀田、字清吉畑、字馬 道、字起、字吉本、字宮ノ越、字児安沼、 字白沢、字安楽満、字中段、字水上、字松 原、字小林、字洞垣内、字立林、字鳥屋 脇、字中野、字倉柱、字正ケ脇、田瀬、下 野、福岡、高山、蛭川のうち字櫻本、字中 切、字笹場、字殿塚、字下海渡、字尾越、 字棚田、字鳩吹、字旗巻淵、字坊之前、字 下澤及び字岩谷の各全部

中川町三番から五番まで、北野町四番、宮 前町一番、二番、中津川字大西、字連理、 字北野、字上金、字口一色、字一色、字野 中、字地毛名、字下実戸、字厩の下、字下 沢、字起、字上金往還上、字新田、字山の 田、字島田、字井の上、字井の下、字細 山、字洞田、字野畔、字法導寺、字原、字 恵下、字大久後、字松田、字尾外岩、字坊 垣外、字前山、阿木、駒場のうち字大道 上、字大岩、字大平、字大峡、字後洞、字 松源寺、字上宿道上、字上宿道下、字西 山、手賀野のうち字上巾、字下巾、字島 崎、字狐塚、字東原、字円通寺、字西沼、 字会所沢、字小向井、千旦林、茄子川、坂 下のうち字保ケ山、字小田、上野のうち字 上中尾、字下中尾、川上のうち上平、森 平、タハタ、奥屋、加子母のうち字牧、字 神田向、字島、字谷向、字山下、字小和知 東、字渡場、字吉本、字向、字渡合、字上 平、字向畑、字木曽越、字桑原、字村上、 字神田、字須母田、字正元、字角田、字坂 本、字中山、字薙野、字上垣戸、字下中 島、字池田、字板ノ木、字吉金、付知町の うち字下浦、字高畑、蛭川のうち字稲舟、 字今洞、字柏ケ根、字岩久良、字矢柱、字 奈良井、字樺瀬、字長瀞、字岩伏、字東下 澤、字一ノ瀬、字鳥澤、字田原、字宮ノ 前、字新田、字弓場、字上野木、字奥渡、 字押手、字向山、大字山口及び大字馬籠の 各一部

第3種区域

小川町一番、桃山町一番、二番、栄町、太 田町一丁目から三丁目まで、新町、淀川 町、東町一番から三番まで、東宮町一番、 えびす町一番から六番まで、津島町、柳 町、本町一丁目から四丁目まで、西宮町一 番、四番、駒場町二番から四番まで、かや の木町一番、二番、八幡町五番、六番、駒 場字青木、坂下のうち字大門、字町平、字 宮ノ前、字島平、字上握、字下握及び字下 島の各全部

小川町二番、駒場町一番、かやの木町三 番、中津川のうち字下川原、字連理、字野 畔、字下沢、字起、字野中、字島田、字法 導寺、字井の上、字井の下、字一色、字松 田、字新田、字上金往還上、字上金、字山 の田、字大明神、駒場のうち字安森、字町 裏、字角田、字大道上、字後洞、字上宿道 上、字上宿道下、字大平、手賀野のうち字 下巾、字上巾、字島崎、字狐塚、字西沼、 字会所沢、字小向井、字円通寺、千旦林の うち字横打、字山堺、茄子川字中垣外、坂 下のうち字徳野及び字大沼の各一部

第4種区域 桃山町三番、駒場字京田、坂下のうち字和 合、字上新田、字下新田、字相沢、字中之 垣外、字下高辺、字上高辺、字小田垣外、 字島、字大岩、字中原、字上原及び字前平 の各全部

> 小川町二番、駒場町一番、中津川のうち字 島田、字洞田、字尾外岩、駒場のうち字安 森、字大道上、手賀野字下巾、茄子川字中 垣外及び坂下字西高辺の各一部

備考

10. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定

(中津川市告示 第20号)

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る告示(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定により指定する区域を次のように定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示 (平成24年3月30日中津川市告示第19号)第1条により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定 工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関す る告示第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域 区分」という。)が、第1種区域、第2種区域及び第 3種区域である地域
- 2 区域区分が第4種区域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲のおおむね80メートルの地域

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

11. 自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分の指定

(中津川市告示 第21号)

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内に おける自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府 令第15号)の別表備考の規定により、a区域、b区域及 びc区域を次のように定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

区域	該当地域
a 区域	1 騒音第1種区域である地域
	2 騒音第2種区域のうち、都市計画
	法(昭和43年法律第100号)第8条第
	1項の規定により、第1種中高層住
	宅専用地域又は第2種中高層住居専
	用地域として定められた地域
b 区域	騒音第2種区域である地域 (a 区域で
. 71	ある地域を除く。)
c区域	騒音第3種区域又は騒音第4種区域で
. 71	ある地域

備考

この表において「騒音第1種区域」、「騒音第2種区域」、「騒音第3種区域」及び「騒音第4種区域」とは、それぞれ、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第3条第1項に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

12. 振動規制法に基づく振動の規制地域の指 定及び特定工場等において発生する振動の 規制基準の設定

(中津川市告示 第22号)

振動規制法(昭和51年法律第64条)に基づく規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

(振動の規制地域)

第1条 振動規制法第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として指定する地域(以下「指定地域」という。)は、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第1条に定める地域とする。

(特定工場等に係る振動の規制基準)

第2条 振動規制法第4条第1項の規定により、指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

	区域の区分	昼間	夜間
		(午前8時から	(午後7時から
種別	該当地域	午後7時まで)	翌日午前8時
			まで)
	騒音規制法に基づく		
	騒音の規制地域の指		
	定及び特定工場等に		
	おいて発生する騒音		
公 1任	の規制基準の設定に		
第1種	関する告示第3条第	60デシベル	55デシベル
区域	1項に定める区域の		
	区分(以下「区域区		
	分」という。)が、		
	第1種区域及び第2		
	種区域である地域		
竺 0 衽	区域区分が、第3種		
第2種	区域及び第4種区	65デシベル	60デシベル
区域	域である地域		

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

13. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定

(中津川市告示 第23号)

振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第1付表第1号の規定により指定する地域を次のとおり定める。

平成24年3月30日

中津川市長 青山 節児

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第22号)第1条の規定により指定された地域のうち次に掲げる地域

- 1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定 工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関す る告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第 3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」と いう。)が、第1種区域、第2種区域及び第3種区域 である地域
- 2 区域区分が、第4種区域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規 定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育 所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条

第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の地域

備考

14. 自動車振動に基づく振動の規制基準に定める区域の区分等の指定

(中津川市告示 第24号)

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1の規定により市長が定める区域及び同表備考2の規定により市長が定める時間の区分を次のとおり定める。

平成 24 年 3 月 30 日

中津川市長 青山 節児

1 区域

(1) 第1種区域

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定 工場等において発生する振動の規制基準の設定に関す る告示(平成24年3月30日中津川市告示第22号) 第1条の規定により指定された地域(以下「指定地域」という。)のうち騒音規制法に基づく騒音の規制 地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制 地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制 制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津 川市告示第19号)第3条第1項に定める区域の区分 (以下「区域区分」という。)が、第1種区域及び第 2種区域である地域

(2) 第2種区域

指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び 第4 種区域である地域

2 時間

昼間 午前8時から午後7時まで 夜間 午後7時から翌日午前8時まで

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

<参考>

振動規制法施行規則第 12 条(道路交通法振動の限度) 別表第二

		昼間	夜間			
	第1種区域	65 dB	60 dB			
	第2種区域	70 dB	65 dB			

備考

4 振動の測定は、鉛直方向についておこなうものとする。 8 振動レベルは、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値に八十パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

道路交通振動測定マニュアル

(環境省 2022 年 6 月作成)

- ・測定の結果、要請限度を超えている場合は、道路管理 者又は都道府県公安委員会に対し必要な措置を執るべ きことを要請する。
- ・なお、要請限度を超えていない場合であっても、道路 上の段差や轍等、道路交通振動の発生原因となりうる 状況の把握に努め、道路交通振動の状況を道路管理者 に情報提供すことが望ましい。

15. 悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制 地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定

(中津川市告示 第25号)

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)及び同法第4条第1項の規定により特定悪臭物質の規制基準を次のように定める。

平成24年3月30日

中津川市長 青山 節児

1 規制地域

市内全域

2 規制基準

(1) 工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

ア	アンモニア	1 ppm
1	メチルメルカプタン	0.002ppm
ウ	硫化水素	0.02ppm
エ	硫化メチル	0.01ppm
オ	二硫化メチル	0.009ppm
力	トリメチルアミン	0.005ppm
丰	アセトアルデヒド	0.05ppm
ク	プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ケ	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
コ	イソブチルアルデヒド	0.02ppm
サ	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
シ	イソバレルアルデヒド	0.003ppm
ス	イソブタノール	0.9ppm
セ	酢酸エチル	3 ppm
ソ	メチルイソブチルケトン	1 ppm
タ	トルエン	10ppm
チ	スチレン	0.4ppm
ツ	キシレン	1 ppm
テ	プロピオン酸	0.03ppm
1	ノルマル酪酸	0.002ppm
ナ	ノルマル吉草酸	0.0009ppm
=	イソ吉草酸	0.001ppm

- (2) 工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設 から排出される特定悪臭物質の当該排出施設の排出 口における排出基準
- ア 次の式により算出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

 $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$

この式において、q、He 及び Cm は、それぞれ 次の値を表すものとする。

- q 流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換 算した立方メートル毎時)
- He イに規定する方法により補正された排出口の高さ (単位 メートル)
- Cm (1) に規定する特定悪臭物質ごとの値(単位 百万分率)

ただし、イに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式を適用しないものする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算定により行うもの とする。

He = Ho + 0.65(Hm + Ht)
Hm =
$$\frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{1 + 2.58}}$$

Ht =
$$2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V及び Tは[、] 、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

- Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)
- Q 温度 15 度における排出ガスの流量(単位 立 方メートル毎秒)
- V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)
- T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)
- (3) 工場その他の事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排出水中の濃度とする。

ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$C_{I,m} = K \times Cm$$

~この式において、C_{Lm、k} 及び Cm は、それぞ れ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度(単位 1リットルにつきミリグラム)

K 次表の第2欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び 同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排 出される排出水の量ごとに同表の第4欄に掲げる 値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cm (1) に規定する特定悪臭物質ごとの値(単位 百万分率)

	メチルメル	0.001m³/s以下の場合	16
1	カプタン	0.001m³/sを超え、0.1m³/s以下の場合	3.4
		0.1 m³/sを超える場合	0.71
	硫化水素	0.001m³/s以下の場合	5.6
2		0.001m³/sを超え、0.1m³/s以下の場合	1.2
		0.1m³/sを超える場合	0. 26
	硫化メチル	0.001m³/s以下の場合	32
3		0.001m³/sを超え、0.1m³/s以下の場合	6.9
		0.1m³/sを超える場合	1.4
	ニ硫化メチル	0.001m³/s以下の場合	63
4		0.001m³/sを超え、0.1m³/s以下の場合	14
		0.1m³/sを超える場合	2.9

備考



中津川市側から見た笠置山

令和7年度版 中津川市の環境 (令和6年度実績報告)

編集発行 中津川市環境水道部環境課

〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号 電 話 (0573) 66-1111 FAX (0573) 65-7626 Email kankyo@city.nakatsugawa.lg.jp